

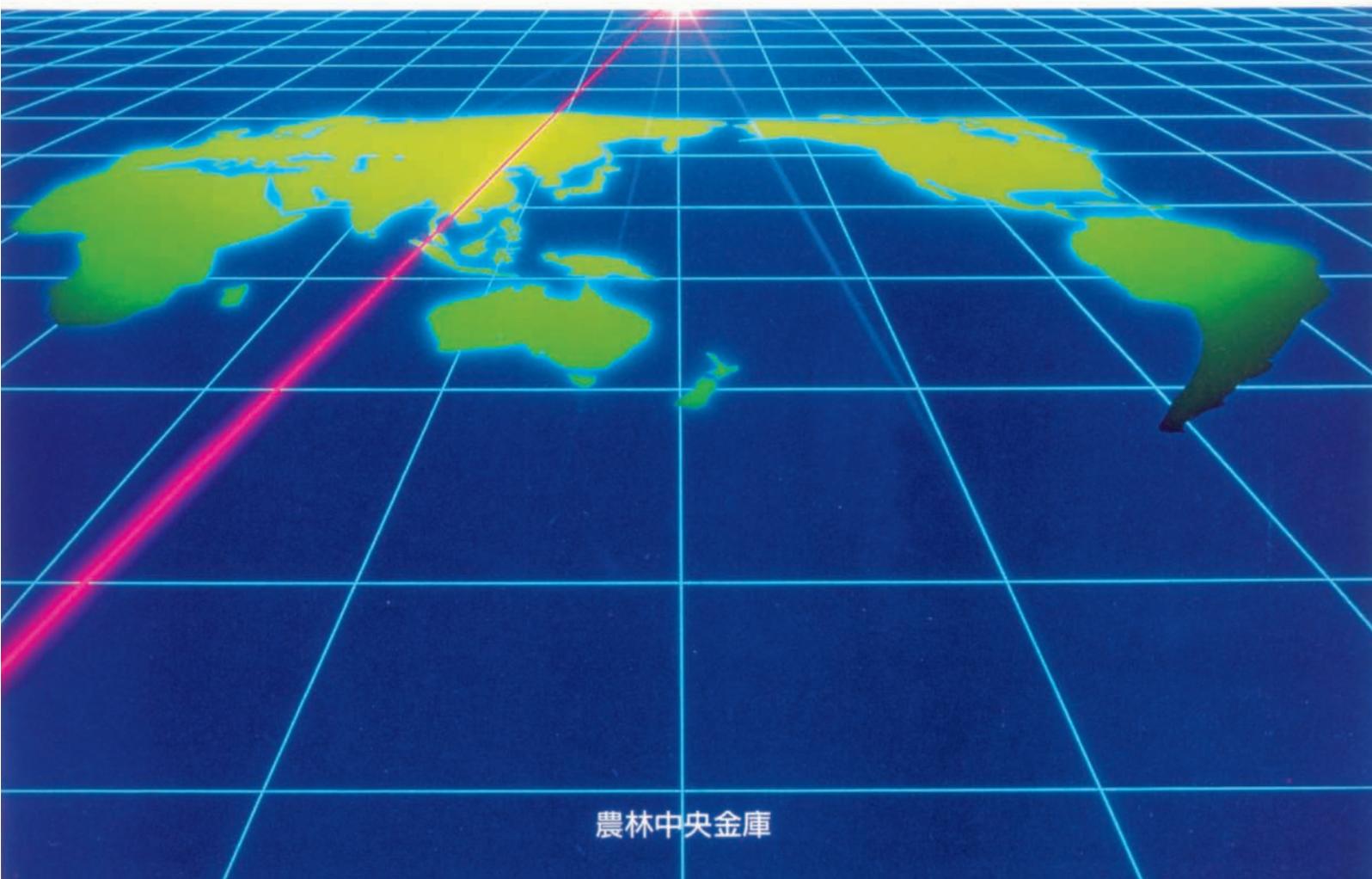
# 農林金融

THE NORIN KINYU  
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2004 **12** DECEMBER

## 変化のなかの農業・農政

貿易交渉と農業  
世界の米需給構造とその変化  
株式会社の農業参入  
再び改革を加速した中国農政  
組合金融の動き



## 大統領選挙と「民意」

11月2日に行われたアメリカ大統領選挙は、ブッシュ大統領が接戦を制し、51%の票を獲得して勝利した。対立候補のゴアが得票数で上回った2000年の前回選挙同様、拮抗した予測の難しい選挙であった。

選挙の予測といえば、1936年のアメリカ大統領選挙が有名である。この時、大手のリテラリー・ダイジェスト誌は230万人から得た調査への回答をもとに、共和党のランドンの勝利を予測したが、無名であったギャラップ社は3,000人といわれるわずかなサンプルをもとに民主党のルーズベルトが勝利するとした。結果はルーズベルトが60%の得票率で勝利し、その後リテラリー・ダイジェスト誌は廃刊に追い込まれ、ギャラップ社は米国を代表する世論調査会社となっていった。リテラリー・ダイジェスト誌の調査対象は自誌の購読者など比較的豊かな層に偏っていたが、ギャラップ社は、調査対象者の居住地や年齢などの構成が有権者全体の構成に近くなるよう、注意して抽出したのである。アンケート調査の初歩を学ぶ際、サンプリングの重要性を示す例として引き合いに出される話である。

さて、今回の大統領選挙は、イラクにおける混乱が拡大するなかで、従来に増して国際的注目を集めた。10月には、朝日新聞など10か国の新聞が共同で実施した世論調査結果が発表されたが、10か国のうち8か国で、ケリー支持が上回ったとされる。そしてこの選挙結果は対テロ戦争への信任と受け止められ、ブッシュ大統領はその勝利宣言のなかで、これは「歴史的な勝利」であり「すべての同盟国とともにテロとの戦いを遂行する」と宣言した。

ところが、その後のさまざまな報道からは、アメリカ国民の民意がもう少し複雑であることが読み取れる。CNNによれば、選挙の際に民間調査会社が行った出口調査結果では、最も重視する政策課題として道徳など価値観をあげた人が22%と多く、経済対策が20%、テロ対策が19%、イラク政策が15%であった。同性結婚や妊娠中絶を容認する民主党の政策は、とくに宗教界で共和党支持を急速に広げたといわれ、この結果、共和党はかつての民主党の地盤であった南部を席卷し、民主党は西海岸と東部で支持を集める結果となった。対テロ政策でブッシュ支持が多かったことは間違いないが、倫理問題があるかぎりケリーは勝利できなかったのだという見方にも説得力がある。

このように、民主主義の本家を自認するアメリカでも民意を正確に知ることはなかなか難しいようである。わが国においてはどうか。農業問題をはじめ、意見が割れる問題が多いが、国民は正確な情報を得ているだろうか、そして民意を反映させる手段を十分持っているだろうか。いろいろと考えさせられることの多い大統領選挙であった。

今月のテーマ

## 変化のなかの農業・農政

今月の窓

大統領選挙と「民意」

(株)農林中金総合研究所基礎研究部長 石田信隆

新しい貿易ルールの確立を求めて

貿易交渉と農業

石田信隆 2

日本・アジアの食料安全保障を考える

世界の米需給構造とその変化

清水徹朗 17

事例にみる現状とその可能性及び意義について

株式会社の農業参入

室屋有宏 38

食糧増産，直接支払い，農村行政体制改革を中心に

再び改革を加速した中国農政

阮蔚 61

談話室

有機農産物運動で日本は後進国

日本大学生物資源科学部教授 大賀圭治 36

情勢

平成16年度第1回農協信用事業動向調査結果

重頭ユカリ 81

組合金融の動き

農協の運用比率と地域差，貯金規模

平澤明彦 88

統計資料 90

< 第57巻総目次 > 巻末添付

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は，筆者の個人見解である。

# 貿易交渉と農業

## 新しい貿易ルールの確立を求めて

### 〔要 旨〕

- 1 ウルグアイ・ラウンド以前の農業貿易交渉では各国の利害が前面に出ることが多く、この結果、アメリカとEUは世界における農産物輸出国・地域としての地歩を固めた。その後ウルグアイ・ラウンドおよびWTO新ラウンドでは、包括的な農産物貿易ルールの構築が図られているが、発展途上国や輸入国の発言力が強まるなかで、交渉は長期化の様相を呈している。
- 2 近年は、FTAの締結が増加しており、これは非締結国をもFTAへの取組みを強く促している。この結果農業分野においては、さまざまな例外扱いが錯綜する複雑な状況が現れつつある。
- 3 農産物貿易は拡大しつつあり、なかでもアジアの貿易をとおしたつながりは強まりつつある。
- 4 貿易の自由化をとおした各国経済の緊密化は大きな潮流であるが、一律的機械的な貿易・投資の自由化は、当該国における自立的経済発展にとってマイナスになる場合があるだけでなく、食料問題、農業の多面的機能、環境問題等に悪影響を及ぼす懸念がある。
- 5 今後も貿易ルールの構築はWTOの場を主としつつ、関係国の相互の発展を基本に、食料・環境問題等への配慮をしつつ、柔軟な自由化と協力の促進等幅広い連携強化を指向すべきである。そして、農業の多面的機能や環境配慮については、WTO交渉において明確に位置付けを行うとともに、FTAにおいてもそれらに配慮すべきことをWTO協定において明記する必要がある。

## 目次

### はじめに

- 1 貿易交渉における農業の取扱い
  - (1) GATT・WTO交渉と農業
  - (2) FTAと農業
- 2 農産物貿易の現状と変化の方向

### 3 「貿易と農業」をめぐる論点

- (1) 自由貿易と経済厚生
- (2) 食料問題と貿易
- (3) 農業の多面的機能と貿易
- (4) 環境問題と貿易

### 4 貿易交渉の望ましい方向

## はじめに

第二次大戦後の貿易交渉は、GATT（関税および貿易に関する一般協定）およびそれを受けついだWTO（世界貿易機関）の場における交渉を軸としてすすめられてきたが、近年はそれに加え、FTA（自由貿易協定）の締結の動きも急速に広がってきている。

これらの交渉においてよく問題となるのが、農業の分野における自由化の取扱いである。実際には、多くの交渉において農業以外の分野も大きな対立点となっているが、農業分野においては、農産物輸出国における場合を含めて、自国農業を保護・育成しようとする諸々の施策をめぐるの激しい対立が注目されることが少なくない。

とくにわが国の貿易交渉においては、ともすると、日本の農業保護路線対自由貿易主義の対立、というとらえ方がなされがちである。そして、個別国間の交渉であるFTA交渉においてはなおさら、具体的な

品目ベースでの損得が意識されて、国内における産業分野間の意見対立となって表れがちである。わが国とメキシコとのFTA交渉の過程でみられた、「日本の自動車産業が北米大陸で競争力を保持するためには、日本が豚肉で譲歩すべきである」というような議論が典型的である。

しかし筆者は、このような問題を、単なる自由貿易への障害として、あるいは単なる産業分野の利害対立としてとらえるのは、より重要な問題を看過し、またよりよい貿易秩序を形成する機会を逃すことになるものであると考えている。本稿では、農業の分野を軸に貿易交渉の諸相を検討することをとおし、貿易交渉において農業をどう取り扱うべきか、検討することとした。

## 1 貿易交渉における 農業の取扱い

### (1) GATT・WTO交渉と農業

第二次世界大戦後の世界の貿易体制は、

経済のブロック化と、自国の利益に固執し輸入制限競争を行う近隣窮乏化政策が大戦の背景にあったとの反省のもとに、自由貿易を重視して構築されてきた。

GATTにおいては、そのような考えのもとに、1947年の第1回交渉から86～94年のウルグアイ・ラウンドまで、8回にわたり貿易交渉が行われてきた（第1表）。

農産物については、ウルグアイ・ラウンドにおいて初めて包括的な貿易ルールの内容が取り決められることとなったが、それ以前の交渉における農業の取扱いは、一口に言えば、各国の利害を反映させた、自由貿易とはほど遠いものであった。

第1回（1947年）から第4回（1956年）の交渉では関税引下げが交渉の主な内容であったが、この間1955年には、アメリカに対し、酪農品以外の広範囲な品目について期限無制限で輸入制限できることとするウェーバーが認められている。その経緯はジョスリンほか（1998）に詳しいが、アメリ

カの農産物輸入政策が「事実上国際的な法的制約の枠外におかれることになった」このウェーバーは、「他のどの要因にもまして一般協定の目的の達成に対し深刻な打撃を与えた」と評されている。<sup>（注1）</sup>

また、現在WTO交渉で問題となっている輸出補助金問題も、その発端をこの時期に求めることができる。

GATTにおいては、工業製品に対する輸出補助金が1957年から全面的に禁止されたが、農産物については許容されることとなった。これは、輸出補助金を行使する権利を維持しようとするアメリカの強い意向が反映されたためであるが、その結果、「1970～80年代の国際農産物市場における成功は、生産者・輸出国の効率性と販売努力よりは、資金力と国家財政規模により決定されることとなった」のである。<sup>（注2）</sup>

ディロン・ラウンド（1960～61年）では、1958年のEEC創設を受け、EECの対域外共通関税の設定と共通農業政策のもとでの可

変課徴金がテーマとなった。ここでこれらの制度を守り抜いたEECは、その後、農産物輸入地域から輸出地域に変貌する道をたどることとなる。

そして、引き続きケネディ・ラウンド（1964～67年）、東京ラウンド（1973～79年）においても、農業分野での交渉は主要輸出国の利害を主張し合うものであった。

このようなことの結果、アメリカとEUは第1図にみるとおり巨

第1表 GATT交渉の経緯

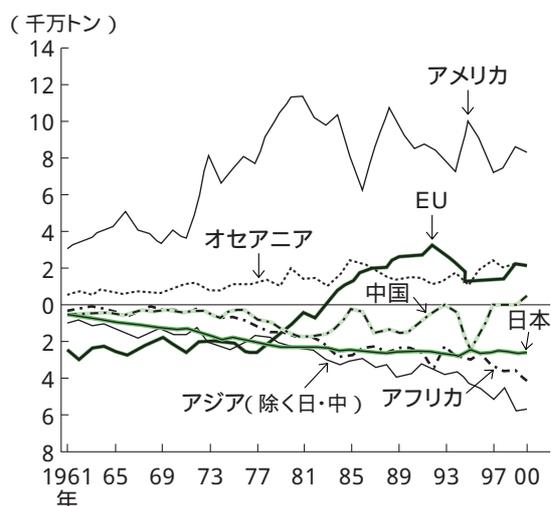
	名称	参加国数	主要テーマ
1947年	第1回交渉	23	関税
49	第2回交渉	13	関税
51	第3回交渉	38	関税
56	第4回交渉	26	関税
60～61	ディロン・ラウンド	26	関税
64～67	ケネディ・ラウンド	62	関税およびアンチ・ダンピング措置
73～79	東京ラウンド	102	関税, 非関税措置, 途上国の貿易に関する枠組み合意
86～94	ウルグアイ・ラウンド	123	関税, 非関税措置, ルール, サービス, 知的所有権, 紛争解決, 繊維, 農業, WTO設立

資料 WTOホームページ( <http://www.wto.org/> )

大な農産物輸出国・地域としての地歩を固め、世界の農産物貿易は、先進国からの大幅な輸出超過が定着するに至ったのである（第2図）。

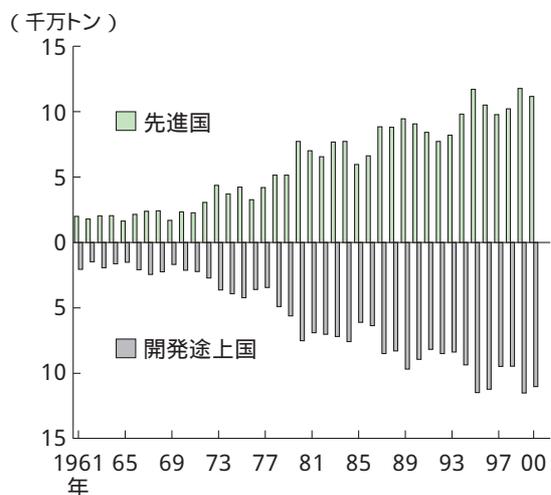
1986年から開始されたウルグアイ・ラウンドは、それ以前の交渉と異なって、農産物についても、関税・輸入制限等の国境措置、国内支持、輸出競争（輸出補助金等）を含む包括的な保護水準の引下げがテーマ

第1図 主要国・地域の穀物純輸出量推移



資料 FAOSTAT

第2図 穀物純輸出量の推移



資料 第1図に同じ

となった。その背景としては、財政制約が強まるなかで価格支持政策により自国農業の保護と輸出拡大を図るアメリカにとって、輸出補助金を活用して農産物輸出を拡大するECとの利害対立が限界にまで達したことがあげられる。

ECは、このような事態に対応し、共通農業政策を改革して農家への直接所得補償を導入した。ECとしては、この「生産刺激的でない」直接補償の導入により、輸出補助金の削減が可能となった。また交渉においては輸出補助金の削減度合いが緩和され、交渉は妥結にいたった。なお、周知のとおりわが国はこの交渉で、米の関税化を回避するとともにミニマム・アクセス数量を上乗せすることを受け入れたが、その後99年に米の関税化を実施した。

またウルグアイ・ラウンドでは、ケアンズグループ（輸出補助金依存度の低い先進輸出国）の先鋭な主張が注目された。

このように、ウルグアイ・ラウンドにおいては、アメリカやEC等の農産物輸出国間の利害調整が行われたものの従来の輸出国優位の関係に変化はなく、また、将来にわたって農産物の保護水準を引き下げていく交渉の枠組みが作られたことは、農産物輸入国にとっては大きな課題を残すものとなったのである。

なお、輸出補助金は、WTO農業協定に基づき現在も25か国で支出が認められている（第2表）。

00年3月に開始されたWTO農業交渉（01年11月のドーハ閣僚会議でWTO新ラウン

第2表 現在認められている輸出補助金

国名	品目数	国名	品目数
オーストラリア	5	ニュージーランド	1
ブラジル	16	ノルウェー	11
ブルガリア	44	パナマ	1
カナダ	11	ポーランド	17
コロンビア	18	ルーマニア	13
キプロス	9	スロバキア	17
チェコ	16	南アフリカ	62
EU	20	リヒテンシュタイン	5
ハンガリー	16	トルコ	44
アイスランド	2	アメリカ	13
インドネシア	1	ウルグアイ	3
イスラエル	6	ベネズエラ	72
メキシコ	5		

資料 WTOホームページ(<http://www.wto.org/>)

ドとして正式に立上げ)は、市場アクセス・国内支持・輸出競争を対象とする、包括的な自由化交渉となっている。しかし自由化の基準である「モダリティ」合意を目指して03年9月にメキシコのカンクンで開催された閣僚会議では、関税上限の設定、途上国を含む関税削減方式、輸出補助金をはじめとする農業補助金、最低輸入義務の拡大等をめぐって、アメリカ、EU、先進輸入国(日本等)、ブラジル・インド等発展途上国の意見が激しく対立し、交渉は決裂した。なお、カンクン閣僚会議決裂の最も大きな原因は、新しい交渉分野である「シンガポール・イシュー」(投資・競争・貿易円滑化・政府調達)をめぐる先進国と発展途上国の対立であった。

交渉はその後04年7月に至り、関税削減方式の考え方など、各国共通のルールを決める前提となる大枠についての「枠組み合意」に達した。その内容は、「高い関税ほど大幅な引下げ」「重要品目は別の扱い」「貿易歪曲的補助金が多い国ほど大幅な削

減」「輸出補助金を期日を設定して撤廃」等であるが、問題となっていた関税の上限設定は今後の検討に委ねられることとなった。数字入りの共通ルールである「モダリティ」は今後の交渉において検討されることとなるが、具体的な問題は先送りされた感の強い決着となった。今後の交渉は、来春以降に本格化し、05年12月に香港で開かれる閣僚会議が次の重要な場面になるとみられている。

WTO農業交渉の特徴は、従来のアメリカ、EU、日本等先進輸入国に加え、ブラジル・インド等の発展途上国グループが共同して案を提出するなど、その発言力が急速に強くなったことである。途上国は、先進国の大幅・一律的な市場開放と途上国への配慮、輸出補助金をはじめとする先進国の農業補助金の撤廃等を求めている。

最近注目されたアメリカの綿花補助金をめぐるWTO紛争処理委員会でのアメリカの敗訴は、このような動きを象徴するものであった。これは、30億ドルにのぼるアメリカの綿花補助金が綿花の国際価格を不当に引き下げ、途上国の農民の輸出市場を奪っているとして、03年にWTOに提訴されたブラジルの主張を認めるものであった。ブラジルは、アメリカの輸出補助金がなければアメリカの綿花生産は29%、輸出は41%減少すると主張した。アメリカは04年7月のWTO農業交渉枠組み合意の際に、補助金削減に同意したが、細目については10月以降交渉が続いている。

(注1) ジョスリンほか(1998) 41~45頁

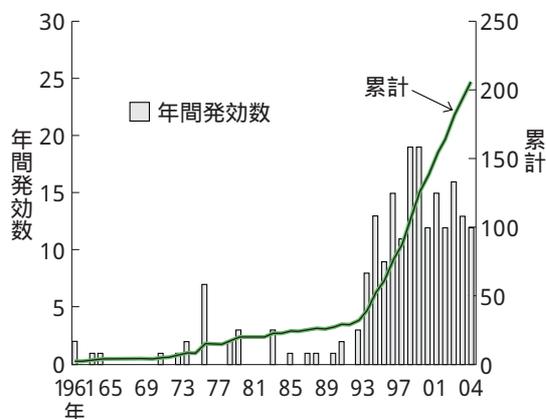
(注2) WTOホームページ <http://www.wto.org/>

## (2) FTAと農業

特定の国や地域が相互に関税の撤廃等を行<sup>(注3)</sup>うFTAは、04年3月現在で206協定にのぼっている。その協定発効時期をみると、80年代までの発効はわずかであり、特に90年代後半になって協定が急増している(第3図)。

地域的にみると、アメリカ大陸ではNAFTA(アメリカ、カナダ、メキシコ)、MERCOSUR・アンデス共同体FTA(南米9か国)が成立し、さらにキューバを除く南北アメリカ諸国が参加するFTAAも構想されている。欧州においては、04年5月、EUに新たに10か国が加盟して25か国の巨大な経済圏が誕生した。従来動きが鈍かったアジアにおいても、近年FTAへの取組みが活発になってきた。シンガポールやタイはアジアにおけるFTAのハブとなることを目指して積極的に取り組んでいるし、

第3図 FTA数の推移



資料 WTOホームページ(<http://www.wto.org/>)

(注) 2004年3月1日現在。

ASEAN諸国は03年10月、2020年までに経済統合を完了することで合意した。また中国も、02年11月に「中ASEAN包括的経済協力枠組み協定」を締結し積極的なFTA戦略をすすめているし、わが国も05年4月からASEANと包括的なFTA交渉を開始することで合意している。

このようにFTAが増えることは、協定国同士が排他的に特別な待遇を与え合う協定が複雑にからみあって広がっていくことであり、関税等の条件はすべての国に対して同じ条件を与えるという最恵国待遇の骨抜き化と経済のブロック化に導く懸念がある。

しかし、WTOの場での交渉の長期化は、経済連携の効果をより短期間であげるためにFTAへの取組みを加速している。FTAの広がりには、FTAに参加していない国にとっては、FTA締結国との貿易条件が不利になることを意味し、こうしてFTAへの取組みはいやおうなしに拡大する傾向にある。

しかし、このような動きは、FTA締結国の各経済セクターに複雑な影響を及ぼす。多くの国において、FTAにより利益を享受するセクターと不利益を享受するセクターが並存するからである。

GATT第24条は、FTAにおいては実質上すべての貿易について関税や制限的通商規則を廃止することを求めている。「実質上すべて」についての明確な規定はないが、一般には、貿易量の90%以上を対象とすること、特定セクターを除外しないこと、

が必要と考えられている。また、関税撤廃については、「合理的な期間」(10年)以内に実施すべきとされている。これらは、最恵国待遇の原則が骨抜きにならないために定められているものである。

しかし実際には、多くのFTAにおいて農産物に限らず工業品も含めて、さまざまな例外措置が取り決められている。

NAFTA(北米自由貿易協定)では、農林水産物については第3表にみるとおりの品目が例外扱いとされた。また、関税撤廃期間についても、アメリカ・メキシコ間およびカナダ・メキシコ間では最長15年のスケジュールが設定された。

メキシコは、FTAに極めて積極的に取り組んできたが、EU・メキシコのFTAでは、EU側は牛肉、豚肉、鶏肉、野菜(トマト、キュウリ等)など595品目(金額ベースで約10%)を再協議とし、メキシコ側は米、小麦、牛肉、豚肉、鶏肉、とうもろこし、フリフォル豆、乳製品、砂糖、桃等310品目(金額ベースで約57%)を再協議とした。

EUが締結したFTAにおける関税撤廃状況

第3表 NAFTAにおける農産品例外扱い

国	側	品目
アメリカ・カナダ間	アメリカ側	乳製品、ピーナッツ、ピーナッツバター、砂糖、砂糖含有品、 <small>(注4)</small> 綿(農産品1199品目中69品目)
	カナダ側	乳製品、家禽肉、卵、マーガリン(農産品1015品目中35品目)
カナダ・メキシコ間	両国とも	乳製品、家禽肉、卵および卵製品、砂糖、砂糖含有品(カナダ側:農産品1041品目中78品目、メキシコ側:農産品1004品目中87品目)

資料 農林水産省(2003)

況においても、農産物は工業品と比較して関税撤廃率は相当に低くなっている(第4表)。

また、アメリカとオーストラリアとのFTA交渉では、アメリカは、砂糖、乳製品についてのオーストラリアの強い開放要求を拒否して現行関税を維持したほか、牛肉についても18年という長期での関税撤廃スケジュールを設定した。

こうして、さまざまなFTAで例外扱いが多数行われている結果、メキシコはEUに対しては豚肉開放を拒否する一方で日本に対しては低関税輸入枠を認めさせ、過去日本や韓国に対しては強力な交渉によって牛肉の市場開放をさせてきたアメリカが、オーストラリアに対しては関税撤廃に極めて消極的になるなど、複雑な様相が現出している。

このように、多くのFTAにおいて農産物の例外扱いがみられているのであり、それは、アメリカやオーストラリア等の強大な農産物輸出国においても広範囲にみられ

第4表 EUの自由貿易協定における関税撤廃の状況

(単位 %)

輸出国	全品目に占める無税品目の割合	
	農産品	工業品
チェコ	32	100
ハンガリー	35	100
ポーランド	27	100
イスラエル	33	100
ヨルダン	26	100
シリア	24	100
アルジェリア	57	100
モロッコ	68	100
チュニジア	59	100
南ア	27	61

資料 第3表に同じ  
(注) EUは拡大前。

ているのである。

また、農産物以外の品目についても、とくに発展途上国の場合には自国産業保護のために例外扱いとするケースもみられる。たとえば、韓国・チリFTAでは、韓国側が米・りんご・梨等を例外扱いとする一方で、チリ側は洗濯機・冷蔵庫を例外扱いとした。

(注3) Free Trade Agreement (自由貿易協定) 内容により、包括的経済連携を指すEconomic Partnership Agreement, 地域協定を指すRegional Trade Agreementとも呼ばれるが、本稿ではFTAと表記する。

(注4) 03年までに再協議することとされたが、協議はまだ行われていない。

## 2 農産物貿易の現状と変化の方向

第5表 国・地域別貿易額(農畜産物,2003年)

(単位 億ドル)

		輸入国・地域							
		日本	韓国	中国	ASEAN5	NAFTA	EU25	豪州・NZ	その他
輸出 国・ 地域	日本		2	1	2	4	1	-	7
	韓国	7		1	1	3	-	-	6
	中国	37	18		17	13	17	1	49
	ASEAN5	25	6	23	39	21	34	4	96
	NAFTA	159	27	40	28				
	EU25	51	9	8	21				
	豪州・NZ	35	9	7	25				
	その他	36	12	57	37				
	輸入合計	351	83	137	169				

資料 日本貿易振興機構 "World Atlas"

- (注) 1 ASEAN5はタイ,シンガポール,マレーシア,フィリピン,インドネシア。NAFTAはアメリカ,カナダ,メキシコ。EU25は2004年4月拡大後の25か国。  
2 シンガポールのインドネシアからの輸入は含まれず,また同国の1998年値は1999年のものである。  
3 日・中・韓・ASEAN5の輸入データを基本とし,これら8か国からその他地域への輸出額のみ,8か国の輸出データを用いた。

第6表 国・地域別貿易額(農畜産物・1998~2003年増減)

(単位 億ドル)

		輸入国・地域							
		日本	韓国	中国	ASEAN5	NAFTA	EU25	豪州・NZ	その他
輸出 国・ 地域	日本		1	-	-	1	-	-	-
	韓国	2		-	-	1	-	-	1
	中国	6	12		4	6	4	1	13
	ASEAN5	1	2	12	12	-	1	1	26
	NAFTA	11	6	20	2				
	EU25	7	3	2	5				
	豪州・NZ	3	3	4	1				
	その他	6	2	36	8				
	輸入合計	20	29	75	32				

資料,(注)とも第5表に同じ

すでにみてきたように、貿易交渉において農産物の自由化はさまざまな困難に直面し、複雑で弾力的な取扱いが行われることが少なくなかった。その理由と、望ましい考え方は次節でとりあげることとしたいが、そのような状況にもかかわらず、農産物貿易は大きく拡大してきた。ここでは、地域間でみた農産物貿易の現況について概観しておくこととしたい。

第5,6表は、日本、韓国、中国、ASEAN5か国(タイ、シンガポール、マレーシア、フィリピン、インドネシア。以下「ASEAN5」)の相手先別農畜産物輸出入額およびその増減額を表したものである。

日本および韓国はNAFTAからの輸入が最も多い。ASEAN5は域内からの輸入が最も多く、その他地域からの

輸入も分散されている。中国は、輸出先としては日本、輸入先としてはNAFTAの比重が比較的高いが、特定国・地域に偏らず、全世界を相手に貿易を行っている。

98年から03年の増減をみると、これらの4か国・地域ともに輸入を大きく増加させている。輸入先は、中国、ASEAN5、NAFTAからの増加が大きく、中国はその他の国からの輸入も大きく増加させている。また、中国、ASEAN5は輸出も同様に増加させている。

つぎに、主な品目別にみると(第7～9表)、穀物については、日本はNAFTAからの輸入が圧倒的に多く、韓国は中国からの輸入が急速に増加している。

野菜は、日本、韓国、ASEAN5ともに中国からの輸入が多く、またその割合も高まりつつある。

畜産物は、日本、韓国、中国はNAFTAからの輸入が多く、ASEAN5はオーストラリア、ニュージーランドが多い。

このように、品目により国・地域に差はあるが、農

第7表 4か国・地域の輸入額(穀物)

(単位 百万ドル)

	日本		韓国		中国		ASEAN5	
	98年	03	98	03	98	03	98	03
日本			1	7	6	11	39	34
韓国	44	73			3	6	6	17
中国	167	398	388	1,107			691	601
ASEAN5	202	233	10	18	141	178	876	758
NAFTA	3,398	3,596	826	383	352	105	727	633
EU25	373	402	92	72	67	218	247	328
豪州・NZ	603	585	149	226	170	175	717	601
その他	338	196	251	161	18	38	911	673
合計	5,125	5,484	1,717	1,974	758	731	4,214	3,645

資料(注)とも第5表に同じ

第8表 4か国・地域の輸入額(野菜)

(単位 百万ドル)

	日本		韓国		中国		ASEAN5	
	98年	03	98	03	98	03	98	03
日本			-	-	-	-	4	3
韓国	73	82			-	-	1	1
中国	1,025	946	61	153			143	256
ASEAN5	90	88	41	7	29	155	80	121
NAFTA	431	310	6	21	30	25	51	53
EU25	51	44	3	2	2	3	30	28
豪州・NZ	154	151	2	8	1	4	99	93
その他	148	138	12	24	8	54	114	90
合計	1,973	1,758	125	215	71	242	523	644

資料(注)とも第5表に同じ

第9表 4か国・地域の輸入額(畜産物)

(単位 百万ドル)

	日本		韓国		中国		ASEAN5	
	98年	03	98	03	98	03	98	03
日本			6	4	9	4	4	4
韓国	391	10			7	6	3	6
中国	613	311	24	33			39	61
ASEAN5	275	366	11	59	24	21	233	425
NAFTA	3,431	4,309	273	1,065	134	815	139	203
EU25	1,015	1,786	148	160	63	173	282	425
豪州・NZ	1,545	1,627	126	380	67	348	1,060	1,245
その他	430	599	17	52	77	72	190	316
合計	7,700	9,007	604	1,753	380	1,439	1,950	2,685

資料(注)とも第5表に同じ

畜産物の貿易は拡大を続けており、輸出国・地域としてはアメリカを中心とするNAFTA、中国、ASEAN5が割合を高めてきている。

### 3 「貿易と農業」をめぐる論点

#### (1) 自由貿易と経済厚生

自由貿易の経済効果をFTAの場合で考えてみると、FTAの経済効果は、一般的に「静態的效果」と「動態的效果」に分けて理解されている。

「静態的效果」は、貿易創出効果（FTA締結国間で関税を撤廃することにより、相手国のコストの安い商品を輸入することができるようになる効果）と、貿易転換効果（FTA締結前に締結国以外から輸入していた商品が、締結国からの輸入に置き換わる効果）に分けられる。

また、「動態的效果」は、市場の拡大に伴う規模の経済の発現や、サービス、投資、技術等の広範な分野での連携に伴い、FTA締結国の成長が促される効果である。

これらの説明は単純化されたわかりやすいものであるが、現実にはそのようには割り切れない多くの問題が潜んでいる。

貿易転換効果については、域外国との貿易が域内国との貿易に転換されるだけであるので、それにより惹起される従来の輸入先との緊張は別として、直ちに表れるメリットといえるが、貿易創出効果が双方の国にとってのメリットといえるかどうかは、場合によりけりであろう。

すなわち、関税撤廃により極端な貿易創出効果が生じた場合には、高コスト商品を生産していたセクターに破壊的な影響を及ぼすことになる。それが農業の場合は後に述べる農業の多面的機能にも影響が及ぶことになるが、非農産品の場合も、多くの国においては、競争力は弱いが育成を図っているセクターがあるのであり、その破壊をとおして、その国の経済発展の進路を大きく制約することになる。とくに先進国と発展途上国とのFTAにおいては、発展途上国において育成を図っている第二次・第三次産業が問題になる。韓国・チリFTAでチリ側が冷蔵庫、洗濯機を例外品目としたのはその一例である。

動態的效果についてもいくつかの問題点が指摘できる。

まず、静態的效果は比較的短期間で、動態的效果は長期間で発現する効果であるが、極端な貿易創出効果の発現等により当該国の産業構造に大きな変化がおきた場合には、従前の産業構造を前提として期待していた動態的效果の発現は難しくなる。例えば日韓FTAにおいては、関税を撤廃すると工業製品の日本から韓国への貿易黒字が増加するとみられ、韓国の経済団体の間ではFTAの影響への懸念が大きい。関税撤廃の影響が大きい場合には、長期的に期待される動態的效果の発現も困難になる可能性があるだろう。

つぎに、投資や技術移転により成長が期待されることに関しては、例えば、投資の自由化をしても、相手国からその国に対し

て、期待されるような量と質の投資が行われる保証がないという問題もある。

このようなことから、現在行われている日・タイFTA交渉のような先進国と発展途上国との交渉では、投資の完全な自由化を求める先進国とそれに反対する途上国との鋭い対立がみられるし、WTO交渉においても、シンガポール・イシューがカンクン閣僚会議決裂の原因となったように、自由な投資ルールの導入を要求する先進国とそれに反対する発展途上国の間で激しい対立がみられるのである。

このように、とくに先進国と発展途上国の場合のように発展段階の異なる国同士の貿易自由化においては、一律的・原則的な自由化が必ずしも当該国の利益になるとは限らず、反対にさまざまな問題を惹起する可能性があることに留意しなければならない。

## (2) 食料問題と貿易

国連が03年に発表した2002年改定世界人口予測（中位推計値）によれば、世界人口は03年の63億人から2050年には89億人に増加するとみられている。その内訳をみると、先進地域は12億人で横ばいであり、発展途上地域は51億人から77億人へと約50%の大幅に増加する（第4図）。このことは、将来における食料の確保に関して大きな課題を投げかけてくる。

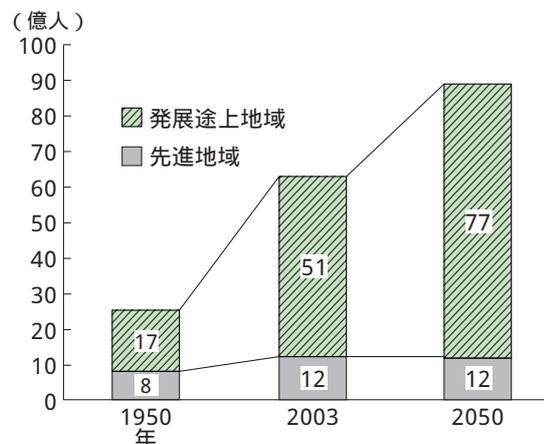
現在も、飢餓の問題は深刻である。第10表は、FAOが推計した発展途上国における飢餓人口の推移であるが、最

近10年間の動きをみると、減少から増加に転じている。総人口に対する飢餓人口の比率をみると、発展途上国全体では17%となっており、とくにサブサハラアフリカ（サブハラ以南アフリカ）は33%にもものぼっている。96年に開催された世界食料サミットは、2015年までに飢餓人口を半減させる目標をたてたが、その実現は極めて難しくなっている。

それでは、これからの人口増加に対応した食料増産の可能性をどうみておけばよいのであろうか。

第5図は、1968年を100とした場合の穀物関係指数を表したものである。収穫面積

第4図 世界人口の見通し



資料 United Nations "World Population Prospects The 2002 Revision"

第10表 発展途上国における飢餓人口

(単位 百万人)

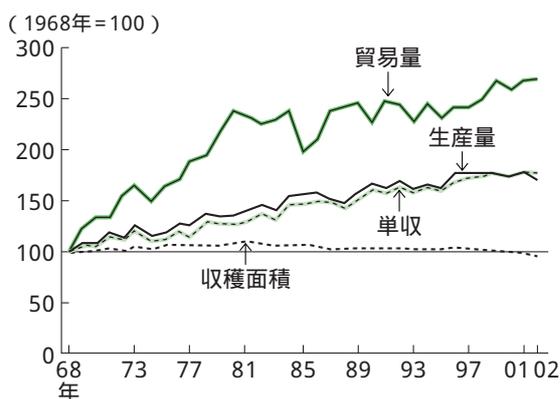
	90~92年	増減	95~97	増減	99~01
アジア・太平洋	567	70	496	9	505
ラテンアメリカ・カリブ海	59	4	55	2	53
近東・北アフリカ	25	10	35	6	41
サブサハラアフリカ	166	27	193	6	198
合計	817	37	780	18	798

資料 FAO "The State of Food Insecurity in the World 2003"

は横ばいないし微減傾向にあり、穀物生産量は単収の伸びによって増加してきたことがわかる。そして、貿易量の増加も、単収と生産量の動きと似た動きをしている。このような単収の伸びは、灌漑、化学肥料・農薬の普及、機械化等のいわゆる「緑の革命」の成果である。

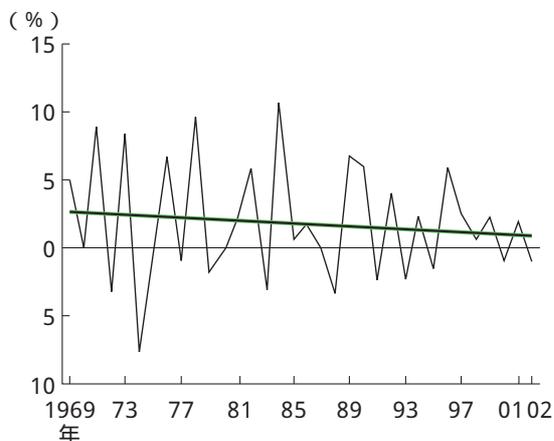
将来における耕地面積拡大の可能性については、さまざまな見方があるが、過去の趨勢からみる限り、大きな拡大は困難と思

第5図 穀物生産の推移



資料 農林水産省「農産物貿易レポート」から作成  
 原資料 USDA「Grain:World Markets and Trade, July 2004

第6図 穀物単収の前年比伸び率



資料,原資料とも第5図に同じ

われる。また、単収の伸びについても、第6図にみるとおり頭打ち傾向が顕著であり、多くを期待することはできないものとみられる。

さらに、世界の農業生産の環境をみると、むしろ、土壌流失、水資源制約、森林伐採の限界等から、制約条件が強まるとみられ、今後の食料増産の可能性については、慎重にみておく必要がある。

このようなことを踏まえれば、短期的な市場競争力を基準に農業生産の淘汰を図るのではなく、各国・地域において、可能なかぎり農業生産の持続的な発展を指向することが必要である。

### (3) 農業の多面的機能と貿易

農業の多面的機能とは、農業生産をとおりて発揮される洪水・土壌浸食防止、土砂崩壊防止、地下水涵養、水質浄化、生物多様性の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の幅広い機能を指す。とくに日本においては、温暖多雨で地形が急峻なことから、多面的機能の維持は重要な課題である。

農業の多面的機能を貨幣評価する試みも(注5)行われているが、これはあくまで架空の計算であることに留意しなければならない。たとえば、全国の水田を荒廃させる代わりにダムを建設しても、そのような国土は極めて脆弱なものとなり、自然から厳しい報復を受けるものとなる。

農業の多面的機能は、さきあげた食料の安全保障の問題とあわせて「非貿易的関心事項」と呼ばれているが、わが国は、

WTO交渉において、韓国、EU、モーリシャス、ノルウエー、スイス等とともに、非貿易的関心事項の重要性について主張してきている。今回のWTO交渉を立ち上げたドーハ閣僚会議の宣言においても、非貿易的関心事項がモダリティに適切に反映されるべきとされており、国境措置や国内支持の引下げを実施する場合には、それにより非貿易的関心事項の分野において問題を引き起こさないかどうか、十分に検討する必要がある。

ただし、この問題に関して私見を述べれば、いままでの交渉では、非貿易的関心事項についていかなる基準と物差しで測るのが不明確なままに、ただその重要性が主張されているように思われる。単に貨幣評価を行うことでその重要性を指摘するにとどまらず、非貿易的関心事項に関するわが国としての要求水準を具体的に提示することにより、交渉においてより実効のある議論ができるようにしていく必要があるのではなかろうか。

(注5) 日本学術会議は、農業の多面的機能を年8兆2千億円と評価している。(日本学術会議(2001))

#### (4) 環境問題と貿易

貿易や投資の拡大は、輸出国や投資受入れ国においてさまざまな環境問題を引き起こす可能性がある。

環境問題の研究者、専門家、運動家等により組織されたNGOである日本環境会議は、『アジア環境白書』を逐次刊行しこれ

らの問題について具体的な指摘を行ってきている。

その内容は、よく知られる過度の商業的伐採や農地開発による森林の減少、タイにおけるえび養殖池開発によるマングローブ林の減少のほか、漁業資源の乱獲、限界地での農業生産が惹起する表土流亡や地下水位の低下、パームやしなどのプランテーション農園における過度の農薬散布、公害輸出的海外直接投資、希少動植物の貿易、廃棄物輸出による汚染の拡大等、きわめて広い範囲に及んでいる。<sup>(注6)</sup>

このような問題は、90年代に入り国際的に注目されるようになり、WTOにおいてもCTE(Committee on Trade and Environment「貿易と環境に関する委員会」)が設置され、検討がすすめられてきている。ただし現在のところ、発展途上国と先進国との対立を背景に、具体的な進展はみられていない。

わが国においても、環境と貿易の共存のあり方をめぐる議論が活発になりつつあり、04年3月には、環境省に設置された「環境と経済連携協定に関する懇談会」が『経済連携協定(EPA)/貿易自由協定(FTA)に対する環境影響評価手法に関するガイドライン』をとりまとめている。

今後はこれらの取組みをさらにすすめ、WTO交渉においてもFTA交渉においても、貿易と環境の両者が整合性をもって位置付けられていく必要がある。

(注6) 日本環境会議(2003)

## 4 貿易交渉の望ましい方向

以上述べてきたことを踏まえて、最後に、今後の貿易交渉の望ましい方向について、農業との関連で考察することとしたい。

第一に、FTAの締結が多く行われるようになったとはいえ、今後の貿易ルールについても、あくまでWTOの場を基本にして、加盟国の議論を尽くして作りあげていくことである。

すでに述べたとおりFTAは、ある国々における締結がいやおうなしに他の国を巻き込んでいくメカニズムを内包しているが、それは貿易自身の問題としても、経済のブロック化に導く懸念がある。さらに、個々のFTAは、それが協定国の個々の経済セクターに破壊的な影響を及ぼしたり、場合によっては協定国間の経済的支配関係を強める可能性もある。さらに、農業の多面的機能の破壊、環境問題等についても、有効なチェックが働かない場合が多い。

このようなことから、世界の貿易ルールの形成は、あくまでWTOを基本としていくことが重要である。

第二に、世界各地で、その土地の条件に合った農業生産を持続的に維持することを基本とすべきことである。

具体的な例をあげれば、日韓FTA交渉では、農業分野では比較的韓国側に競争力があるとみられているが、両国の農業は共通して農業人口の高齢化に悩んでおり、双

方とも極めて低い水準となった食料自給率の将来が懸念される場所である。このような状況のもとで、関税の撤廃等をおして現在相対的に弱い農業の淘汰を図ることがよい選択であろうか。さきにふれた世界の食料問題を考えれば、日本も韓国も、むしろ協力して、両国における農業の持続を図ることが課題ではないのであろうか。そういう意味では、FTAは一律的な自由化のみを指向するのではなく、柔軟な内容をも許容すべきであり、必要であればGATTのFTAに関する規定の見直しを行うべきである。

第三に、農業の多面的機能や環境問題が貿易や投資の促進をとおしても損なわれないような評価手法の確立と協定への織り込みが求められる。WTOにおける検討の促進が必要であることは言うまでもないが、第11表にみるとおりいまだ萌芽的な段階にあるFTAにおける環境配慮についても、積極的に推進すべきである。そして、GATTのFTAに関する規定の中にも、環境配慮について織り込むべきである。

第四に、FTA協定においては、単なる機械的な貿易自由化ではなく、協力の促進や経済制度の調和、人的・文化的交流の推進と政治的関係の安定化促進等、幅広い分野での連携を内容とすべきである。

このことは、とくに、発展段階の異なる国同士のFTAの場合に重要である。今後、アジア地域でますますFTAへの取組みが盛んになることが予想されるが、このよう

第11表 既存FTAの環境配慮の取り扱い

	目的の一つに環境保護や持続可能な開発の推進を位置付け	一般的例外における環境措置への言及	環境問題を取り扱う組織の設置	国際的な環境義務との関係に関する言及	環境技術協力に関する規定	環境基準・規制の緩和の抑制
NAFTA						
EU・メキシコ						
EU・チリ						
米・ヨルダン						
日・シンガポール						

資料 環境と経済連携協定に関する懇談会『経済連携協定(EPA)/貿易自由協定(FTA)に対する環境影響評価手法に関するガイドライン』

(注) : 協定本文に規定あり  
: 補完協定などの協定付属文書やその他の関連協定に規定あり。

な考え方を基礎に、各協定国がバランスある発展を指向していけば、将来のアジア地域における豊かで多様性を包含した経済圏の姿が見えてくるであろう。

以上、さまざまな観点から貿易と農業について考察してきた。明らかなことは、本来、貿易は単なる物の売り買いであるにとどまらず、それが関係国の産業構造、食料、環境、文化にも深く影響を及ぼすものであることを考えれば、貿易交渉もそのような全体の脈絡のなかでとらえ、議論されなければならないということである。単純な「自由貿易」の神の前にぬかずくのではなく、このような観点からの貿易ルールの構築と経済連携がすすめられねばならない。

<参考文献>

- ・石田信隆(2002)「WTO農業交渉の主要論点と今後の課題」『農林金融』12月号
- ・石田信隆(2004)「韓国農業の現状と日韓FTA」『農林金融』7月号
- ・浦田秀次郎(2002)『FTAガイドブック』日本貿易振興機構
- ・環境と経済連携協定に関する懇談会(2004)『経済連携協定(EPA)/貿易自由協定(FTA)に対する環境影響評価手法に関するガイドライン』
- ・ジョスリンほか(1998)『ガット農業交渉50年史』農山漁村文化協会
- ・日本学術会議(2001)『地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的機能の評価について』
- ・日本環境会議(2003)『アジア環境白書2003/04』東洋経済新報社
- ・農林水産省(2003)『自由貿易協定を巡る各国との議論の状況と今後の対応』
- ・山下一仁(2000)『詳解 WTOと農政改革』農山漁村文化協会
- ・FAO(2003)“ The State of Food Insecurity in the World 2003 ”
- ・United Nations(2003)“ World Population Prospects The 2002 Revision ”

(基礎研究部長 石田信隆・いしだのぶたか)



# 世界の米需給構造とその変化

## 日本・アジアの食料安全保障を考える

### 〔要 旨〕

- 1 今年「国際コメ年」であり、またWTO交渉やFTA交渉が進行しており、米に対する関心が高まっている。米は小麦、トウモロコシと並ぶ三大穀物の一つであり、アジアで9割を生産している。米は高い人口扶養力を有しており、これまでアジアを中心として増大した人口を支えてきた。
- 2 米の主産地はアジアであり、特に、中国、インドの2国で50.6%を占めている。また、アジア以外でも、米国、ブラジル、エジプト、イタリアなど多くの国で米を生産している。米の生産量は過去40年間で2.38倍に増加したが、その主な要因は「緑の革命」等による単収の増加である。ジャポニカ米の生産量は増加しつつあるが、現在、世界の米生産量の2割、貿易量の1割程度である。
- 3 米の国際市場は「薄い市場」であり、貿易量は増加したものの、02年の貿易比率は7.4%である。80年代にはタイ、米国が二大輸出国であったが、近年、インド、ベトナムの輸出量が増大し、輸出競争の激化によって米の国際価格は低迷している。米の輸入は多くの国が少量ずつ輸入する構造になっているが、近年、アフリカ、中東諸国の輸入量が増大している。
- 4 世界の人口は過去40年間に1.98倍になり、特に人口増加の3分の2は米の消費量が多いアジアであるため、米の需要量が増大した。アジア諸国の一人当たり消費量が多いが、近年、一部の国では、経済発展による所得上昇により食生活が多様化し、米の消費量が減少に転じている。アフリカ、北米、欧州、オセアニアでは一人当たり米消費量が増加している。
- 5 世界の人口は2050年には93.2億人（2000年の1.54倍）になり、アジアとアフリカで人口増加の9割を占める見込みである。人口増加に伴う米需要増大に対応して米の生産量を増加させる必要があり、灌漑拡大、品種改良の努力が続けられているが、土地資源や水資源に制約があり、また地球温暖化も進行するため、楽観はできないであろう。WTO交渉、FTA交渉は、日本・アジアの食料安全保障を考慮して交渉を進めるべきであろう。

## 目次

- 1 はじめに
- 2 食料としての米の特徴
  - (1) 三大穀物の一つ
  - (2) アジアで9割を生産
  - (3) 高い人口扶養力
- 3 世界の米生産
  - (1) 米の生産地域・国
  - (2) 米生産量の変化
  - (3) 国別・地域別生産動向
  - (4) ジャポニカ米の生産
- 4 世界の米貿易
  - (1) 米の貿易量
  - (2) 米の輸出国
  - (3) 米の輸入国
  - (4) 輸出競争の激化と国際価格の低下
- 5 世界の米消費
  - (1) 世界の人口
  - (2) 一人当たり米消費量
  - (3) 米消費量変化の背景
- 6 今後の見通し
  - (1) 世界人口の見通しと米需給
  - (2) 土地資源の制約
  - (3) 水資源の制約
  - (4) 単収増加の可能性
  - (5) 地球温暖化の影響
  - (6) WTO交渉・FTA交渉と  
日本・アジアの食料安全保障

## 1 はじめに

今年（2004年）は「国際コメ年」であった。「国際コメ年」とは、世界、特にアジアの人々の生存を支えている米の意義を再確認し、持続可能な米の生産を進めることを目的に国連が定めたものであり、今年1年間、FAOを中心に様々な取組みが行われた。

一方で、WTO交渉やFTA交渉が進行しており、農産物貿易のあり方が問題になっている。WTO交渉については、今年8月に行われた枠組み合意によって、日本の米については「重要品目」として大幅な関税率削減が避けられる道が開けたと言えるが、今後の交渉の展開によっては、ウルグ

アイラウンドの時のように米の国境措置が再び大きな問題に発展する可能性も残っている。また、アジア諸国とのFTA交渉も進んでおり、米の国境措置のあり方や日本の稲作の再構築が課題になっている。

このように、国際的にも国内的にも米に対する関心が高まっているが、本稿では、米が世界のどの地域でどれほど生産されており、米の貿易や消費の実態がどうなっているのかをFAO統計<sup>(注1)</sup>によって確認し、今後の稲作のあり方や食料安全保障<sup>(注2)</sup>について考えてみたい。

(注1) 途上国における農業統計の作成には様々な困難があり、特にイラク、アフガニスタン等の紛争国の統計は不十分なものにならざるをえない。FAO統計は、基本的には各国政府が作成した統計をもとに作成されているが、国によっては信頼性に欠ける統計もあるため、米国農務省(USDA)は各種調査機関等を使って独自に補

正した世界農業統計を作成・公表しており、世界の米需給の分析にはUSDA統計を使うことも多いが、本稿ではFAO統計を使って分析する。  
(注2) 日本の稲作と米需給については、「稲作農業の実態と展望」(『総研レポート』03.10)、「稲作農業の実態と今後の見通し」(本誌04年2月号)を参照していただきたい。

## 2 食料としての米の特徴

### (1) 三大穀物の一つ

人類は、他の動植物からエネルギーやたんぱく質等を摂取することにより生命を維持しているが、穀物(cereals)は人類が食用とするために栽培し収穫した植物の種子であり、代表的な穀物として、米、小麦、大麦、ライ麦、トウモロコシ、ソルガムなどがある。<sup>(注3)</sup>

このうち米、小麦、トウモロコシが三大穀物と言われており、FAO統計によると、世界の穀物生産量2,073百万トンのうち、米が589百万トンで28.4%を占め、小麦が556百万トン(26.8%)、トウモロコシが638百万トン(30.7%)で、この3品目で穀物全体の85.6%を占めている(03年)。

(注3) 穀物は人類のエネルギー摂取の5割以上を占めており、多くの国で「主食」になっているが、トウモロコシ、小麦、大麦は飼料用としても使用されている。また、大豆やいも類も人類にとって重要な食料であるが、FAO統計では大豆は「油糧種子」として分類されている。

### (2) アジアで9割を生産

米は、現在、世界の100か国以上で生産されているが、アジア地域での生産量が圧倒的に多く、世界の米生産量に占めるアジアの割合は90.7%(03年)に達している。

特に、人口大国である中国(13.0億人)とインド(10.5億人)の2国で世界の米生産量の50.6%を占めている(人口では2国で世界の37.8%を占める)。

これに対して、小麦はアジアの割合が43.8%(うち中国15.5%、インド11.7%)であり、EU(15か国)16.4%、北米15.7%、南米11.5%、ロシア6.1%、豪州4.3%と、米に比べて生産地が分散している。また、トウモロコシは米国のみで40.3%を占めており、アジアの割合は25.8%(うち中国17.9%)である。

米はアジアの多くの人々の主食になっており、また稲作はアジアの多くの農民の生計を支えている。稲、水田はモンスーンアジア(東・東南・南アジア)の農村で共通に見られる景観であり、稲・米・水田は、生態系においても、また文化的にも重要な役割を果たしている。このように、米はアジアを代表する作物であると言えよう。

### (3) 高い人口扶養力

米は栄養分が豊富であり、米100g(精白米)の熱量は356kcalで、炭水化物77.1g、たんぱく質6.1g<sup>(注4)</sup>を含んでいる。また、米は収量も高く、米の世界平均単収(3.84トン/ha)は小麦(2.67トン/ha)の1.44倍である(03年)。トウモロコシの単収(4.47トン/ha)は米より高いが、トウモロコシの約7割は家畜の飼料として使用されているため、人間が摂取するエネルギーとしては米のほうが多く、<sup>(注5)</sup>米は他の穀物に比べて単位面積当たりの人口扶養力が大きい。また、

米は主に水田で栽培されているが、水田は優れた生産装置であり、連作障害がなく地域によっては二期作も可能である。

さらに、小麦やトウモロコシは食料とするためには粉碎してパンや麺等に加工・調理する必要があるが、米はそのまま蒸したり煮たりするだけで食べることができ、加工・調理の過程が他の穀物に比べて簡単である。また、いも類とは異なり、米（他の穀物も同様）は長期間保存することが可能である。

このように、米はアジアを中心とした多くの人口を支えている極めて重要な食料であり、優れた特性をもった作物であると言えよう。

（注4）「日本食品標準成分表」によるデータ。ただし、米のたんぱく質（アミノ酸構成）には偏りがあるため、副食によって補う必要がある。また、玄米から精米にする過程で取り除かれる米糠（ぬか）は豊富な栄養素を含んでいるが、糠は消化しにくいという欠点がある（吉川春寿『栄養学20章』）。

（注5）米は世界の食物エネルギー供給量の20%を占めており、小麦（19%）やトウモロコシ（5%）を上回っている。

### 3 世界の米生産

#### （1）米の生産地域・国

米の生産量（03年，籾）を国別にみると，第1位が中国で16,642万トン（28.2%），第2位がインドの13,201万トン（22.4%）であり，3位以降は，インドネシア5,208万トン（8.8%），バングラデシュ3,806万

トン（6.5%），ベトナム3,452万トン（5.9%），タイ2,700万トン（4.6%），ミャンマー2,464万トン（4.2%），フィリピン1,403万トン（2.4%）である（第1表）。このように上位8位までアジアの国であり，この8か国で世界の米生産量の83.0%を占めている。9位がブラジルで1,020万トン（1.7%），日本は10位で974万トン（1.7%）である。<sup>（注6）</sup>続いて，米国（903万トン），パキスタン（675万トン），韓国（607万トン），エジプト（580万トン），ナイジェリア（495万トン），カンボジア（430万トン），ネパール（416万トン），

第1表 世界の主要米生産国

		生産量 (2003年)	割合 (03)	単収 (03)	輸出量 (02)	輸出比率 (02)
		万トン (籾)	%	トン/ha	万トン (精米)	%
アジア	中国	16 642	28.2	6.07	207	1.8
	インド	13 201	22.4	3.00	505	7.2
	インドネシア	5 208	8.8	4.54	0	0.0
	バングラデシュ	3 806	6.5	3.43	0	0.0
	ベトナム	3 452	5.9	4.63	324	14.5
	タイ	2 700	4.6	2.45	734	43.3
	ミャンマー	2 464	4.2	3.71	90	6.1
	フィリピン	1 403	2.4	3.43	0	0.0
	日本	974	1.7	5.85	2	0.0
	他	675	1.1	3.05	168	38.6
	計	53 482	90.8	3.94	2 067	6.2
アフリカ	エジプト	580	1.0	9.43	46	12.8
	ナイジェリア	495	0.8	1.01	5	2.3
	マダガスカル	280	0.5	2.30	0	0.0
	他	553	0.9	1.58	10	2.8
	計	1 908	3.2	1.87	61	5.6
北中米	米国	903	1.5	7.45	327	52.5
	中米	243	0.4	3.63	2	1.4
南米	ブラジル	1 020	1.7	3.24	3	0.4
	コロンビア	250	0.4	5.02	0	0.0
	ペルー	214	0.4	6.79	0	0.0
	他	529	0.9	4.54	117	38.4
	計	2 013	3.4	3.93	120	9.4
欧州		322	0.5	5.54	141	67.7
オセアニア		41	0.1	8.94	33	38.9
合計		58 913	100.0	3.84	2 752	7.4

資料 FAOSTAT

（注）輸出比率=(輸出量÷0.65)÷生産量×100[生産量は2002年のデータ]

スリランカ(416万トン)と続く。このように、米の主産地はアジアであり、なかでも中国、インド、ASEANとその周辺国での生産量が多い。<sup>(注7)</sup>

アジア以外の生産地域をみると、北米で903万トン生産しており、これはすべて米国での生産である。中米(メキシコ、カリブ諸国を含む)の生産量は243万トンであり、キューバ(72万トン)、ドミニカ(61万トン)、ニカラグア(29万トン)、パナマ(25万トン)、メキシコ(19万トン)、コスタリカ(18万トン)、ハイチ(11万トン)など、少量であるが多くの国で米を生産している。

また、南米の生産量2,013万トンのうち半分がブラジル(1,020万トン)であり、そのほかコロンビア(250万トン)、ペルー(214万トン)、ウルグアイ(125万トン)、エクアドル(124万トン)、アルゼンチン(72万トン)、ベネズエラ(70万トン)などで米を生産している。

アフリカの生産量は1,908万トンで南米とほぼ等しい。このうちエジプトが最大で580万トンであり、ナイジェリア(495万トン)とマダガスカル(280万トン)を合わせた上位3か国でアフリカの生産量の7割を占める。そのほか生産量が多いのは、ギニア(85万トン)、コートジボアール(82万トン)、マリ(69万トン)、タンザニア(64万トン)である。

欧州の生産量は322万トンであり、欧州全体でも日本の生産量の3分の1に過ぎない。主な生産国は、イタリア(136万トン)、スペイン(86万トン)、ロシア(45万トン)

であり、そのほかギリシャ(18万トン)、ポルトガル(15万トン)、フランス(11万トン)や東欧諸国でも米を生産している。また豪州でも、輸出向けを中心に米を39万トン生産している。<sup>(注8)</sup>

このように、米は世界の多くの地域で生産されているが、アジア以外での大きな生産国は比較的限られた国である。

(注6)今日の状況からすれば驚くべきことであるが、日本は、1969年まで中国、インドに次ぐ世界第3位の米生産国であった。

(注7)米の主産地は東・東南・南アジアであるが、西アジアでもイラン(330万トン)やトルコ(37万トン)などで米を生産している。

(注8)豪州は干ばつによって03年は極端な不作であり、前年(02年)の生産量は129万トンであった。

## (2) 米生産量の変化

世界の米生産量は戦後一貫して増大し、03年の生産量58,913万トンは、40年前(63年、24,714万トン)の2.38倍、20年前(83年、44,786万トン)の1.32倍になっている。米の生産量増加は、この間にアジアを中心として増大した人口を支えてきた。

米の収穫面積は15,352万ha(03年)であり、40年間で27.6%増加しているが、単収は、この間に2.05トン/kg(63年)から3.84トン/kg(03年)に86.7%増加しており、米の生産量増大は、主として単収の増加によるものである(第2表)。これは、60年代後半以降、「緑の革命」によって米の高収量品種が導入され、同時に、化学肥料・農薬の使用量増加、灌漑面積の拡大、肥培管理技術の向上など、農業技術の水準が向上したためである。

第2表 世界の米生産量の増加率

(単位 %) )

	生産量	収穫面積	単収
1963～73年	35.5	13.8	19.2
73～83	33.7	4.6	27.9
83～93	18.2	1.9	16.0
93～03	11.3	5.3	5.7
63～03	138.4	27.6	86.8

資料 第1表と同じ

(注) 10年間,40年間の増加率。

ただし、米生産量の増加率を10年ごとにみると、63～73年は35.5%、73～83年は33.7%であったが、83～93年は18.2%、93～03年は11.3%に低下している。生産量の増加率が低下した最大の要因は、単収の増加率が低下したためであり、単収の増加率を10年ごとにみると、63～73年は19.2%、73～83年は27.9%であったが、83～93年は16.0%、93～03年は5.7%に低下している。また収穫面積の増加率も、63～73年は13.8%増加したが、73～83年は4.6%、83～93年は1.9%、93～03年は5.3%の増加にとどまっている。

単収の増加率が低下したのは、高収量品種がかなりの程度まで普及したこと、灌漑面積の伸び率が低下したことが主な要因であり、収穫面積の増加率が低下した要因としては、森林を伐採しての耕地面積拡大が困難になったこと、都市化・工業化に伴って農地の転用が進んだことなどがあげられる。また、人口増加率が低下し、一部の国で一人当たり米消費量が減少に転ずるなど米に対する需要圧力が弱まるなかで、インド、ベトナムが輸出量を増大させたため供給過剰となって米の国際価格が低下し、そ

のことが米生産増大へのインセンティブを弱めたということも指摘できよう。

なお、小麦は過去40年間で生産量は2.38倍に増大したが、そのほとんどは単収の伸びによるものであり、収穫面積は40年間ほぼ横ばいで推移している。トウモロコシは40年間で生産量は2.90倍になり、収穫面積が1.32倍、単収が2.20倍になっている。大豆は40年間で生産量は6.71倍になったが、収穫面積が3.42倍、単収が1.91倍で、面積拡大の要因のほうが大きい。

### (3) 国別・地域別生産動向

次に、米の生産量の変化を国別・地域別にみてみよう。

#### a 生産量

世界の米生産量は過去40年間で34,199万トン増加したが、国別・地域別にみると、中国の増加が8,998万トン、インドの増加が7,652万トンであり、この2国の増加が世界の増加量の48.7%を占めている。次いで、インドネシア4,048万トン、ベトナム2,490万トン、バングラデシュ2,213万トン、ミャンマー1,686万トン、タイ1,483万トンである。また、この間アフリカでも1,325万トン増加し、米国も585万トン増加している。最近の10年間では、全体で5,965万トン増加し、増加量が大きい国は、ベトナム(1,168万トン)、インド(1,161万トン)、バングラデシュ(1,113万トン)、タイ(855万トン)、ミャンマー(788万トン)であるが、中国の生産量は98年以降減少に転じた

(10年間で 1,333万トン)。

40年間の生産量増加率の大きな国は、ラオス(4.81倍)、インドネシア(4.49倍)、パキスタン(3.78倍)、フィリピン(3.65倍)、ベトナム(3.59倍)であり、アフリカも40年間で3.27倍になった。このように、アジア、アフリカ諸国の米生産量はこの40年間で飛躍的に増大したと言えよう。

一方、過去40年間で米の生産量が減少したのは、日本が最大で 691万トン(41.5%)であり、そのほかシエラレオネ(81万トン)、ルーマニア(50万トン)、ハンガリー(38万トン)、ブルガリア(23万トン)、アンゴラ(9万トン)など東欧諸国やアフリカの内戦国で減少している。日本は、世界の主要生産国のなかで米の生産量を大きく減らした唯一の国である。なお、過去10年間で生産量が減少した国は、中国(1,333万トン)、北朝鮮(250万トン)、シエラレオネ(236万トン)、モロッコ(45万トン)、韓国(44万トン)等である。

#### b 収穫面積

米の収穫面積は過去40年間で3,325万ha(27.6%)増加したが、ほとんどがアジア、アフリカにおける増加であり、増加が大きい国は、インド819万ha(22.9%)、インドネシア475万ha(70.5%)、タイ450万ha(69.2%)、ベトナム295万ha(65.7%)、バングラデシュ209万ha(23.2%)である( )内は40年間の増加率)。また、アフリカでは40年間で706万ha(3.2倍)増加し、なかで

もナイジェリアの増加が著しい(474万haの増加で30.2倍)。その一方で、日本(161万ha)、中国(109万ha)、ブラジル(57万ha)、カンボジア(23万ha)、韓国(14万ha)は収穫面積を減少させた。

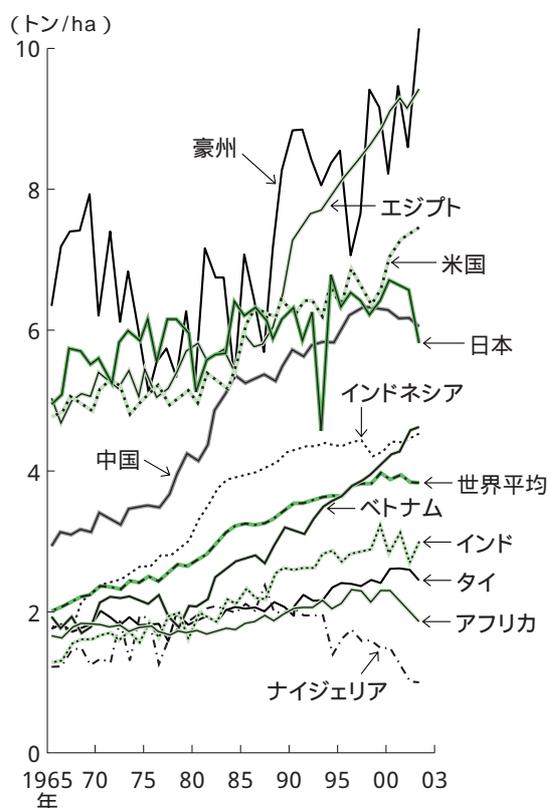
最近の10年間では、収穫面積は770万ha(5.3%)増加したが、増加が大きい国は、ナイジェリア(334万ha)、タイ(252万ha)、インド(146万ha)、バングラデシュ(119万ha)、ミャンマー(116万ha)であり、一方、中国は335万ha減少し、ブラジル(126万ha)、日本(47万ha)、韓国(12万ha)、ロシア(12万ha)も減少している。

#### c 単収

単収は国・地域により大きな格差があり、単収が高い国・地域は、豪州(10.39トン/ha)、米国(7.75トン/ha)、日本(5.85トン/ha)、欧州(5.54トン/ha)であり(03年)、先進国は一般に高い。一方、アフリカの単収は1.87トン/haと非常に低く、また、アジア(平均3.94トン/ha)のなかでも、タイ(2.45トン/ha)やカンボジア(2.15トン/ha)は単収が低い(第1図)。

過去40年間で世界の平均単収は1.87倍に増加したが、特に伸び率が大きい国は、ラオス(3.83倍)、フィリピン(2.75倍)、インドネシア(2.63倍)、ベトナム(2.17倍)である。中国は、60~70年代にハイブリッドライスの導入等により単収が大きく伸びたが、近年は品質志向等により単収の伸び率は低下している。インドは70~80年代に単収が増加したが、最近10年間の伸び率は

第1図 世界各国の米単収推移



資料 第1表に同じ

6.0%に低下しており、インドネシアも同じ傾向にある。また、バングラデシュ、ラオス、ベトナム、ブラジル、米国は80年代以降単収が伸び、カンボジア、タイ、コロンビア、ウルグアイなどは90年代に入ってから単収が伸びている。

単収の高い国は40年前でも既にかなり高い水準にあったため伸び率は高くはないが、それでもこの40年間で、米国は1.68倍、豪州は1.63倍、欧州は1.37倍になっている。ただし、日本はこの間に1.15倍の増加にとどまっている。

アフリカ諸国の単収はエジプトを除いて伸び率が低く、アフリカの平均単収は85年ごろまでほぼ横ばいで推移した。80年代後

半より増加傾向を示したものの、不作であった03年の単収(1.87トン/ha)は40年前と比べ1.6%高いだけである。なお、この40年間で単収が減少した国として、アンゴラ、モロッコ、ナイジェリア、北朝鮮などがある。

(注9) アフリカの主要米生産国の単収は、ナイジェリア1.01トン/ha、マダガスカル2.30トン/ha、ギニア1.61トン/ha、コートジボアール1.60トン/ha、マリ1.73トン/ha、タンザニア1.96トン/haであり、エジプトの単収(9.43トン/ha)はアフリカのなかでは際立って高い。

#### (4) ジャポニカ米の生産

日本で米といえばジャポニカ米をさしているが、世界的にはインディカ米の生産量が多く、ジャポニカ米を生産しているのは一部の国にとどまっている。ジャポニカ米の生産・貿易に関する世界的な統計はないが、近年ジャポニカ米の生産量は増加しつつあり、現在、ジャポニカ米は世界の米生産量の2割、貿易量の1割程度を占めしていると推計されている。

稲はもともと熱帯性の植物であるが、日本で生産・消費されているようなジャポニカ米(温帯ジャポニカ米)は比較的涼しい地域で生産されており、緯度(北緯・南緯)30~45度が生産に適しているとされている。ジャポニカ米の主な生産地は、中国華北~東北部、日本、台湾、韓国、北朝鮮、米国(カリフォルニア州)、イタリア、豪州、エジプト、チリであり、そのほかルーマニア、ブルガリア、ハンガリー、トルコ、ギリシャ、ポルトガル、モロッコ、ウズベキスタン、カザフスタンなど、東欧、地中海

地域，中央アジアの国々でもジャポニカ米を生産している。これらの地域はほとんど緯度30～45度に分布しているが，熱帯地域でも比較的冷涼な高原地域などではジャポニカ米の栽培が可能であり，その例として，タイ北部，ベトナム北部，フィリピンネグロス島，インドネシアジャワ島などがある。

ウルグアイラウンドの時の米輸入自由化論議では，輸入自由化の影響予測において，海外におけるジャポニカ米の生産可能性と日本産米との競合の程度が一つの争点になった。<sup>(注11)</sup> 輸入自由化の影響が非常に大きいとする米政策研究会の推計では，タイ等のインディカ米の産地でもジャポニカ米に転換することが可能であり，長期的な潜在供給力は大きいと想定していた。

しかし，例えばタイでは，これまで日本の品種でジャポニカ米の栽培を試みたものの，気候，雨量など気象条件が日本とは大きく異なっているため，日本で生産されたのと同じ程度の品質の米を生産するのは難しく，また十分な収穫量を得られなかったという。02年において，タイでジャポニカ米を生産しているのは北タイの一部に限られており，その生産量は1.4万トンに過ぎない(JETRO『タイにおける日本米の生産・流通・消費動向』(2004))。また，タイの農業試験場でのヒアリングによると，今後についても，ジャポニカ米の輸出市場が見込めない現状では，品種改良の戦略としてジャポニカ米生産をタイ国内で積極的に推進していこうとする方針はないという。ただ

し，ジャポニカ米が日本に売れるとなれば，中長期的には熱帯地方に適したジャポニカ米の品種改良に成功する可能性は否定できないであろう。

(注10)一般には，日本で食べられているような短粒種で粘り気のある米を「ジャポニカ米」と言っているが，「ジャポニカ米」の明確な基準，定義はないのが現状である。そもそも米国とEUでは長粒種・中粒種・短粒種の定義が多少異なっているし，品種改良によってジャポニカ系の味のする長粒種，インディカ系の短粒種が開発されている(伊東正一『世界のジャポニカ米』)。

(注11)ウルグアイラウンド当時，「例外なき関税化」を求めたドンケル案を巡って，それを受け入れた場合の影響について，森島賢(米政策研究会代表)と速水佑次郎(政策構想フォーラム代表世話人)との間で激しい論争が行われた。米政策研究会の推計は『コメ輸入自由化の影響予測』(1991，富民協会)，政策構想フォーラムの主張は『関税化の影響について - ドンケル案の正しい理解のために - 』(1992)，『関税化は日本のコメを破滅させるか』(1993)にある。

## 4 世界の米貿易

### (1) 米の貿易量

米の貿易量が生産量に占める割合(貿易比率)は小さく，他の穀物に比べると米の国際市場は「薄い市場」であると言われている。ただし，米の貿易量自体は生産量増大とともに増加しており，02年の貿易量(=輸出量)は2,752万トン(精米)で，40年前(62年，672万トン)の4.10倍，10年前(92年，1,609万トン)の1.71倍になっている。

<sup>(注12)</sup> 米の貿易比率は1962年には4.6%であり，94年までは4～5%で推移していた。この間は貿易量の伸び率と生産量の伸び率はほぼ等しかったが，90年代後半より貿易量の

伸びが生産量の伸びを上回るようになり、02年の貿易比率は7.4%に上昇している。

なお、小麦の貿易比率は21.2%、トウモロコシは14.0%、大豆は30.2%であり(02年)、いずれも米より高い。小麦の貿易比率は過去40年間ほとんど変化しておらず、トウモロコシは70年代後半に20%近くまで上昇したが、その後低下した。

(注12) FAO統計では、生産量は籾ベース、貿易量は精米ベースであるため、貿易比率の算出に際しては籾と精米の重量差(精米 = 籾 × 0.65)を調整する必要がある。

## (2) 米の輸出国

世界の米輸出货量2,752万トンのうち、アジアが2,067万トンで75.1%を占め、北米327万トン、欧州141万トン、南米120万トン、アフリカ61万トンである(02年)。

主な米輸出国は、タイ(734万トン)、インド(505万トン)、ベトナム(324万トン)、米国(327万トン)、中国(207万トン)、パキスタン(168万トン)であり、上位6か国で輸出货量全体の8割を占めている(第3表)。その他の輸出国としては、ミャンマー(90万トン)、ウルグアイ(65万トン)、イタリア(59万トン)、エジプト(46万トン)、スペイン(35万トン)、豪州(33万トン)、アルゼンチン(23万トン)などがある。

米の輸出国は変化しており、62年ではミャンマー(ビルマ)が世界最大の輸出国であり(172万トン)、第2位がタイ(127万トン)、第3位が米国(105万トン)であった(この3か国で世界の輸出货量の60%を占めていた)。その後、70年代以降、タイと米国が

第3表 国・地域別の米輸出货量

(単位 万トン)

	1962年	72	82	92	02
タイ	127	211	378	515	734
インド	0	1	54	58	505
ベトナム	9	0	2	195	324
中国	78	153	78	103	207
パキスタン	13	20	95	151	168
ミャンマー	172	52	70	20	90
アジア他	78	67	64	35	39
アジア計	477	505	741	1 078	2 067
米国	105	204	254	216	327
アフリカ	23	51	4	38	61
南米	22	17	51	79	120
豪州	5	18	60	52	33
欧州	32	52	94	138	141
その他	8	11	4	8	3
世界計	672	858	1 207	1 609	2 752

資料 第1表と同じ

(注) 精米ベース。

輸出货量を増やしたため、80年代後半には米国とタイの2国で世界の米輸出货量の6割を占めていた。しかし、90年代に入るとベトナム、インド、中国の輸出货量が増大し、02年ではタイと米国の2国の割合は38.6%<sup>(注13)</sup>(タイ26.7%、米国11.9%)に低下している。

米の輸出货量が生産量に占める割合(輸出比率)が高い国は、米国(52.5%)、タイ(43.3%)<sup>(注14)</sup>、豪州(39.4%)、パキスタン(38.6%)、イタリア(66.6%)、スペイン(66.2%)であり、インド、中国は生産量自体が大きいため、輸出比率は7.2%、1.8%である(03年)(前掲第1表)。

(注13) 小麦はEUが世界の輸出货量の21.4%を占め、米国20.0%、豪州12.1%、カナダ10.1%、ロシア8.5%である。また、トウモロコシは米国のみで世界の輸出货量の56.4%を占め(次いで中国13.8%、アルゼンチン11.2%)、大豆は米国(50.2%)、ブラジル(29.2%)の2国で世界の輸出货量の8割を占めている(02年)。

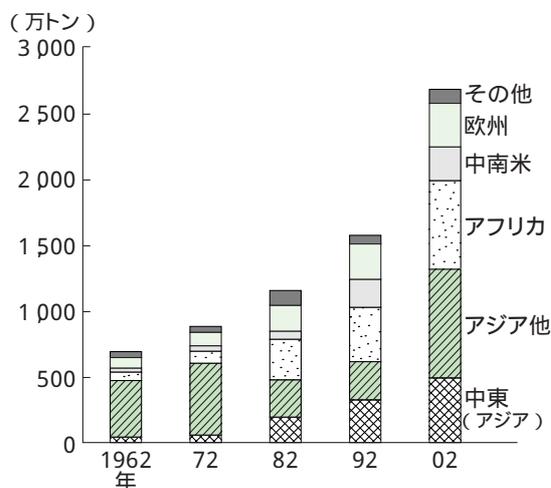
(注14) 豪州では03年に大不作となったため03年の輸出比率は通常年より低かったが、02年の輸出比率は73.3%であった。

### (3) 米の輸入国

02年における世界の米輸入量2,671万トンのうち、アジアが半分の1,312万トンであり、アフリカ668万トン、欧州327万トン、中南米258万トンで、アジアとアフリカで輸入量全体の74%を占めている。62年当時は、輸入量に占めるアジアの割合は68.2%であったが、70年代以降、アフリカ、中南米、欧州の輸入量が増大したため、アジアの割合は低下している（第2図）。

アジアの輸入量のうち4割近く（492万トン）は中東諸国の輸入であり、主な輸入国は、イラン（87万トン）、サウジアラビア（67万トン）、アラブ首長国連邦（61万トン）、トルコ（33万トン）、イエメン（26万トン）である。そのほか米を輸入しているアジアの国は、インドネシア（197万トン）、フィリピン（120万トン）、バングラデシュ（94万トン）、北朝鮮（83万トン）、日本（65万トン）、マレーシア（50万トン）、シンガポール（50万トン）などである。

第2図 米輸入量の推移



資料 第1表に同じ

アフリカの主な輸入国は、ナイジェリア（125万トン）、セネガル（79万トン）、南アフリカ（76万トン）、コートジボアール（72万トン）、ギニア（33万トン）、ガーナ（31万トン）であり、中南米の輸入国は、ブラジル（56万トン）、キューバ（55万トン）、メキシコ（48万トン）、ハイチ（31万トン）である。

また、欧州の輸入国は、ロシア（47万トン）、イギリス（48万トン）、フランス（44万トン）、ドイツ（29万トン）、ベルギー（25万トン）、オランダ（23万トン）である。

なお米国は、米を輸出（327万トン）する一方で、41万トンの米を輸入している。

このように、米の輸入国は輸出国とは異なり多様であり、多くの国が少量ずつ輸入する構造になっている。ただし、米を輸入する要因・構造は国によって異なっており、大きく分類すると次のようになる。

国内の米生産量が少なく（あるいはほとんど生産していない）大部分を輸入に依存している安定的輸入国…サウジアラビア、アラブ首長国連邦、シンガポール、南アフリカ、セネガル、フランス、ドイツ、イギリス

国内でも米を多く生産しているが、人口増加や不作のため米が不足し輸入している国…ナイジェリア、インドネシア、フィリピン、バングラデシュ、北朝鮮、マレーシア、コートジボアール、ブラジル、イラン

米を輸出しているが、一方で品質の異なる米を輸入している国…中国、米国

なお、日本は、ウルグアイラウンド合意によってミニマムアクセスとして米を輸入し、そのほとんどを国内市場とは切り離して管理して援助米、加工米、飼料米として使用している特殊な国である。

インドネシア、フィリピンは、一時、米の国内自給を達成したが、人口増加や消費量の増大によって再び米を輸入するようになり、またアフリカでは、一人当たり米消費量増大と人口増加による需要増に生産が追いつかず、米の輸入量が増大している。

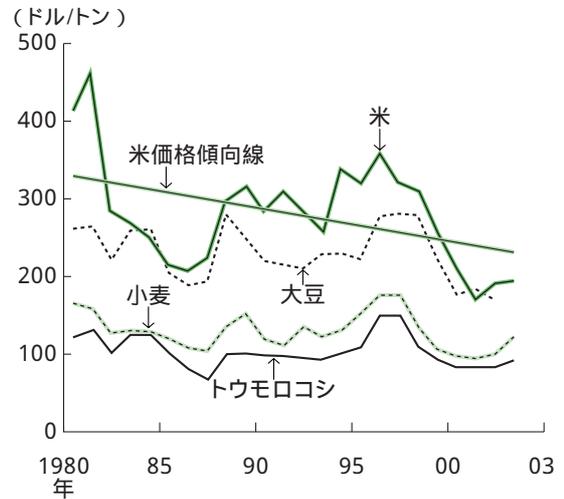
一方、インドはかつては米の輸入国であったが、生産増大、一人当たり米消費量の減少により90年代後半より輸出国に転じた。なお、バングラデシュ、インドネシア、中国は、国内の米の豊凶によって輸入量が大きく増減しており、米の国際市場の不安定要因になっている。

#### (4) 輸出競争の激化と国際価格の低下

このように米の貿易量は増大してきたが、米の国際価格は低下傾向にあり、米の国際価格（タイうるち精米、1トン当たり）は、80年に414ドル、90年に284ドル、95年に319ドルであったが、03年では194ドルになっている（第3図）。その背景には、単収増加、生産性上昇による生産コスト低下があり、またベトナム、インド等の低賃金国が輸出量を増加させたことも価格低下の大きな要因になっている。

米の国際価格の低下によって米生産農家の経営収支は悪化しており、価格政策を実施している国も多くある。米国は国内米生

第3図 国際穀物価格の推移



資料 ロイターES時事、タイ国貿易取引委員会

産者保護のため補助金を支出しており、タイでも政府が国内最低価格を決め価格支持政策を実施している。また、ベトナムは輸出量の管理を行っており、タイは、国際米価格を安定化させるため、アジアの米輸出国が協議して輸出量をコントロールしようという提案を行っている。

一方、米国の補助金、日本・韓国の国境措置に対しては、米の国際市場を歪めているとして、米の輸出国は、WTO交渉の場で市場アクセスの拡大、農業保護削減を主張している。

## 5 世界の米消費

### (1) 世界の人口

米の総消費量は、[一人当たり米消費量] × [人口] に分解できる。そこでまず、世界の人口の動向をみてみよう。

02年における世界の人口は62.2億人であ

り、これは40年前（62年，31.4億人）の1.98倍，20年前（82年，45.9億人）の35.7%増である。人口の増加率を10年ごとに区切ってみると，62～72年は22.3%であったが，72～82年は19.4%，82～92年は18.4%，92～02年は14.6%と，人口増加率は次第に低下している。これは，人口抑制政策の実施，経済発展や女性の地位向上に伴う出生率低下等によるものである。ただし，人口増加数自体はほぼ横ばいで推移しており，食料に対する需要圧力は依然として強くある。また，世界の人口増加の8～9割はアジアとアフリカの途上国で起きており，一部の地域では食料不足の問題が深刻化して<sup>(注15)</sup>いる。

人口を地域別にみると，アジアが37.8億人で60.7%を占めており人口増加率も高いが，92～02年の増加率は15.3%に低下している。アフリカの人口は8.3億人（13.4%）であるが，人口増加率は世界で最も高く，92～02年でも26.8%増加した。次いで人口が多いのは欧州（7.7億人）であるが，過去10年間では人口はほとんど増加していない。過去40年間の人口増加に占めるアジアの割合は66.1%（増加人口は20.4億人）であり，米の消費量の多いアジア地域での人口増加が米の需要量を増大させてきた。

（注15）FAOの推計によると，世界には8.0億人の栄養不足人口（食事エネルギーの摂取量が所要量以下の人口）があり（99～01年），これは総人口の17%に当たる。栄養不足人口が多い国は，インド214百万人（21%），中国135百万人（11%），バングラデシュ44百万人（32%），コンゴ38百万人（75%），パキスタン27百万人（19%），エチオピア26百万人（42%），フィリピン17百万人（22%），ブラジル16百万人（9%），アフガ

ニスタン15百万人（70%），タンザニア15百万人（43%），北朝鮮8百万人（34%）である（（ ）内は各国の人口に占める割合）。

## （2）一人当たり米消費量

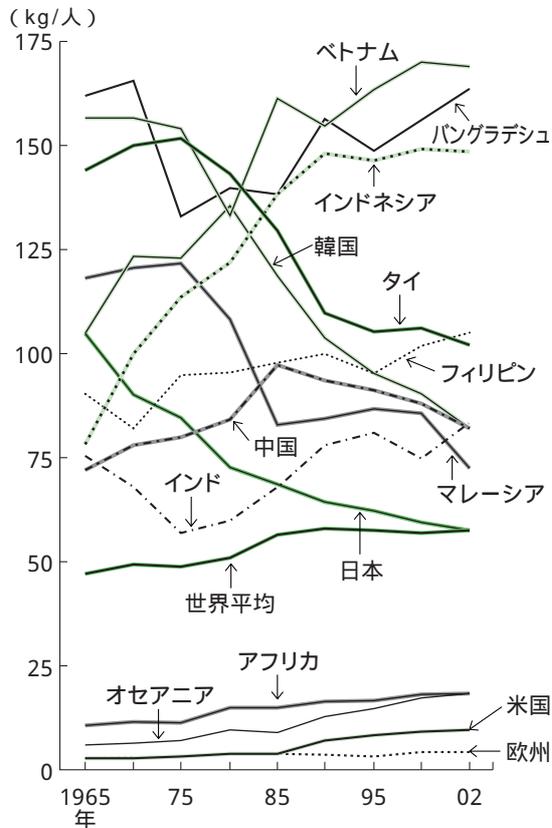
世界全体の一人当たり米消費量は57.3kg/年（精米，02年）であるが，これは米をほとんど食べていない人も含んだ平均であり，アジアの一人当たり消費量は85.2kgである。アジアに次いで消費量が多いのは南米の29.1kgであり，アフリカは17.8kg，北中米は11.8kg，欧州は4.5kg，オセアニアは18.1kgである。

一人当たり米消費量は国により大きな差異があり，アジアのなかでも，ミャンマー（204.7kg），ベトナム（168.9kg），ラオス（167.7kg），バングラデシュ（163.7kg），インドネシア（148.5kg）は非常に多い。中国は82.8kg，インドは83.4kgであり，それほど多くはないが，これは両国のなかに小麦を主食とする人がかなりいるためである。

アジア以外で米の消費量が多い国は，アフリカでは，マダガスカル（95.4kg），コートジボアール（63.0kg），エジプト（37.9kg），中南米では，キューバ（71.0kg），ペルー（48.9kg），ブラジル（35.0kg）である。ちなみに日本は57.7kgである。米の消費量が増加しつつあるとはいえ，米国は9.4kg，欧州は4.5kgに過ぎない（第4図）。

世界の一人当たり米消費量は，62年では43.0kgであったが，92年には57.9kgに増加した。しかし，80年代後半よりアジアの一部の国で一人当たり米消費量が減少に転じたため，世界の一人当たり米消費量は近年

第4図 各国の一人当たり米消費量推移



資料 第1表と同じ

わずかに減少傾向にある。

最近の10年間の動向をみると、中国 12.2%、マレーシア 16.6%、韓国 16.1%、日本 10.1%、タイ 4.9%であり、消費量の多いミャンマー、カンボジア、ラオスも減少に転じている。一方、バングラデシュ(7.1%)、インド(4.8%)、ベトナム(6.3%)、フィリピン(35.5%)、サウジアラビア(35.7%)は増加を続けており、アフリカ(7.8%)、欧州(18.4%)、米国(28.8%)、オセアニア(33.1%)も増加している(( )内は10年間の増加率)。

### (3) 米消費量変化の背景

こうした米消費量の変化の要因は何であろうか。

アジアで米の一人当たり消費量が減少しているのは、米が「劣等財」(所得弾力性が負)であり、所得が上昇すると食生活が多様化(肉・乳製品・パン等の消費量が增大)し、米の消費量が減る傾向があるためである。80年代後半以降、アジア地域は経済成長を続けており、一人当たりの国民所得が上昇している。中国、韓国、マレーシア、タイは、日本が戦後たどった米消費量減少の過程に入りつつあるということもできよう。

一方で、まだ十分な量の食料を食べていない段階にある人々は、所得が上昇するか米の価格が低下すると米の消費量を増加させる傾向がある(所得弾力性が正、価格弾力性が負)。そのため、アフリカの多くの国や、インド、バングラデシュ、ベトナム、フィリピンなど所得水準がまだ低い国では、米の消費量が増加している。また、米は他の穀物に比べ調理が簡単であるため、アフリカでは女性の社会進出が進むと米の消費量が増加する傾向があることが指摘されている。

米国、欧州、豪州では、米が健康にいいと考えられていること、アジア系・ヒスパニック系の人口が増加していること、寿司等の日本食の普及が拡大していることが、米消費量が増加している要因であると考えられる。

## 6 今後の見通し

### (1) 世界人口の見通しと米需給

増加率が低下しつつあるとはいえ、世界の人口は現在も増加を続けており（現在は年率1.2%の増加）、国連の推計によると、世界の人口は2025年に79.4億人、2050年に93.2億人（2000年の1.54倍）になると予想されている（第4表）。この推計によると、2050年の人口は2000年（60.6億人）に比べて32.6億人（54%）増加することになるが、そのうち17.6億人（54%）がアジア、12.1億人（37%）がアフリカ、2.9億人（9%）が中南米であり、アジアとアフリカで人口増加の9割を占めている。このように、米の消費量の多いアジアと米の消費量が增大しているアフリカで人口が増加するため、米に対する需要は今後も増大する見込みである。

一方、アジアの一部の国では、経済発展によって今後一人当たり米消費量が減少する見込みであり、将来の米需要量を推計するためには、その減少がどの程度の速さで

第4表 世界の人口

	人口 (2000年)	割合	人口 (2050年)	人口増加 (00-50)	増加人口 割合
	百万人	%	百万人	百万人	%
アジア	3 672	60.6	5 428	1 756	53.8
アフリカ	794	13.1	2 000	1 207	37.0
中南米	519	8.6	806	287	8.8
北米	314	5.2	438	124	3.8
欧州	727	12.0	603	124	3.8
オセアニア	31	0.5	47	17	0.5
計	6 057	100.0	9 322	3 266	100.0

資料 UN 「World Population prospects:The 2000 Revision」, FAOSTAT

進むかも重要な要素になる。ややラフな試算であるが、現在の一人当たり米消費量をもとに一定の仮定をおいて将来の米需要量を推計すると、2050年の米需要量は8.76億トン<sup>(注16)</sup>（<sup>(注16)</sup>これは2000年の米生産量（5.99億トン）より2.77億トン（46%）多い。

過去40年間の米生産量の増加率は138%（2.38倍）であり、この増加率が続くとすると、50年間で46%の生産増加は十分可能である。また、最近10年間の生産量増加率は11.3%に減速しているが、この増加ペースでも50年間で71%の増加になり、46%は上回る。しかし現実には、以下でみるような様々な資源的制約があるため、それほど楽観はできないであろう。

（注16）最近10年間の一人当たり米消費量の増減率が今後も続くと仮定して、地域別に2050年の一人当たり米消費量を求め、それに2050年の推計人口を掛けて算出したもの。アフリカ、北米の一人当たり米消費量は大きく増加するが、アジアの一人当たり米消費量は10年間で2%減少することを仮定しているため、米需要量の増加率は人口増加率より小さくなっている。

### (2) 土地資源の制約

米の増産のためには、面積を拡大するか、単収を上げる必要があるが、まず面積について検討してみよう。世界には1,404百万ha<sup>(注17)</sup>の耕地があり、米の収穫面積（148百万ha）はその10.5%にあたる（02年）。

耕地面積は過去40年間で121百万ha（9.5%）増加したが、最近10年の増加は15百万ha（1.1%）のみであり、耕地面積の拡大ペースは近年低下している（第5表）。過去40年間で耕地面積が増加した国・地域

第5表 世界の耕地面積・灌漑面積

(単位 百万ha, %, トン/ha)

	耕地面積	増加率 (10年前比)	灌漑面積	増加率 (10年前比)	灌漑率	肥料 使用量
1962年	1 282	-	142	-	11.1	26.5
72	1 321	3.0	175	23.8	13.3	59.6
82	1 350	2.2	216	23.0	16.0	85.3
92	1 389	2.9	252	17.0	18.2	90.2
02	1 404	1.1	277	9.6	19.7	100.8

資料 第1表に同じ

(注)1 「肥料使用量」は耕地面積1haあたりの使用量。

2 灌漑率=灌漑面積÷耕地面積×100

は、中国(40百万ha)、ブラジル(35百万ha)、タイ(5百万ha)、インド(5百万ha)、アフリカ(43百万ha)であり、一部の国・地域に集中している<sup>(注18)</sup>。一方、欧州、米国、日本では、この間に耕地面積が減少した。

耕地の拡大は森林を切り開いて拡大することが多く、その結果、ブラジル、タイ、インド、アフリカでは森林面積(熱帯林)<sup>(注19)</sup>が減少した。しかし、森林の減少は地球環境を悪化させ生物多様性の観点からも問題が多いため、森林の耕地への転換には限界がきており、中国では農地を森林に戻す政策が実施されている。一方、砂漠化や塩類集積などにより農地としての活用が困難になっている地域も見られ、一部の地域では、経済発展や都市化の進展のため農地から工業用地や住宅地への転用が進み、農地が減少している。

米の収穫面積を拡大する方法としては、他の作物から米に転換することも考えられるが、人口増加や畜産物消費の増大によって他の穀物需要も増大する見込みであり、また水の確保も困難になっているため、これもあまり期待はできないであろう。

このように、耕地面積や米収穫面積の拡大は今後かなり難しくなってくると考えられる。

(注17) 地球上の陸地面積(Land Area) 131億haのうち農業に使われている土地(Agricultural Area)は50.2億ha(38%)であるが、その7割は牧草地(Permanent Pastures)であり、農地面積は3割の1,534百万haである。この農地面積から樹園地等の永年作物地(Permanent Crops)を除いたものが耕地面積(Arable Land)である。

(注18) ただし、中国については農地統計の連続性に問題があり、実際に40百万ha増大したかは疑わしい。

(注19) FAOによると、1990年から2000年にかけて世界の森林面積は93.9百万ha(2.4%)減少したが、そのうちアフリカが52.6百万ha(減少の56%)、南米が37.1%(同40%)であった。

### (3) 水資源の制約

米の生産には水が不可欠であり、水資源を確保することが必要である。稲作で必要な水を天水(雨水)に依存している地域もあるが、天水田では生産が不安定で高収量は期待できず、単収の増大・安定化のためには灌漑が必要になる。灌漑田では天水田の2倍の単収を実現しており、戦後の単収増加の一つの要因は灌漑が普及したことであった。現在、米の収穫面積の半分は灌漑水田によるものであるが、生産量では灌漑田が4分の3を占めている。

FAO統計によると、02年において灌漑面積は277百万ha(耕地面積の19.7%)であり、灌漑農地の7割はアジアにある。02年の灌漑面積は40年前に比べて1.95倍になっているが、灌漑面積の伸び率を10年ごとに見てみると、62~72年は23.8%、72~82年は23.0%、82~92年は17.0%であったが、

92～02年は9.6%の増加にとどまっております、灌漑面積の拡大は減速してきています。

灌漑の拡大が停滞している理由は、灌漑適地の減少、水資源の枯渇、灌漑投資資金の縮小、都市や工業の水需要との競合などが考えられる。

また、一部の地域では、灌漑のためのダム建設の際に地域住民との紛争や環境問題が発生しており、水資源を巡って国際間の紛争も起きている。

なお、地下水を汲み上げて農業用水として使用すると土壤中に塩類が集積することがあり、中国、インド、パキスタンなどを中心に世界の灌漑農地の2割程度は塩類集積に悩んでいる。また、03年に豪州で干ばつによって米生産量が大きく減少したように、灌漑農地でも水不足は発生することがあり、米国カルフォルニア州も、稲作に必要な水資源に限りがあるため、大幅な米生産増大は困難であると言われている。

#### (4) 単収増加の可能性

こうした土地資源や水資源の制約のなかで、米の単収増加の可能性はどの程度あるであろうか。もし収穫面積が全く増加しないとすると、今後見込まれる米需要の増大に対応するためには、2050年までに現在の単収3.84トン/haを1.46倍の5.61トン/haに引き上げる必要がある。

米の単収は理論的には10～11トン/haが可能であるとされており、現に豪州やエジプトではそれに近い単収を実現している。しかし、現実には世界の単収はその4割に

満たず、世界の単収を引き上げるためには、低単収地域であるアフリカや、タイ、フィリピン、パキスタン、インド、カンボジア、ブラジルなどの単収を引き上げる必要がある。単収を増大させる手段としては、灌漑の普及、さらなる品種改良、高収量品種の普及、肥料の使用増加、病虫害対策などがある。

肥料についてみると、世界の平均使用量(1haあたり)は100.8kg/ha(02年)であり、40年前の3.8倍になっているが、EUは200.3kg/ha、日本は290.6kg/haであり、肥料の使用量を増加させることによって単収を増大させる可能性はあるだろう。<sup>(注20)</sup>特に、アフリカの肥料使用量は23.1kg/haに過ぎず、現在の低単収の原因として肥料不足が考えられる。現在アフリカでは、アフリカに適した高収量品種ネリカ米(New Rice for Africa)が開発され、今後、普及拡大を計画しているが、これによってアフリカの単収が増大し、安定的な食料供給と栄養不足人口の削減が実現することが期待されている。

このように、単収増加の可能性については、楽観はできないが様々な努力を続けているということであり、現時点で断定的なことを言うことはできないだろう。

(注20) FAO統計によると、肥料の使用量(単位面積当たり)は、欧州、日本では近年減少傾向にあり、米国も横ばいで推移している。アジアでは使用量が増えているが、アフリカではこの20年間ほぼ横ばいであり、世界的にも近年横ばいで推移している。その理由は先進国と途上国で異なるであろうが、先進国の減少理由として化学肥料の多投による環境負荷に対する批判・反省があると考えられる。

#### (5) 地球温暖化の影響

人類の経済活動の結果、大気中の温暖化ガス濃度が上昇し、地球温暖化が進行している。IPCC第3次報告書(2001年)によると、既に20世紀の100年間で世界の平均気温は0.6℃上昇し、海水面は10~20cm上昇した。近年の台風の多発や猛暑、暖冬も、地球温暖化の影響である可能性が高いと指摘されている。また、IPCC報告書によると、2100年には気温が1.4~5.8℃上昇し、海水面は9~88cm上昇する見込みである。京都議定書によって温暖化対策の枠組みはできたが、米国の不参加や、中国をはじめとする途上国にCO<sub>2</sub>削減が義務づけられていないことなどにより、地球温暖化の進行に歯止めをかけるのは難しい状況になっている。

日本でも、環境省が2001年に『地球温暖化の日本への影響2001』という報告書をまとめたが、地球温暖化が農業生産に与える影響として、渇水・干ばつの多発、異常気象による災害の増加、気温上昇による生育障害、水稲適地の変化、病害虫の発生増加、海面の上昇による水田被害(塩害、海の前進)などが指摘されている。

CO<sub>2</sub>濃度の増加や気温の上昇は植物の成長にとっては望ましい側面もあると考えられるが、気温の上昇によって栽培時期や栽培適地が変化するため、生育障害が起きることが指摘されている。今後、気温上昇に対応した品種改良も必要になるであろうが、気候変動に品種改良・品種転換が追いつかない可能性もあり、今後の対策が求め

られている。日本は灌漑が普及しており農業技術の開発・普及体制も確立しているため地球温暖化に対して比較的对応力があると考えられるが、アジア・アフリカ諸国のなかには、対策が十分でないために凶作、飢餓の発生が多くなることが懸念される。

#### (6) WTO交渉・FTA交渉と

##### 日本・アジアの食料安全保障

人口増加、地球環境悪化、地球温暖化が進行するなかで、WTO交渉が進行している。しかし、シアトル会議はNGOの反対運動等で流れ、次に行われたドーハ会議も、南北対立のなかで途上国への配慮を盛りこんでようやく交渉開始にこぎつけた。しかし、中間合意を目指したカンクン会議では、米国・EU間の農業合意努力にもかかわらず、インド、中国、ブラジル等途上国の反対で農業分野のモダリティ確立に至らず、また、先進国の投資や知的所有権を保護するためのシンガポール・イシューを交渉議題に盛り込むことに対して途上国が反発し、中間合意に失敗した。その後、交渉再開に向けた努力は続けられているものの、交渉は長期化する様相を呈している。

難航するWTO交渉からわかることは、国際貿易交渉を欧米主導で進めることができた時代(戦後のGATT体制)は終わったということである。世界の人口を考えても、インドや中国を無視・軽視した国際経済秩序はありえず、今後、ロシアがWTOに加盟することになれば、ますますこうした国際貿易体制における構造変化が明らかにな

るであろう。

WTOが先進国の多国籍企業のための「自由貿易」「投資自由化」を推し進める機関であることがNGOや途上国に見抜かれ、WTOを先進国の思うままに運営することができなくなってきた。ただし、途上国といっても多様であり、かつてはケアンズグループとして農産物貿易自由化と農業保護削減を主張したグループが大きな発言力を有していたし、現在も、農産物輸出国である途上国は先進国の農業保護削減と市場アクセス拡大を要求しており、日本の農業保護・国境措置は批判の対象にされている。

しかし、日本の米の国境措置を撤廃・削減し日本の食料をさらに海外に依存することは、今後の人口増加と資源制約、地球温暖化を考えれば危険であろう。日本の稲作、水田はどうしても維持する必要がある、内外価格差がある現状では、一定の国境措置と農家への所得補償が不可欠になる。<sup>(注21)</sup>米  
国、EUは、自らの農業は保護しておきながら、それは「緑」だ「青」だと色付けして削減対象から除き、その一方で他国に輸入自由化を要求している。自由貿易が食料安全保障にとって最良の手段であるというのは幻想であり、今後の国際食料需給、地球環境悪化を考えれば、日本の国内で食料生産を一定程度確保しておくことは日本の社会を安定させるためにも必要である。

WTO交渉が難航するなかで、現在FTA（EPA）交渉が進められており、「東アジ

ア共同体」の形成に向けた動きが大きな流れとなっているが、東アジア諸国との経済連携は、単に「自由貿易」「投資自由化」という枠組みだけではなく、エネルギー、環境、食料という観点からも取り組む必要がある。食料については、アジア地域全体の食料安全保障という観点を持つべきであり、本稿で明らかにしたように、その中心に位置づけられるのは米である。日本の市場をアジア諸国に開く必要はあるが、それは社会の安定や食料安全保障とのバランスをとりながら進めていくべきである。また、日本も相手に過度な要求を押し付けてはならず、相手の理解を得ながら交渉を進めないと、アジア諸国との真の「連携（partnership）」は生まれてこないであろう。

（注21）国境措置の削減に対応して、農家に対する「直接所得補償」の導入の検討が進められているが、財源問題を十分検討せずに安易に導入を進めるのは、現在の財政状況を考えると危険である。ある意味では国境措置は安上りの農業保護である。価格支持政策も、たとえそれがWTOで「黄」の政策であるとしても、日本は既にAMSを約束水準より大幅に削減しているためさらなる削減は必要なく、逆に「黄」の政策を拡充することも可能である。

#### 参考文献

- ・辻井博他（1990）『飢餓と飽食の構造』（農山漁村文化協会）
  - ・伊東正一（1994）『世界のジャポニカ米 - その現状と潜在的生産能力 -』（全国食糧振興会）
  - ・小田紘一郎（1999）『新データブック 世界の米』（農山漁村文化協会）
  - ・FAO（2004）『農業、食料、そして水』（FAO協会）
  - ・FAO（2004）『世界食料農業白書』（FAO協会）
- （主任研究員 清水徹朗・しみずてつろう）

## 有機農産物運動で日本は後進国

有機農産物について、日本が金持ちで贅沢になったから有機農産物に関心を持つ人が増えたと思っている人が多い。有機農産物は手間がかかり生産費が高くなって、貧乏な国ではとても取り組めるような運動ではないと思われる。ところが、開発途上国、インドネシアやタイなどアジアの国々で、また、ブラジルなどラテンアメリカの国々でも有機農産物運動が盛んになっている。日本よりはるかに貧しい国でも有機農産物運動はかなり盛んで、町の中にも有機米を専門に売っている店もある。

開発途上国で有機農産物に興味を持つのがどういう理由かは、日本と全く同じで、例えばインドネシアで一番キーになっているのは農薬問題である。ちょうど日本では1960年代に、農家をはじめとした農薬問題、農薬による健康被害が随分と騒がれたと同じような問題が、インドネシアで80年代半ばに起きている。

開発途上国でも、有機でやっている農産物の値段は若干高い。それでも日本以上に有機農産物に対する関心が高く、多くの人によって購入されている。まだ1%か1%を少し超えた程度の普及率であるが、かなり広範な運動体が出来上がっている。中国でもそうした運動は出てきている。中国では有機野菜が緑色野菜と呼ばれ、少しずつ広まってきている。まだ安いものが多いという流れが主流であるが、他方で有機農産物に代表されるような流れが世界中でふつふつと起こってきている。それがどの程度の広がりを持つようになっていくかは未知数であるが、例外的な動きではなく、世界的な潮流になってきている。有機農産物の普及という点では、日本は世界的な比較ではかなり遅れた国といえる。有機農産物の普及という点からみると日本はまだ高度成長の時代の価値観からの訣別ができず、いつまでも経済主義にとらわれた国といえるであろう。

日本は高度成長の過程で、日本社会は、個人が共同体というか企業共同体的の中に取り込まれてしまったような状況になった。この共同体を守るためには多少悪いこととしてしょうがない、皆で隠してしまう体質を持った社会になっている。三菱自動車の例、その他の雪印の話にしても、また食品にかかわる不祥事をみても、道徳的にひどく遅れた体質の国になっている。日本人には、社会的に相当ひどい、あくどい事をやっけていても、自らの生活を守るために、企業を守るためには身内の不祥事は隠さな

ければならないという考えが強い。これは日本社会の特質といえるようなものになっている。内の恥を外に出すなという考えの下では、係内の恥を課長にも知らせないようになり、課内での不祥事を部長に知らせなくなり、結局トップは社内の大事な問題を全く把握できなくなり、エコノミックアニマル的な慣習と惰性に従った判断しかできなくなってしまっている。日本ではこうした問題がいたるところにある。

市場原理主義ともいえるような経済効率一辺倒の流れの下では、WTO体制に従って世界的に最も安いものが流れ込むことになり、長期的にいえば、日本の食糧生産は消滅していくであろう。農業というのは基本的に土地に依存している。アジアの農業経営耕地規模は平均していえば1 haである。大雑把に言ってヨーロッパの規模はその10倍から20倍、アメリカ、オーストラリアでは100倍以上で桁が二桁違う。日本では農業の構造改革によって規模を拡大し、国際競争力をつけるといってきたが、ヨーロッパ、アメリカでも日本以上のスピードで規模拡大が進んでいる。競争相手が立ち止まっていたらやがて追いつくという論理はあるが、相手の拡大のスピードが速いのは、差は開くばかりでいつまでたっても追いつくことはできない。

規模は必ずしも経済効率の唯一の要因ではないが、農業の場合には規模、土地面積規模が決定的である。数百パーセントという途方もない関税率でとりあえず守っても、経済効率一辺倒では、長期的に生き残ることはできない。生き残るためには経済効率とは違った価値観のもとで生きて行く以外にはないのである。

世界中で多くの人々が経済効率一辺倒の価値観に疑問を持ち始めている。有機農産物の運動にはこうした社会的価値観の変化が反映されている。農業者は、こうした流れに棹<sup>さお</sup>をさして、有機農産物を広めるという方向に力を注ぐべきだと思う。手間ひまかかる、値段が今のところ安いからそんなにプレミアムがつかない、普通の農産物に比べて1割か2割しか高くないから、割に合わないなどという考えは、自らが経済効率一辺倒の価値観、日本農業を消滅させる価値観を受け入れた考え方である。

有機農産物はすべての農業者にとって他人事ではない問題を提起している。有機農業には過重な労働力を要するなど克服すべき多くの問題があるが、そこに込められた新しい価値観を広める運動に日本の農業者は自分たちの生き残りをかけて取り組む必要がある。

(日本大学生物資源科学部教授 大賀圭治・おおがけいじ)

# 株式会社の農業参入

## 事例にみる現状とその可能性及び意義について

### 〔要 旨〕

- 1 法人による農業経営が進むなか、規制緩和等もあり株式会社の農業参入が近年増加している。2000年の農地改正で株式会社形態（譲渡制限付き）の農業生産法人が認められたのに続き、03年には「構造改革特区」において株式会社等が農地リース方式で参入することが可能となった。前者で86社（04年7月1日時点）、後者では25社（同6月末時点）の株式会社が設立されており、いずれも地場の食品業、建設業を母体とするものが中心である。
- 2 地場企業による農業参入の具体的動機をみると、工事受注量の落ち込みに対する雇用確保（建設業）、高品質のワインのための原料ぶどうの確保（ワイン醸造メーカー）、消費者の「食の安全・安心」への対応（スーパー）など、地域資源である農地、労働力等を活用することで、企業として生き残りを図る戦略がうかがえる。また、地場企業の場合、あくまで農業単体での収益化を期待しておらず、加工、販売・サービス分野など複合的な事業展開を目指すのが一般的である。
- 3 これに対し大企業の場合は、本体にコアの収益源を持ち、そのうえで収益の多角化を目的に農業参入しており、当然単独での事業化を目指している。具体例では、トマトのハイテク栽培（カゴメ）、バイオ技術による種イモ生産（麒麟ビール）、有機農産物の大量生産システム（ワタミ）など、日本農業の将来を見据えたビジネスモデルを強みにしている。
- 4 参入分野においては、経営資源の優位性が発揮でき、自然条件や労働力の管理がしやすい施設型農業が株式会社経営の中心となっている。一方、土地利用型農業では農地取得の問題、競争力の優位性確保の困難さ等から参入余地は限られ、地場企業によるニッチ分野での進出が中心となっている。ただし、安全性・品質管理、担い手確保などの観点から、提携農家等との連携を図る企業行動は全体的に強まる方向にあり、特にリスク吸収能力の高い食品、外食等の大企業では、契約取引から農業生産法人への出資、自社直営等の幅広い選択肢のなかで、柔軟に対応するようになってきている。
- 5 日本農業が与件とせざるをえない高コスト構造の下では、農業とともに加工、販売を含めたトータルでの高付加価値化とそれを支える経営マネジメントが不可欠である。農業内部だけでそうした条件を見だし難い現状を考えると、参入企業との協力・補完関係を通じ付加価値を高め国内農業の基盤を強化し、ひいては海外農産物に対抗していく視点が有効性を持つ。
- 6 農業参入の規制を撤廃し、自由化を推進すれば日本農業の競争力が高まるとの主張があるが、農地の利用・保全が共同体と一体的に運営されており、また農業・農地は社会的共通資本として地域社会の基盤となっていること等を考慮すれば、参入企業が長期的な農業の担い手になりえるのかについて、事前、事後のチェック体制は必要であろう。企業側も短期的な視点ではなく、農業参入を通じ地域の雇用、福祉、環境保全等に貢献し、地域が持つ潜在性を引出すような行動が期待される。

## 目次

### はじめに

#### 1 農業への株式会社参入をめぐる動き

- (1) 農業での法人経営の広がり
- (2) 施設型農業では株式会社が浸透
- (3) 株式会社の参入

#### 2 地場中小企業からの参入事例

- (1) 建設業からの参入  
「東頸城農業特区」の事例
- (2) 食品産業からの参入  
山梨県「ワイン産業振興特区」
- (3) 流通業からの参入  
山梨市「いきいき農業特区」

#### 3 大企業の農業参入事例

- (1) カゴメ

- (2) キリンビール(ジャパポテト)

- (3) ワタミフードサービス(ワタミファーム)

#### 4 事例からみた株式会社の参入類型

- (1) 大企業と地場企業  
企業の論理と地域の論理

- (2) 進出分野

土地利用型と施設型

- (3) フードシステムを通じたリスク吸収

#### 5 最後に

株式会社参入の課題

- (1) 日本農業の将来に持つ意義

- (2) 農地取得の課題

- (3) 農業金融の課題

## はじめに

農業者の高齢化や担い手の不足、またそれを主因とする耕作放棄地の増大など、日本農業の基盤の弱体化が予想を越えて進むなかで、法人経営体を有力な担い手として推進する政策が加速している。そうした流れは規制緩和も手伝って、従来の農業内部からの法人化だけでなく、農業外の一般企業等の参入例も増加しており、ここ数年ホットなテーマとなっている。

しかし、我が国の小規模・分散的な圃場条件や国際的に最も高い賃金水準を前提に、消費者が求める安全・安心な品質、輸入食料との競合、環境への配慮など、国内農業に課されている条件は極めて厳しい

ものである。これに対し、一般に経営、販売力等で優越するとはいえ、農業に参入した株式会社はどのようなねらいや戦略を持って、農業をビジネスとしてとらえようとしているのだろうか、また彼らは長期的な日本農業の担い手になりえるのだろうか、これが本稿の問題意識である。

本稿は、農業外から農業に参入した7社の株式会社への聞き取り調査を基にしている。企業数が限定されていること、また参入から時間が余り経っていないこと等もあり、「株式会社の農業参入」全体を論ずることは無理な点があろう。しかし、それでも各社の参入事例は、それぞれが個性的な「実験」と呼ぶべきものであり、今後の日本農業の軌跡にも影響を与えていくものと思われる。

以下、本稿の構成について概観しておく  
と、まず1節で株式企業の参入をめぐる動  
きについて、日本農業における法人化と併  
せて簡単に整理する。次の2,3節では地  
場中小企業と大企業の計7社の参入事例に  
ついて、聞き取り調査の内容をまとめて紹  
介したい。4節ではそうした事例を踏まえ  
て、株式会社の農業参入について整理、類  
型化を試み、最後の5節でその意義と課題  
を小括したい。

## 1 農業への株式会社参入を めぐる動き

### (1) 農業での法人経営の広がり

水田をベースとする日本の土地利用型農  
業は、歴史的に地域社会に深い関係を持つ  
農家が中核的な担い手であり、農地も農家  
が所有、利用することを原則としてきた。

法人が営農のために農地を取得する仕組  
みとして、1962年の農地法改正で農業生産  
法人制度が創設されたが、法人の絶対数が  
少なく、また低迷する時期もあって、法人  
が農業の担い手として農政の前面に置かれ  
ることは長らく無かった。

農業の法人化が農政の対象としてクロー  
ズアップされるようになるのは、92年の  
「新しい食料・農業・農村政策の基本方向」  
（「新政策」）においてである。このなかでは  
じめて法人化を経営形態の選択肢拡大のひ  
とつと位置付け、「農業経営の法人化を推  
進する」と明確に打ち出した。

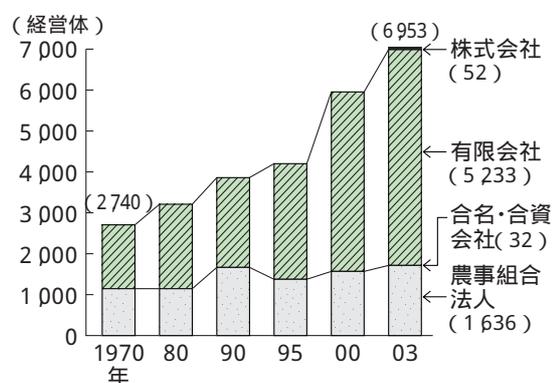
「新政策」を踏まえ、農業生産法人の要

件緩和が進み、事業要件に製造加工業も加  
えられ、構成員には一部消費者、企業、農  
協の参加が認められるようになった。また  
法人化に伴う様々な支援措置（補助事業、  
税制特例、制度資金等）が大幅に拡充され  
た。93年には認定農業者制度も創設された。  
さらに、2000年の農地法改正では、株式会  
社形態の農業生産法人が株式譲渡制限付き  
で認められ、併せて農業生産法人の要件見  
直しも広く実施された。<sup>(注1)</sup>

こうした施策に後押しされ、農業生産法  
人数は近年大きな伸びを示している（第1  
図）。特に、有限会社を中心にした会社型  
農業生産法人の伸びが大きく、農業協同組  
合法を根拠とする農事組合法人の方はやや  
停滞気味である。ただ03年時点で7千近く  
ある農業生産法人のうち、個別農家が法人  
格を取得したものが過半を占めており、必  
ずしも法人化すなわち企業家的経営とはい  
えない。

（注1）法人化の政策展開及び農業生産法人制度に  
ついては、日本農業法人協会編『農業法人の設  
立（三訂版）』（2004）全国農業会議所、参照。

第1図 農業生産法人数の組織別の推移



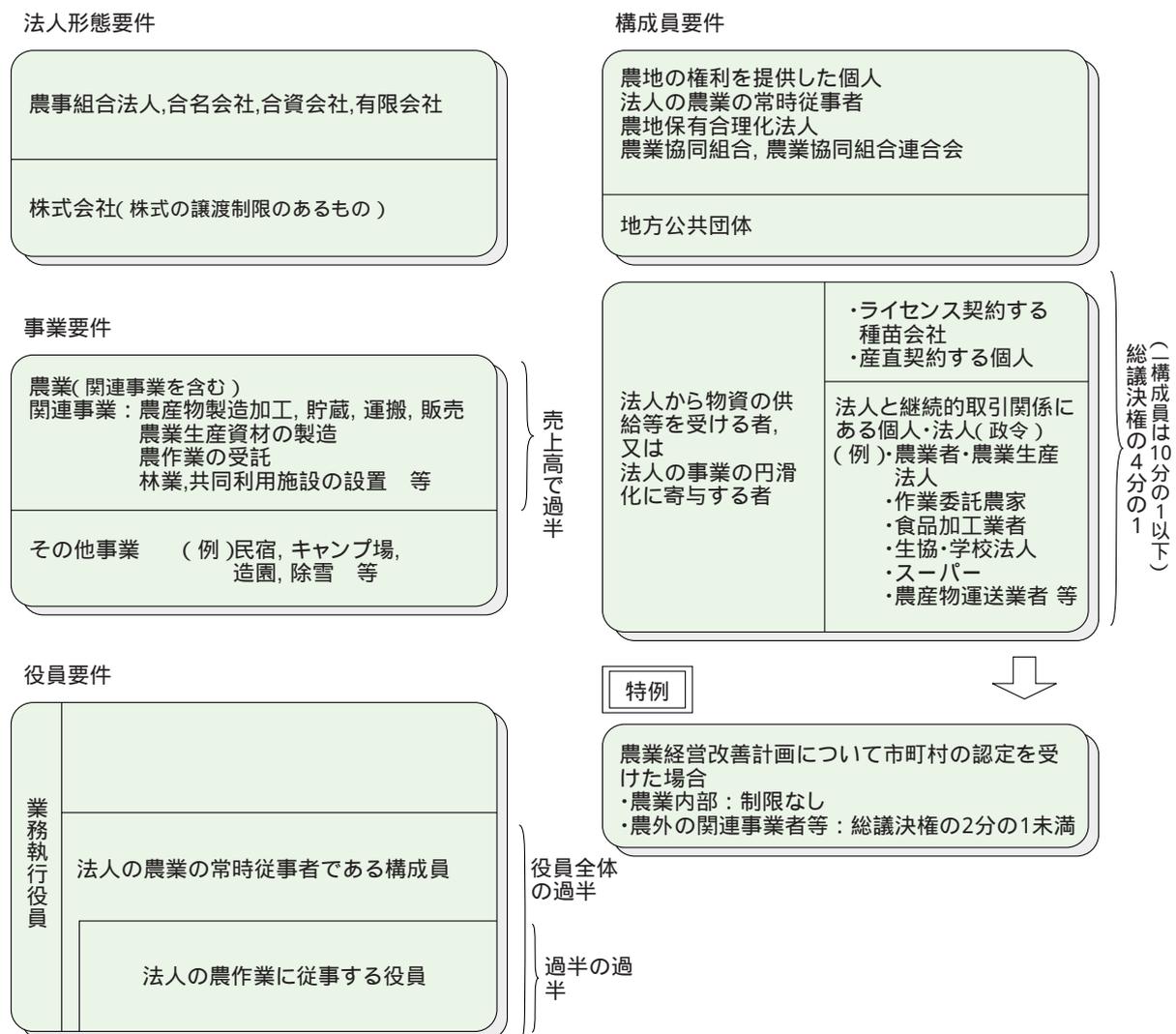
資料 農林水産省調べ。  
（注）各年1月1日現在の法人数である。

(2) 施設型農業では株式会社が浸透  
 法人が水田や畑等農地を利用する農業を行う場合、農業生産法人の資格を取得することが原則必要である。農業生産法人は農地法(同2条第7項)に基づく制度で、農地(採草放牧地を含む)を利用(所有、賃借)できる農業生産法人の要件として法人形態、構成員、事業、業務執行役員の要件等が細かく規定されている(第2図)。

これに対して、養豚、養鶏、ガラスハウスでの花卉栽培など農地を利用しない分野では、農業生産法人の取得は必要ではなく、株式会社を含め法人化が早くから浸透していた。

こうした非農地での農業を行う法人を含めた総称として「農業法人」という表現が使用されている。農業法人は農業生産法人のように特定の法律に基づく分類ではな

第2図 農業生産法人の4つの要件



資料 日本農業法人協会編『三訂 農業法人の設立』40頁

く、法人形態で農業経営を行う生産者全体を意味し、農業生産法人はそれに含まれる関係にある。

農業法人全体を概観できるのは「農業センサス」だが、法人経営のうち農家の法人化を含めて調査し始めたのは1995年センサス以降であり、そのため2000年センサスと2回のデータしかない。

直近の統計である「2000年農業センサス」によると、00年時点の農業法人の総数は13,186で、95年の9,522に対して約4割増加している。そのうち家族経営が法人化（一戸一法人）したものが、00年で7,914と法人全体の6割強を占めており、かつ95年に比べ75%も増加している。

### (3) 株式会社の参入

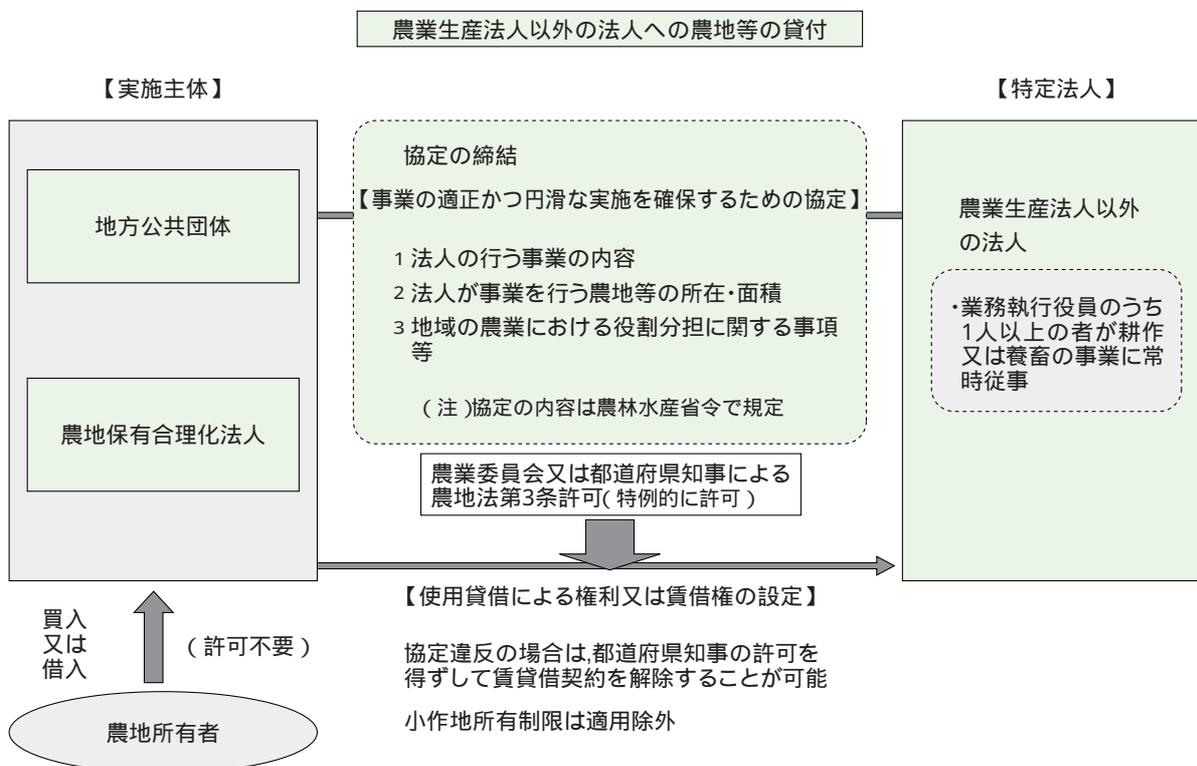
株式会社等の土地利用型農業への参入では、前述した株式会社形態の農業生産法人が認められたのに続き、03年からは「構造改革特区」において、農業生産法人以外の法人がリース方式で農地取得することが可

第1表 株式会社形態の農業生産法人の現状

(単位 社)	
法人の設立母体	法人数
食品・飲料メーカー、農産物販売会社等	20
建設・運輸・観光業者等	15
畜産・花きなど施設型農業を行う株式会社	6
新規就農者、農業関係者が新たに農業生産法人を設立	15
有限会社等からの組織変更	30
計	86

資料 農林水産省ホームページより  
(注) 2004年7月1日現在。

第3図 リース特区制度の概要



資料 農林水産省ホームページより

能になった。

株式会社形態の農業生産法人数は、04年7月1日現在で86社である（第1表）。設立母体は、有限会社等からの組織変更が30社の外では、食品メーカー等と建設会社等が中心となっている。株式会社形態の農業生産法人の場合、あくまで農業生産法人の一形態であり、継続的、安定的に農業経営を行うよう株主、構成員の変更に制限が付いている。

一方、構造改革特区への参入は、農地法の特例として農業生産法人の規定を受けず、本体の一事業部門として直接参入が可能である。しかし、特区は担い手の高齢化や不足で遊休農地が増加している地域を対象に認定されており、また農地は賃借のみで所有は認められていない。

加えて、特区参入を希望する法人は、農地を適正かつ効率的に利用する主体であるか、地域農業と共存できるか等の審査を受け、実施主体（地方公共団体や農地保有合理化法人等）と協定を結ぶ必要がある。もし、農地転用等の契約違反があれば、リース契約が即時解除される仕組みとなっている（第3図）。

リース方式による特区での農業経営に参入した事例は、本年6月末時点で38、総面積で109haである。組織形態では株式会社が25、有限会社6、NPO等7法人である。設立母体は、建設業25社、食品会社14社、その他が10となっており、やはり地場の建設業と食品企業が中心である。

## 2 地場中小企業からの参入事例

農外の地場企業の参入例として、特区を活用した新潟県の建設業と山梨県の食品及び流通業の事例について本節でみてみたい。

### （1）建設業からの参入

#### 東頸城農業特区の事例

##### a 東頸城特区の概要

新潟県の東頸城農業特区の区域は、新潟県東頸城郡内の6町村（安塚町、浦川原村、松代町、松之山町、大島村、牧村）であり、この地域の置かれた環境は、我が国の農村社会が抱える問題を集約的に表現しているといえよう。

東頸城地区の現状を整理すると、急速な過疎化・高齢化（人口は過去25年間で約4分の3へ、65歳以上の高齢化率は35%）、農業担い手の不足（65歳未満の農業専従者の割合7%、後継者のいる農家の割合25%）、耕作放棄地・遊休農地の拡大（農地は過去25年間で4分の3へ、年間100haが遊休化）、急傾斜農地が全農地の62%を占める、公共事業の減少、景気低迷、雇用悪化、等が挙げられる。<sup>（注2）</sup>

こうした厳しい条件が続くと、自然環境や棚田が失われ、地域そのものの維持が難しくなるとの危機感が強く、地域の再生、活性化のためには、東頸城が連携して対策を講ずべきとの認識が共有されていた。実際、国の特区構想に先行して、新潟県との

間で「中山間地域産業連携特区構想」が検討されており、こうした土台もあって03年4月全国第一弾で特区認定を受けた。

東頸城農業特区は、「農を中心に据えた地域環境を保全・活用する産業連携」という考え方を基本にしており、具体的な認定事項として、株式会社等がリース方式で土地を借りて農業経営に参入、地公体、農業以外の市民農園貸付（以上2項が第1回認定）、農家民宿等による濁酒の製造（第3回認定）、農家民宿での簡易な消防設備等（第4回認定）がある<sup>(注3)</sup>。

特区としては、やはりが注目されるが、構想全体は規制緩和を通じグリーン・ツーリズム、新規定住者の誘致等を含め、地域の活性化を図るねらいがうかがえる。

同特区の参入の現状は、の株式会社等の農業参入が浦川原村で2社（うち1社は大島村と重複）、牧村で1社（農業振興公社）、松代町で1事業者が～で参入、は安塚町、牧村で各1事業者となっている。

#### b 浦川原村の状況

浦川原村では特区を利用して、頸城建設とファーストファームの2社が03年参入した。村では「地域農業を壊さないこと」を特区参入の基本な考え方とし、「地域に認めてもらえること」と「認定農業者や農業生産法人も育つ環境を保つこと」を参入条件にした。

同村では農業振興公社が農地保有合理化法人の資格を有しているため、特区に関する協定の実施主体になっており、今回参入

した企業も公社との間で農地の賃貸契約を結んだ。参入を希望した建設2社は、いずれも地元で信用力のある企業であり、また山間地の取得を希望したこと等から、参入について大きな支障はなかったという。

浦川原村では従来から公社に一元的に農地情報が集まる仕組みが機能しており、遊休地や高齢化等により耕作困難となりそうな場合、公社が農家から土地を借り受け、耕作希望者に対して貸し付ける。平場に関しては規模拡大意欲のある農家で対応できているが、耕作放棄になりやすい山間地については担い手の確保が難しいのが実態である。

#### c 頸城建設

頸城建設の農業参入の動機は、公共事業の急速な減少に対して、雇用をなんとか確保したいということからきている。当社の受注額は96年のピーク時には約16億円だったが、足下で半減に近い水準まで落ち込んでいる状態だ。

なぜ農業かという点は、社長自身が農業に関心があったこと、また建設業として農業土木や圃場整備等の経験が多く大型機械の操作に慣れていること、また職員に兼業農家が多いことなど、地方での建設業と農業の「近さ」が背景にある。

特区への参入は、当社が農業生産法人の申請準備をしていたところ、村役場で特区の話聞いたのが直接の契機であった。本体参入の方が、経理部門の一体化や雇用の柔軟な活用などの点でメリットがあると判

断した。

当社がユニークなのは、最初から完全無農薬による有機栽培を志向した点であろう。慣行農業では、平場の大規模経営でなければ経営的に成立しないため、付加価値の高い有機栽培に徹底的にこだわる方針を立てた。JAS認証取得の考えもあり、農薬等で周囲の影響を受ける平場でなく、あえて山間部の農地を借りた（写真参照）。



農業特区を利用した頸城建設の水田

現在、全体で5haの農地を借り、水稲1.7ha（28枚）とイワナ、タニシなどの養魚、山菜畑に利用している。中心となる有機米栽培は、土作りから徹底的にこだわって、強い稲を育てることを基本にしている。昨年は試験的な生産だったが、今年は100俵程度取れ、東京の食品卸売会社では同村のコシヒカリ価格（農家出荷価格）に比べ3倍以上の価格で取引された。

有機農業の技術は、社長が雑誌等をみながら勉強し自らマニュアルを作成したという。実際の栽培は、専従の役員1名、担当2名、パート1名の人員で対応している。田植え、稲刈り等の農繁期には本業部門か

ら応援してもらうことで余剰労働力を活用している。

今後は、まず水稲面積だけで10haまで拡大していきたいという。また、ハウス栽培も今年から試験的にスタートする予定だ。

しかし当社は農業生産だけで収益を確保するのは難しいとみており、米、イワナ、山菜等などの加工やレストランの開設など、複合的に事業展開していくことが不可欠だと判断している。2次、3次産業への展開は、特に冬場の建設部門の雇用吸収という点でも重要であるという。

当社は既に加工場、レストランの建設を来年以降具体的に進めることにしている。加工技術の指導では県のサポートを受ける予定だ。これ以外にも、当社が認定農業者となることで県の農業機械補助を受けるなど、県の支援が特区参入時から大きかったという。

#### d ファーストファーム

ファーストファームの場合は、本体の直接参入ではなく、葺和土建80%とファーストファーム社長（葺和土建の常務を兼任）を含め村内有志5名による20%出資で新会社を立ち上げ参入した。

葺和土建も急減な受注の落ち込みで新規事業の開拓が必要な状況は同じだが、明確に経営を区分した方が良いと判断した。本体参入する場合、農業部門は当面赤字となることから入札時の業者格付けに反映される懸念があったという。

また、会社設立の目的が社長と「若いこ

る地域活動を一緒にやった仲間たち」で、地域の活性化のために何かしたいとの思いからきている点も大きい。実際当社が借りた土地は、産廃問題（建設廃材）を抱え破綻した農業生産法人が放置した高台の放牧地1.5haであり、村の農業基盤の荒廃を食い止めたいとの願いが、会社設立の大きな動機となっている。

当社が借りた牧草地は、特区外の三和村が所有しており、浦川原村がそれを賃借しファーストファーム社にリースするという形をとっている。当社はこの牧草地の眺望、自然景観のよさを生かし観光牧場を03年開設、ポニー、山羊、羊等に直接触れ合うアニマルセラピーや乗馬体験の場を提供している。また、小学校などへ出張動物園として出向き、今後の誘客につなげる努力を行っている。

観光牧場は今のところ入園料を取っていないため、当社の収入源は山羊乳のアイスクリームの販売がメインである。山羊乳は長野県の農家から現在入手しているが、将来は自社で確保するルートを考えている。

観光牧場以外では、当社は今年新たに1.7haの農地を取得し、減農薬の酒米生産を始めた。また、後継者問題を抱える近隣のブドウ農園の栽培を今後請け負う方針である。いずれも村の農業公社を介した事業で、面としての農業を維持することで、地域全体の保全、雇用創造を目標にしている。

さらに「地産地消による食の工房」をコンセプトに、自社の米、山菜・キノコ、養魚などを利用したレストランを近いうちに開

設する予定だ。この点は頸城建設と同様で、複合的な事業展開を図らないと、農業だけでは経営が難しいのが実情である。なお当社の職員は、現在正社員2名、パート2名である。

ファーストファーム社は、単に自社だけでなく、時間をかけ地域でまとまって情報発信し地域再生を図る「横の連携」を重視している。この地域には、既に「越後田舎体験」という形で滞在型農業体験のスキームがあるが、自ら感動を見いだすような幅広い農業体験の場を提供できればというのが当社の夢である。

（注2）「構造改革特別区域計画」による。

（注3）今年10月には更に、農業生産法人の行う農業関連事業の拡大、農地権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業、が追加申請されている。また、特区の対象範囲を、十日町市、中魚沼郡川西町、同中里村に拡大し、名称を「越後里山活性特区」に変更申請中である。

## （2）食品産業からの参入

### 山梨県「ワイン産業振興特区」

#### a 特区の概要

山梨県は我が国のワイン発祥の地であり、また全国ワイン製成量の約4割を占め、多数の醸造メーカーが峡東地区と呼ばれる県東部に集中している。また山梨県のぶどう収穫量は、全国1位である。しかし、近年国産ワインは輸入ワインに押される形で生産量が減少し、シェア低下が進んでおり厳しい環境にある。

「ワイン造りはぶどう作り」といわれるように、本来ワイン造りと原料ぶどうの関

係は一体であることが望ましいが、我が国では農地の制約等から両者は別々に行われてきた。また、日本のぶどう栽培者は生食用ぶどうが中心であり、価格の低い原料ぶどうは生食用の残余として供給されてきたのが実情である。さらに、原料ぶどうの不足から、海外からのバルクワイン、グレープマスト（発酵前のぶどう液）を輸入して、国産ワインとブレンドし製品化することが一般に行われている。

かたや、ぶどう栽培農家の方でも、高齢化と遊休農地の拡大が相当進んでいる。ぶどう作りは防除や<sup>せんてい</sup>剪定等の手間と熟練を要し、兼業による対応が困難なこともあり、高齢化等による農家数の減少が直に栽培放棄に結びついている。

こうした状況のなかで、山梨県が主体となり「ワイン産業振興特区」を創設、ワイン醸造メーカー自らが原料ぶどうの生産を行うことを許容し、高品質のワイン生産とワイン産業全体の活性化を図ることにした。

同特区は03年4月に認定され、対象範囲は県東部に位置する塩山市、山梨市、勝沼町など15町村である。同特区には、勝沼町の勝沼醸造と一宮町で1社、合わせて2社の株式会社が参入した。

#### b 勝沼醸造

勝沼醸造はワインの国際コンクールで幾度も上位入賞する国内でも有名なワインメーカーで、高品質のワイン造りに強いこだわりを持っている。同社社長は、ワインを

国際商品としてとらえ、国際市場で認知されるワインを造らないと将来生き残れないと考えている。そして、ぶどう産地の風土性を醸し出した本当のワインを造るためには、海外ワイナリーのように農業部門との一体的な経営が不可欠だと認識している。

実際、当社は90年に社長が20aの圃場を借りワイン用ぶどう栽培を開始し、その後社長が農業者の認定を得て規模拡大を図ってきた。こうしたなか、当社は農業生産法人の設立も検討していたが、県がワイン特区を申請しその説明を受けたのを機に参入を決めた。

特区参入は、当社にとり経理一元化、労働力の配分、地代負担の抑制（標準小作料の採用）、新設圃場の一部整備費に県の半額補助などでの点でメリットがあったという。ただ、特区の実施主体が県ということもあり、地元行政による土地の斡旋等は無く自社で個別に対応したという。

現在、当社は特区の1haを含めて約3haの農地で原料ぶどうを栽培しているが、将来は農地の集約を図りつつ、15~20haまで拡大することを目標にしている。一方、当社は自社圃場でぶどう栽培だけでなく、ぶどうの苗木生産のための農業生産法人を今年立ち上げた。また、岡山県内でも農業生産法人を設立し、原料用ぶどうの可能性追求に乗り出している。

こうした徹底した原料ぶどうへのこだわりは、日本の風土のなかでどの水準までのワインを造ることができるのか、ぶどう栽培の段階から挑戦したいという思いからき

ている。当社は現状をワイン造りのポテンシャルを模索している段階とみており、その可能性を見極めた後で、事業展開の方向性を決めたいとしている。

また、当社は特区を活用した農業参入の波及効果として、地域雇用への寄与があると考えている。前述したように、ぶどう栽培は手間と経験ノウハウの必要な作業であり、いかに効率的に労働力を確保、活用するかが当社にとり重要な経営課題でもある。農家の高齢化が迫っているなか、今後5年以内に労働力の問題が大きくクローズアップするとみている。

勝沼醸造では、ぶどう栽培地を当社に貸与した土地所有者に引き続き経営リスクなしに農作業に従事してもらい、また今後増大する定年退職者に農業就労の場を提供するスキームを考えている。

### (3) 流通業からの参入

#### 山梨市「いきいき農業特区」

##### a 特区の概要

同特区の対象となっているのは、山梨市の笛吹川右岸で、当市の面積の74%を占める。この地域の農業は、丘陵地での桃、ぶどう等の果樹栽培が中心だが、農業者の高齢化や後継者不足等により、農業経営面積の11%が遊休化している。<sup>(注4)</sup>

このため山梨市は、遊休農地のさらなる拡大を防ぐことを主眼に「農業生産法人以外の法人の農地リース方式での農業参入」を許容する特区を申請、03年12月に認定された。同特区へは、物産館等を運営する第

三セクターの株式会社1社の外、地元スーパー日向が参入した。

##### b 日向

山梨市に本部を置く株式会社日向は、山梨県内に13店舗を有し、売上は約100億円、正社員90名の中堅スーパーである(パート、アルバイトを含めると約550名)。

当社は、消費者が「食の安全・安心」への関心を近年強めるなか、直接農業を行うことでその声に応えたいとの意向を以前より持っていた。農業への参入のために、当社が農業生産法人の要件を満たすのは現実には困難であったため、市が特区認定を受けたのは当社にとり好機であった。

農地取得については、市が遊休農地のなかから候補地を紹介してくれたが、どの農地が野菜作りに適しているのか選択に苦労したという。また、平場では専業農家などの借り手がいるため、賃借地は斜面の条件の悪い農地とならざるをえないのが実情であった。

結局、土壌分析を農業改良普及センターに依頼し、土壌、圃場条件を考慮し2か所各30aを借りて今年からスタートした。トラクターや散水機器等も購入した。実際の生産は特区専任の社員1名とパート2名(男性)が行っており、収穫時にはアルバイトで対応している。

今年が初年度ということで、いろいろ苦労しながらデータの蓄積を図る段階とみている。それでも今春から減農薬でハウレンソウ、子カブ、中国菜、野沢菜など、さま

ざまな野菜を栽培した。収穫した野菜は、すべて自社「ひまわりファーム」のものとして販売した。価格を店頭の一般野菜よりやや低めに設定したこともあり、顧客の評判は上々だという。ただ少量のため売上のには微々たるもので、収益的にはもちろん赤字である。

スーパーは開発輸入や契約栽培等、農産物の独自調達ルートを持っているが、自ら生産した野菜を直接顧客に販売することも、顧客の要望に対するスーパーの責務だと当社は考えている。

(注4) 山梨市「構造改革特別区域計画」による。なお、同特区の事業項目には、「市民農園の開設主体を地公体、農協以外にも認める」事業も含む。

### 3 大企業の農業参入事例

地場企業による農業参入の事例は、やはり地域社会と協調しながら、地域社会の論理のなかに「埋め込まれた」企業なり事業といえるのではないだろうか。地場企業では、資本、土地、労働力とも地域性を強く反映するだけに、株式会社である前に地域社会の一員としての信任なくしては、事業が成立しない状況がうかがえる。

これに対して大企業の農業参入例はどのようなものだろうか、以下で3社についてみてみたい。

#### (1) カゴメ

##### a カゴメの生鮮トマト事業

カゴメの生鮮トマト事業は、一般民間企

業からの農業参入のなかで大規模かつ最も注目されている事業とっていいたいだろう。

周知のように当社のメイン事業はトマトを主原料とする野菜飲料及びケチャップ、ソース等の調味料(03年度の総売上のうち、野菜飲料の売上比率39.2%、調味料20.5%)であるが、需要量の停滞と価格競争のなかで成熟局面を迎えており、今後の成長のためには、新商品の開発や新規ビジネスが決定的に重要になっている。これは当社に限らず、我が国の食品・飲料メーカー共通の課題ともいえよう。

こうした環境下、カゴメは生鮮野菜事業、業務用事業(冷凍食品部門の強化)、通販事業の3分野を新規の成長分野として力を入れている。生鮮野菜事業では、生食用トマト「こくみトマト」を生産、現在全国約3,500の店舗で販売している。またファーストフード店等業務用向けには、「デリカ」ブランドを生産・販売している。

カゴメが生鮮トマトの事業部を設立したのは98年で、翌99年から本格的に事業を開始した。生鮮トマト事業への参入においては、当社が長年蓄積してきたトマト育種(例えば世界で約8千種あるとされるトマトの品種のうち6,500種を当社が保有)や栽培加工技術が最大の強みになっている。こうした資源を活用し、「調理して美味しいトマト」をコンセプトに従来の「桃太郎」等とは全く異なる品種として開発されたのが、「こくみトマト」である。

開発の背景には、日本ではトマトは生で食する果実としての性格が強いのに対し

て、欧米では基本的に調理用の野菜であることから、我が国でも調理用トマトの潜在的な市場があるとの判断があった。また生鮮トマトへの進出は、加工用トマトの生産者やJAとの直接的競合を避けたいとの意向も働いた<sup>(注5)</sup>という。

現在、当社の生鮮トマトは供給不足の状態に近く、事業は年々大幅に伸びている。03年度の売上は24億円、04年度（見込み）は40億円、06年度には100億円近くに達すると予想している。収益的にも既に黒字化を達成しており、今後も積極的な投資拡大を目指している。

カゴメの生鮮トマト栽培は、全国約40か所の提携先農家、農業生産法人との契約栽培が中心であり、ハウス設計コンサルタント、種苗提供、栽培方法・巡回指導、契約したトマトの全量買取など、カゴメが全面的にサポートする形になっている。

また、提携先の大型菜園にはカゴメが最大10%の出資を行うケースが多いが、それはカゴメ側の意向というよりは、農業生産法人が金融機関から借り入れる際の信用力強化への支援の意味合いが強い<sup>(注6)</sup>という。基本的に、カゴメは契約先に対し種苗提供、年間を通じた固定価格での全量買取り関係にとどめ、各生産者は経営的に自立化していくのが望ましいとみている。

#### b 直営での生産拡大

カゴメの生鮮トマト事業は、契約栽培が中心であるが、直営の大型ハイテク菜園での生産を今後拡大し、将来的には直営と委

託の割合を半々程度にしたいと考えている。

当社にとり最初の直営菜園（出資比率50%超）となるのが、今年10月に設立された加太菜園<sup>(株)</sup>である。当菜園は、アジア最大規模のハイテク菜園になるとともに（2010年には約20haの温室で約6千トンのトマト生産を予定）、カゴメにとって幾つもの実験的な意義をもっている。

まず出資面で、カゴメが菜園経営ではじめて70%の過半数出資を行い、残り30%をオリックスが出資する形をとっている。オリックスの共同出資は、カゴメの生鮮トマト事業の将来性に加え、農業金融においてどのようなビジネスが可能であるか実際に学ぶことを目的にしているという。設備等の投資は、本件ではカゴメが行っている。

運営面においては、当菜園は「非農地、非農業生産法人」の条件で、生産性をベースにどこまでトマト生産を事業化できるかという挑戦を含んでいる。通常、大型ハウスは3haで約10億円程度の費用が必要だが、農業者の場合は約半分の補助があるが、今回のケースでは利用できない。

また、加太菜園の用地は、和歌山市土地開発公社の造成地「コスモパーク加太」を賃借している。当造成地の売却が進まないなか、和歌山県の「新ふるさと創り特区」の「土地開発公社造成地の賃貸容認」の特例を利用し、カゴメは20年の長期リース契約を結んだ<sup>(注7)</sup>。

カゴメのハイテク菜園は、施設内の人造培地での溶液栽培であり、土地を耕さない

ため非農地での運営が可能であり、立地の選択肢も広がる。一方で、農地に比べると、非農地の賃料コストは非常に重くなる（加太菜園は10 a 当たり年間10万円の賃料で40ha 賃借）。

もうひとつ資金調達の面では、カゴメ本体の信用力と切り離し、事業単位でのファイナンスを検討したいという目的がある。生鮮トマト事業は、農業のなかでは事業計画を描きやすい分野であり、投資回収の見込みも高いが、それでも民間金融機関の融資対象になり難いという。実際に単独事業をオリックスと共同運営することで、カゴメはアグリビジネスにおける金融ノウハウの蓄積とその可能性を追求してみたいという。

以上のように、カゴメの「非農地、非農業生産法人」という進出形態は、将来的に日本農業の自由化が進むことを念頭に置きながら、補助金や親会社の支援無しに、ハウス栽培だけでどこまで競争力を発揮できるかを意識した戦略といえる。

（注5）当社の主力商品である飲料、調味料向けの加工トマトは、生鮮トマトとは全く別の品種であり生産方法等も異なる。およそ20年位前まではすべての加工用トマトは国内調達されており、その量は年間20万トンを超えていた。しかし、現在は国内調達されているのはトマトジュース専用の原料トマトの3万トンのみとなっており、それ以外の加工用トマトはトマトペーストの形で海外から輸入されている。

トマトジュース向け加工用トマトは、JA・経済連等を通じた各農家との契約栽培となっており、カゴメが専用の種子を供給し、生産物の規格を検査し買い取る仕組みになっている。ジュース向け加工用トマトは風味等の点から国内産に依存しなくてはならないが、生産者の高齢化、生産者の手取りの低さ等から、今後国内での担

い手、供給力をどう確保するかが当社の課題になっている（聞き取りによる）。

（注6）農業生産法人世羅菜園㈱のみ出資比率47.06%で、カゴメの持分法適用会社になっているのは、当社とカゴメとのこれまでの深い結び付きからである。また、カゴメの10%超出資が可能となったのは、農業経営基盤強化促進法の03年の改正で、認定期間5年に限り、農外関連事業者等の出資比率が50%未満まで認められたためである（第2図を参照）。

（注7）土地開発公社の所有地は「公有地の拡大の推進に関する法律」において、売却を前提にしており賃貸を想定していない。

## （2）麒麟ビール（ジャパポテト）

### a 育種、醸造技術を背景にした バイオ事業

麒麟ビールは我が国を代表するロー・アルコール飲料メーカー（ビール・発泡酒、焼酎、ワイン等）であるとともに、グループ会社を通じ広く食品ビジネスを展開している。飲料事業部門の麒麟ビバレッジの外、乳製品の小岩井乳業、トマトジュース等のナガノトマトなども麒麟ビールの連結子会社である。

また、アジア・オセアニアを中心に海外でのビール・飲料事業の展開を積極的に行っており、中国での事業基盤強化を最重視している外、ライオンネイサン社（オーストラリア）、サンミゲル社（フィリピン）などを買収している。

一方、国内では医薬事業、アグリバイオ事業、機能的食品事業を多角化事業と位置付け、社内カンパニー制が導入されている。このなかでアグリバイオ事業は、栽培・育種、醸造技術といったビール生産の川上技術の応用を背景にしている。日本のビール会社は、世界的には珍しく自ら原料調達部

門を持つため、栽培・育種での開発力の強みがあるという。

キリンビールはバイオ事業として、80年代にまず野菜、イネを手掛けたが本格的な商業化には至らなかった。現在は花卉と種イモが事業化されており、今後世界的規模で展開する方針である。国内には花卉関連の3社と種イモを扱うジャパポテト社がある外、海外にもアグリ関連の子会社が多数ある。

#### b ジャパポテト

日本を初め多くの国では、ジャガイモの原々種（マイクロチューバー）の供給は、病虫害を防ぐ観点から政府が一元的に管理しており、種イモの販売は民間に認められていなかった。キリンビールはバイオ技術を利用し、実験室での組織培養の方法で原々種を生産する体制を確立し、この生産方法が99年に政府に認可されたことを契機に、翌00年ジャパポテトを設立した。

当社は、キリンビールが93%、農事組合法人黄金崎農場が7%出資している。黄金崎農場は国内最大規模450haの農場を所有する農業生産法人で、キリンビールとは新技術を使ってどのような品種を栽培するか試験導入の段階から提携していた。

原々種を種イモにする過程は、まずキリンビールの研究所で培養・生産されたマイクロチューバーをジャパポテトが買い取り、2つの提携先（黄金崎農場と北海道内JA）で原種種イモへと栽培してもらい、生産された種イモをジャパポテトが全国

の生産者に卸す仕組みになっている。こうした仕組みは、花卉の場合も同様で、育種、培養をキリンビール行い、実際の栽培、管理を子会社等が担当している。

マイクロチューバーの生産技術とともに、それを活用した新品種の投入により、在来種と差別化していこうというのがジャパポテトの戦略である。当社は、01年に世界第3位のジャガイモ育種会社ジェルミコパ社（フランス）を傘下に置き、多くの優良新品種を取得している。ジェルミコパ社の品種で、煮崩れし難く甘みがあるのが特長の「シンシア」は、03年から本格的に青果物として販売され好評を得ているという。

ジャパポテトは、今後もジェルミコパ社の新品種を導入し、現在13haある提携先での種イモ生産面積を数年のうちに倍増させる予定である。売上は、2010年で30億円まで拡大したいとしている。ただ現在のところ、「シンシア」を中心にバイオ技術を活用した種イモの販売割合は、当社の売上約4億円の1割強にとどまっており、在来種の販売量の方が依然圧倒的に多い段階である。

マイクロチューバーは実験室で増殖させるために、品種の試験導入期間を土壌栽培に比べて大幅に短縮化できるメリットがあるものの、生産コストは割高である。<sup>(注8)</sup>そのため収益性の点では、導入段階を経過した後は、土壌栽培に切り替えるなどコストダウンを図る必要があるとみている。

(注8) 日本では民間企業は植物防疫上、原々種・原種・種イモ採取までしか認められていないため、海外のように3、4世代と続けて種イモ栽培し1個当たりのコストを引き下げることが難しいという(聞き取りによる)。

### (3) ワタミフードサービス (ワタミファーム)

#### a ワタミファームの概要

株式企業の参入例として、カゴメが施設型農業の最大級のものとするれば、ワタミファームは土地利用型での最大規模の事例といえよう。

ワタミファームは居酒屋チェーン「和民」で有名なワタミフードサービス(以下、ワタミフードと略)の子会社であり、現在約90haの自社農場(うち有機圃場が約33ha)で有機農産物を生産しており、今年度の売上は1.2億円の見込みである。また当社は、約120の提携農家等から調達した農産物の卸業務も行っており、総売上では9億円程度を見込んでいる。ワタミファームは、今後5年以内に経営面積を400~500haまで拡大、売上は卸部門も含め100億円とし株式上場することを目標にしている。

ワタミファームの農場運営の概要は、第2表のとおりである。<sup>(注9)</sup>各農場で有機野菜の栽培を行っている外、北海道の瀬棚農場では有機畜産による牛乳・鶏卵を生産している。瀬棚農場には加工部門があり、既にアイスクリームを生産している外、来年にかけチーズ工場を新設する予定である。

ワタミファームの有機農産物は基本的に親会社ワタミフードに販売され、ワタミフードの有機野菜消費の4分の1程度を占め

第2表 ワタミファームの農場運営概況

(単位 ha)

(株)ワタミファーム(東京都大田区)		
	所在地	面積
有機農業推進特区	千葉県山武町	2.6
同上特区に白浜町を追加申請中	千葉県白浜町	4.0
有機酪農・農業推進特区	北海道瀬棚町	65.0
農業生産法人(有)ワタミファーム(千葉県山武町)		
	千葉県山武町	2.1
	群馬県倉沢村	10.0
	千葉県白浜町	5.0

資料 筆者の聞き取りにより作成  
(注) 山武町、白浜町の農場は特区内外で連带的に栽培されている。瀬棚町の農場のうち20haが畑である。

ている。人事的にも、ワタミファームの社長がワタミフードの常務商品本部長を兼ねている。

ワタミフード以外への外販比率は、現在約20%であるが、今後は有機農産物の調達力を高めその比率を50%まで引き上げる方針にしている。外販先は、都内スーパーが中心で、一部は卸、冷凍食品業者等である。

#### b ワタミファームの運営形態

ワタミファームの運営は、会社形態としては2社で構成されており登記上の所在地も異なる。ただ実際には、両社は共通の役員と施設を持ち一体的に運営されている。

株式会社ワタミファームは、ワタミフードの100%出資子会社であり、農業特区での農業運営及び野菜卸販売を行っている。もう一社の有限会社ワタミファームは農業生産法人であり、特区以外での農業運営を行っている。有限会社ワタミファームは、農業生産法人の規定により株式会社ワタミファームからの出資は10%のみで、残りの部分は農業者の認定を受けているワタミフ

ファーム社長をはじめ構成員が中心となり出資している。

ワタミファームがこのような2社構成となったのは、特区制度以前に農業生産法人を立ち上げていたためである。

ワタミフードが本格的に農業に参入したのは02年であり、外食産業として有機農産物を直接生産、提供することで「食の安全・安心」に貢献したいとの考えからであった。まず、山武町の農事組合法人にワタミフードから職員を出向させ農作業の代行の形でスタートした。同年、農業生産法人を立ち上げた後、03年山武町の特区開設を機に、特区内外で別々の法人で対応する仕組みに変更した。

ただし、特区参入による直接的なメリットは、既に農業生産法人を所有しているワタミファームにとって余り無かったとの評価である。参入申請に伴う手続きの煩雑さや特区範囲を越えた農地の対応等を考慮すると、農業生産法人の方が規模拡大への素早い対応ができるという。遠隔地の農地取得であっても、農業委員会が認可すれば農業生産法人の支店形態で参入が可能であるという。

#### c 有機農産物の大量生産

ワタミファームのビジネスモデルは、従来日本の気候条件等では難しいとされてきた有機農産物の大量供給が核となっている。当社の場合でも、有機農業の生産コストは当然慣行農業に比べ割高だが、ビジネス化するために様々なコスト削減を行って

いる。

まず生産体制は、各農場に基本的に正社員を2名ずつ配置する以外は（その内1名が責任者）、農業に関心の強いパート・アルバイトを活用し労賃コストを抑えている。機械類も中古を主に利用している。

また栽培する野菜は比較的な簡単なものが多く、レタス、大根、カブ、ニンジンなどが中心である。栽培マニュアルは基本的なものではできているが、地域ごとにアレンジすることが重要であるという。当社の社員（ワタミの元店長が半分位）は、そうした判断を行い、農業をマネジメントできる人材が条件となっている。

当社は生産以外でも、販売も基本的にはダイレクトにし、また物流コストを下げるなど中間コストを大きく圧縮している。こうした取組みにより、有機農産物の店頭価格は通常生産者出荷価格の3倍位とされるどころ、当社では2倍以下を実現し、一般の農産物並の価格での供給が可能となっているという。

また、当社が有機農産物生産の規模拡大を積極的に進めるのは、我が国の農政変化を読んでいるためでもある。EUでは環境問題への配慮から大規模な有機農産物生産者に補助金を集中させる方向にあり、今後日本でも同様な動きになると当社は予想している。

（注9）ワタミフードは04年10月22日、ワタミファームなどを通じて北海道の農業生産法人「当麻グリーンライフ」の51%の株式を取得したと発表した。当麻グリーンライフは約140haの農地で大規模な有機農業を展開しており、今回の資

本提携によりワタミファームの有機農産物の調達は大幅に高まることになる。また、今後も規模拡大のために積極的に資本提携を推進する方向を打ち出している。

## 4 事例からみた 株式会社の参入類型

いささか長くなったが、これまで聞き取り調査を基に7社の事例をみてきた。

以下では、こうした事例を手掛かりに、株式会社の農業参入について一応の類型化・整理を試みたい。

### (1) 大企業と地場企業

#### 企業の論理と地域の論理

まず大きな区分として、大企業が地場中小企業かという分け方が可能だろう。事例でみたように株式会社といっても大企業と地場企業とでは、参入動機や戦略に大きな違いがみられる。

大手企業の場合、コアの収益部門を持ち、収益の多角化のひとつとして農業分野に進出している。また、事業単体での黒字化を当然目指しており、日本農業の将来を見据えたビジネスモデルを持っている。

カゴメではトマトのハイテク栽培システム、ジャパンポテトはバイオ技術、ワタミファームは有機農産物の大量生産システムといったように、他に優越した生産・販売方式の採用を強みとし、それが競争者に対する参入障壁となっている。

これに対して、地場企業の参入動機は、「雇用確保」「地域保全」「本当のワイン造

り」など、各企業の経営目標そのものに直結した形での農業進出だといえよう。単純化すれば、大企業では「収益ベースで農業を選択」しているのに対して、地場企業では「生き残りを賭け必然的に農業に参入」しているといえるだろう。

また、地場企業の場合、あくまで農業単体での収益化を困難なものとして期待しておらず、加工、販売・サービス分野を含めた展開、いわゆる農業の6次産業化（農業×食品加工業×販売業）を通じた収益化を目指す方向が一般にみられる。

戦略の上では、地場企業では大企業のように技術や資本力などを背景にした明確な優位性を持っている訳ではないため、農地、労働力など地域資源との強い結びつきが生き残りの大きな条件となろう。「企業ブランド」に対して、「地域ブランド」を追求し事業を複合的に展開することが、地場企業にとって有効な生き残り戦略だと考えられる。

企業のガバナンス上も、地場中小企業は株式上場しておらず、出資者も通常地元の人が過半であることを考えれば、いわば「資本の論理」とともに「地域の論理」が重要な経営ファクターとなっていると想定される。

### (2) 進出分野

#### 土地利用型と施設型

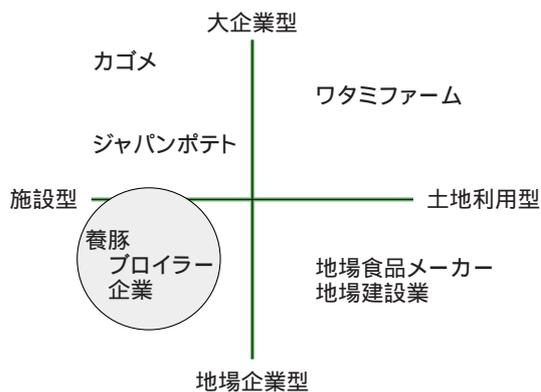
農業の進出分野においても、大企業と地場企業の間で棲み分けがあり、ラフなイメージとして第4図のように整理できるので

はないだろうか。

まず、大企業では技術、資金力等の優位性を活用でき、自然条件や労働力のコントロールがしやすく、それゆえ事業計画が見通しやすい施設園芸などが最も得意な分野といえよう。

この点は、カゴメや麒麟ビールの外、最近の大企業の農業参入事例が、花卉や「植物工場」に近いハウス栽培に集中していることから推察できよう（第3表）。

第4図 株式会社の農業参入類型イメージ



資料 筆者作成

こうした分野は、農地取得が不要なことや需要拡大が期待できる面でも、大企業の進出に適合的である。

また、プロイラー、養豚等の畜産も、農地取得の必要がないこともあって、従来から企業経営が浸透していた分野であった。大手商社系等のインテグレーターだけでなく、地場の畜産インテグレーターも成長しており、彼らは食品加工等にも進出し、いわゆる内発型アグリビジネスを形成している。

施設型農業に対して土地利用型農業は、大企業に限らず企業経営を行うには「不得手な領域」といえよう。農地取得の問題に加え、施設型農業で確保されたような競争者に対する優位性を構築するのは難しい。そもそも大企業内部では、農業そのものに詳しい人材は乏しいのが現実であろう。また、特に水田農業では地域との協調、相互関係の持つ意義が大きいことも、大企業な

第3表 大企業の農業参入事例

会社名	農業分野	内容
カゴメ オムロン キューピー キューサイ メルシャン	生食用トマト トマト 野菜 青汁原料ケール ワイン原料ブドウ	直営ハイテク菜園、生産法人との契約 子会社が温室での高品質トマト栽培 「ハイテク野菜工場」でレタスとサラダ菜生産 3か所で農業生産法人設立 農業生産法人設立
ワタミフード サイゼリア	有機農産物 有機農産物	子会社ワタミファーム 農業生産法人設立
サントリー 麒麟ビール サッポロビール トヨタ自動車	花卉 花卉、種イモ 花卉 花卉、サツマイモ	「青いバラ」開発 種イモ、花卉3社(菊、カーネーションは世界No.1シェア) コショウラン生産 飼料用サツマイモ開発(飼料の国産化ねらう)、六ヶ所村で花卉 インドネシアで生分解性プラスチック用サツマイモ生産 子会社による水耕栽培
セコム	ハーブ	
三菱商事 三井物産 双日(旧日商岩井) 日本たばこ	カット野菜会社設立 農村活性化事業 有機農産物販売 野菜販売、種苗開発	キューピーとの共同で設立 農業再生のためのコンサルティング・ビジネス 農業生産法人を組織化、有機農産物ノウハウの提供と販売 スーパー等への野菜販売事業、自社種苗、肥料供給

資料 各種報道等から筆者作成

どの参入のハードルとなる。大企業のように不特定多数から資本を集め、それを効率的に運用する領域として土地利用型農業は不透明でリスクな領域とっていいだろう。

土地利用型で農外企業の直接参入が起こるのは、事例でみたような地場建設、食品企業による有機農産物、原料ぶどうといったニッチ分野での参入が中心になると考えられる。また、地域に根ざした地場企業であっても、通常の米生産では価格下落を吸収するほどの大規模経営が必要となるため、北海道などを除けば農地取得の観点等から、参入余地は少ないとみられる。

### (3) フードシステムを通じたリスク吸収

土地利用型農業は大企業にとって「不得手な領域」だといってよいが、現実にはワタミファームのように直営で大規模農場を経営する事例があり、また前掲第3表のように生産法人の設立・支援等、従来の委託栽培の域を越え、相当のリスクと投資を負担して生産部門に参入する事例も出てきている。

こうした事例は、フードシステム全体でのリスク吸収という視点でみると、その戦略性ははっきりしてこよう。

ワタミファームの場合、有機野菜のような需要拡大が見込まれる品目を効率よく大量生産するという生産面の強みに加え、親会社への直接納入、また提携農家等からの調達を含めた卸売りなど需給調整によりリスクを吸収する仕組みを持っている。

また、親会社からみると直営農場での生産履歴のはっきりした「安全・安心」な有機野菜を提供することは大きな差別化につながり、仮にコストやリスク面の負担があっても、加工・販売面で吸収余地があれば企業として進出する合理性はあり得る。ワタミの場合、有機野菜の調達コストは上がるどころか反対に引き下げること成功しているという。

BSE問題、偽造表示問題など、消費者の食品安全への懐疑が深まるなかで、外食、食品メーカーにとっては、どのように顔の見える形で「農」と「食」の間のミスマッチを埋めるかが、決定的に重要な経営課題となっている。そのため、特に食品、外食のように需給調整機能を持つ業種分野においては、経営戦略として土地利用型農業であっても進出するインセンティブが従来以上に高まる環境に<sup>(注10)</sup>あろう。また、農業との関係強化は安全性、品質管理の観点だけでなく、担い手確保とするケースも今後増えてくるとみられる。

フードシステムの連携関係のなかでリスクを吸収しようとする企業行動は、大企業、地場中小企業で共通に強まるとみられるが、リスク吸収能力の高い大企業では、契約取引から農業生産法人への出資、自社直営等、相当幅の広い選択肢のなかで柔軟に対応することが可能である。<sup>(注11)</sup>これに対して、生産者側でも農業生産法人を中心に企業との長期取引のメリットを評価する動きが今後さらに強まるとみられる。

(注10) スーパーなど流通資本では、需給調整によるリスク吸収能力が外食や食品メーカーなどに比べ小さいことが、農業への直接参入度が低い大きな要因と考えられる。大手でも契約栽培を通じた調達等、間接的な関与に限定されている。また、生協は食農交流の観点から農業法人との関係を深めているが、出資についての関心度は低く、実際行った生協はまだないというアンケート結果が発表されている。(『消費者等の農業法人への出資等の意向調査報告書』(2002)日本生活協同組合連合会)

(注11) 農林水産省が食品メーカーや外食産業を対象に「農業分野」へ参入意向についての調査によると(159社回答、内訳は外食111社、食品メーカー29社、卸等食品流通業者19社)、参入を「現在考えている」「将来的に考えたい」を合わせても34%にとどまっている。その内、「農地取得を視野に入れた参入」と回答したのは3社のみで、生産委託、農業生産法人への出資が大半であった。一方、国内産地との連携を希望する企業は全体の7割近くに達している(『日本農業新聞』04年10月18日付)

## 5 最後に

### 株式会社参入の課題

#### (1) 日本農業の将来に持つ意義

我が国の農業は、農地条件、人件費、設備機械、諸資材等の面で高コストを与件とせざるをえなく、既にみてきたように農業で期待した収益を確保するのは容易なことではない。実際、株式会社で農業経営に進出したものの、ユニクロなどのように撤退した事例も多く、株式会社の参入に過度に期待することは現実的ではないだろう。

しかし、日本農業が高コスト構造を宿命づけられていればこそ、農業そのものだけでなく加工、販売を通じたトータルでの高付加価値化とそれを支える経営マネジメントが生き残りの不可欠な条件となってい

ることも事実であろう。

農業内部だけでそうした条件が見いだし難い現状を考えると、外部の企業参入や彼らとの様々なレベルの提携関係を通じて、日本農業の再生にとってプラスサム的な状況を構築していく取組みが必要であろう。

聞き取り調査を通じて、各社に共通していたのは日本農業への強い思いだった。「農業はもうからない、夢が見られない」という現状を、何とか新しい試みを農業に持ち込むことで、日本農業を再生していきたいという強い意欲を感じた。

企業と農家、農業生産法人との関係は、かつて対立的な視点でみられがちであったが、協力・補完関係を通じ、付加価値を高め国内農業の基盤を強化し、ひいては海外農産物に対抗できる競争力を目指すプラグマティズムが必要となっている。企業を受け入れる地域社会・農業からすれば、株式会社を一般的な属性としてではなく、その具体的な事業と戦略を見極め、自らの発展力として内部化していく能力が問われているといえよう。

一方、参入企業は短期的な目先の「経済効率」という狭い観点で農業をとらえないで、長期的な視点で参入する姿勢が求められている。農業は単に農産物を生産するだけでなく、環境・資源を適切に保全する役割がある点からも、参入企業は自らを地域社会・農業に責任を持ち協調していくパートナーとしての自覚が参入の前提となる。

聞き取りを通じ、特に地場企業において

は、長期的観点でローカルな資源を有効に引き出し、付加価値をつけていくマネジメント主体になりえる可能性を持っている事例も多いように思われた。農業参入を通じた雇用、福祉、環境保全への貢献が、地域の潜在性を引出す触媒となることが望まれる。

## (2) 農地取得の課題

株式会社の農業参入というテーマは、農地利用のあり方の問題にどうしても行き着くことになる。

自由化・規制緩和の思潮のなかで、株式会社の参入規制を撤廃し、農地所有も含め自由に農業をできるようにすれば競争が促進され、農地の流動化・集積が進み、ひいては日本農業全体の生産性が上がるとする主張が産業界を中心に根強い。

しかし、こうした考えは短期、長期のいずれの観点でみても日本農業にとって懸念があり、また実際に参入している企業の聞き取りとも相当温度差があると思われる。

まず、日本の農地システムが分散的な圃場条件を持ち、また水系や農道などが共同体により維持管理されていることを考えれば、企業参入の促進が農地の集積、流動化をもたらすという見方はいかにも単純なものといえよう。

我が国では農地を面として保有していく仕組みそのものが、共同体にビルトインされており、集積・流動化を図るためにも集落機能そのものの維持と地域内での合意形成が不可欠となっている。

聞き取り調査でも、企業の要望は集約化された農地の賃借と農地バンク機能に集中しており、そうした期待は地域による共同的な農地管理を通じて可能となるはずであろう。また、参入企業は農地所有の関心は低く、賃借の方が経営的メリットが大きいとする企業がほとんどであった。

さらに、現在のような参入規制を廃止して、転用規制強化など「出口」規制に限定すべきという考えについては、地域性が強く、地域の理解を得て長期に運営されるべき農業の産業特性からしても肯首し難いといえる。

行政サイドもリース方式による現行特区制度の場合、地場企業が地域協定を結び事後の監督を受けるなら大きな懸念はないとしている。あくまで参入企業が、農地を適切に利用する主体かどうか、事前、事後のチェックを受ける仕組みを地域が持つことが妥当であろう。農業・農地は地域社会の基盤であり、社会的共通資本としての性格を持つため、その地域に暮らす人々の声が反映される制度が担保されるべきだろう。

## (3) 農業金融の課題

今回の聞き取り調査で、農業金融が参入企業の大きな障害になっている様子うかがえたことを最後に付しておきたい。

大企業の場合、親会社の信用力による資金調達が可能だが、地場中小企業が農業に新規参入し、加工、販売部門に進出する場合など、かなりの先行投資となるだけに資金調達が事業展開の大きなネックとなって

いる。

一般に農業向け融資は、自然条件によるリスクが大きく、また長期で収益性が低い等の理由から民間金融機関は行っておらず、系統金融機関や政策金融機関が大きなウェイトを占めている。それでも限られた部分しか対応していないのが実情であり、農業金融のモデルは未開拓の分野といえよう。

若い人を含め農業への参入意欲は潜在的に強いだけに、担い手育成の面からも、農業金融の機能強化の持つ意義は非常に大きい。一部大手ノンバンクは、農業をベンチャービジネスととらえ、ハイリスク・ハイ

リターンの融資モデルの開拓に注力しているという。

海外に目を向けると、オランダは農業立地の条件としては日本同様に恵まれていないが、農業とそれをサポートする関連会社との間で効率的な分業システムを持ち、これに協同組合系金融機関が農業融資をしていくことで国際市場でも競争力のある農業を構築しているという。オランダがどのような過程でこうしたシステムを形成したのかは、日本農業の再生と農業金融のあり方を考える際の有効な参照事例になるのではないと思われる。

(主任研究員 室屋有宏・むろやありひろ)



# 再び改革を加速した中国農政

食糧増産，直接支払い，農村行政体制改革を中心に

## 〔要 旨〕

- 1 中国農政は，2004年に再び改革を加速した。背景には，農家の所得低迷と都市住民との所得格差が経済の持続的発展及び社会の安定を揺るがしかねない状況に至っていること，03年末から食糧市場価格の上昇により食糧供給に対して不安の声が強まったことがある。
- 2 農政改革の一つは，直接支払いの導入である。農家の所得を支持しながら食糧流通体制の改革を促進するために動き出したが，食糧市場価格の上昇により，食糧増産が現行中国における直接支払いの最大の目的になっている。直接支払いは，中部地域の13の主要食糧生産地に集中して実施しているが，統一した基準はなく，各地はそれぞれの方法で経験を蓄積している段階にある。
- 3 農政改革のもう一つは，農業税の減免である。第一段階である00～03年の農村税費改革を通して農業税が大幅に軽減したものの，他の産業に比べると依然として重い。04年には黒龍江省と吉林省の農業税廃止，その他の主要食糧生産地の農業税率3%削減，5年以内の農業税全面的廃止といった改革に入った。
- 4 農業税廃止の改革を先行している黒龍江省では，郷鎮政府の財政はそれによって崩壊し，郷鎮政府の大幅縮小及び統廃合という農村行政体制改革は避けて通れなくなった。将来的な郷鎮の自治的対応に向けてスタートを切ったと言えよう。
- 5 特に直接支払いが奏効し，04年は豊作の見通しである。次に懸念すべきことは，豊作後の食糧市場価格の下落であり，それによる農家の収入減は，直接支払額よりはるかに大きくなる可能性がある。そして，食糧増産と農家所得増の同時達成が現行中国の直接支払手法によっては難しいことに留意する必要がある。少なくとも，今年のような過度な食糧生産の刺激策は見直す必要がある。

## 目次

### はじめに

#### 1 再び食糧増産を図る農政の変化

- (1) 特別な意味をもつ「1号文件」
- (2) 食糧増産に転じたきっかけと背景
- (3) 2004年の力強い食糧増産策
- (4) 食糧貿易戦略の転換

#### 2 食糧生産農家への直接支払い

- (1) 直接支払いを導入したきっかけ
- (2) 直接支払いと食糧流通体制改革の関係
- (3) 直接支払いの資金源

#### (4) 食糧生産をターゲットに

#### (5) 直接支払いの抱えている課題

#### 3 農業税の減免に伴う農村行政体制の改革

- (1) 依然として差別的税金が課されている中国農業
- (2) 第一段階の税費改革のプロセス
- (3) 第一段階の税費改革の問題点
- (4) 第二段階の農業税制改革
- (5) 農業税の廃止に伴う農村行政体制の改革
- (6) 農村行政体制と関連する改革

結びに変えて

## はじめに

2004年、中国は「三農ブーム」と言ってもよいぐらい、農業、農家と農村に関する政策と措置が数多く打ち出された。焦点は、いかに農家の所得を引き上げるかと、食糧の増産を図るかである。背景には、農家の所得低迷と都市住民との所得格差が経済の持続的発展および社会の安定を揺るがしかねない状況に至っていること、03年末から食糧市場価格の上昇により食糧供給に対して不安の声が強まったことがある。

中国農政は、80年代初頭に農業生産責任制が実施されて以降、改革がほぼ止まっていたが、04年に再び改革を加速した。04年の重要な農政改革は、一つは、農業税の減免等を通してなるべく農業負担を少なくすることと、もう一つは、直接支払いを通して食糧生産農家の収入を少しでも多くする

ことである。

一つ目の農業税の減免は、郷鎮政権の基盤を揺るがし、中国農村行政体制ないし中国全体の行政体制を改革の道に導いている。二つ目の直接支払いは初めて導入したものであり、これにより国有食糧企業に独占されてきた食糧制度の最後のよりどころが外され、食糧流通体制の市場化改革が促進されることになっている。

いずれも最終的目標は、農家と農業に課している不利な制度を廃止して、農業競争力と農家所得の向上を図りながら、農家と農業を公平に扱う一元的な近代社会の構築にある。もちろん、難題山積の中国ではこうした目標の達成がすぐにできるとは誰も思っていない。だが、改革が大きく促進されていることは事実であろう。

本稿では、04年の食糧増産の背景と動きを検証し、今年導入された直接支払いと農業税の減免に伴う農村行政体制の改革とい

う二つの問題に絞って、その背景、実施状況と問題点を考察してみることとしたい。

## 1 再び食糧増産を図る 農政の変化

### (1) 特別な意味をもつ「1号文件」

03年末に、中国政府（共産党中央）は北京で「農村工作会議」を開き、その会議で採択された農業政策は、04年2月8日「農民の収入増加を促進するためのいくつかの政策に関する党中央委員会、国務院の意見」という名の党中央1号文件として公表された。農家の収入増加を図る専門の党中央文件は今回が初めてである。その背景には、農家の所得低迷による都市部との貧富の格差が放置できないぐらいに深刻化し、社会の安定を脅かしかねなく、また消費不振の形で経済の持続的発展をも阻害していることがある。

中国の一般的な政策は、共産党中央の政策を文章化した「党中央文件」によって推進されている。実態上は、法律よりも、この「党中央文件」の方が上位にあると言っても過言ではない。04年の1号文件とは、04年に第1号として公表したためそう名づけられたのであるが、実は農業関連のこの「1号文件」に対して、中国人、特に農家および農業関係の人々は特別な感情を持っている。

82年から86年まで、中国政府は連続5つの「1号文件」を出して、初期の農村改革の急速な展開、農家の生産意欲の向上、農

業生産の発展に大きな役割を果たした。その後、中国の改革は農村から都市部に移り、1号文件も農業関連の政策でなくなり、農業の生産性はそれ以来今日までずっと低迷状態を続けている。18年ぶりの04年に、農政に関する「1号文件」が再び出たため、中国政府が再び農業を重視するようになったと国民は受け止めている。この1号文件のなかで言及した方針は、その後、3月5日から開かれた全人代の「政府活動報告」のなかに全面的に受け継がれた。

この04年の1号文件と全人代の政府活動報告には、中国農政のせっぱ詰まった目標がはっきりと掲げられている。それは、減税と財政支出増を含むあらゆる手段で農家の収入を高めることと、食糧生産地の食糧生産能力を高めて食糧の国内自給を守ることである。食糧生産に関して、中国政府は04年から再び増産を目指すようになったのである。

### (2) 食糧増産に転じたきっかけと背景

04年に中国農政は再び食糧増産に転じたが、きっかけは03年末からの国内食糧市場価格の上昇であり、その背景にはそれまでの食糧価格の低迷による食糧の減産がある。

#### a 2003年末からの価格上昇

中国国内の食糧消費者価格は03年半ばから6年ぶりに上昇傾向に転じ、同年12月には前年同期比13.3%の上昇となった（第1表）。食糧価格の上昇傾向は04年になって

第1表 物価水準(前年<同期・月>対比)

(単位 %)

	小売物価	うち食品	消費者物価	うち食品	食糧	食肉・加工品	卵類	水産品	生鮮野菜
1993年	113.2	114.3	114.7	...	127.7	116.2	114.0	116.3	115.7
94	121.7	135.2	124.1	131.8	150.7	141.6	115.0	120.3	133.3
95	114.8	124.7	117.1	122.9	136.8	126.4	114.6	114.4	127.6
96	106.1	107.7	108.3	107.6	106.5	104.5	116.5	106.0	119.7
97	100.8	99.8	102.8	99.9	91.1	105.5	79.3	100.2	100.0
98	97.4	96.8	99.2	96.8	96.9	90.9	100.9	93.9	99.9
99	97.0	95.8	98.6	95.8	96.9	90.7	91.6	93.9	100.7
00	98.5	97.5	100.4	97.4	88.6	98.5	84.5	101.7	105.5
01	99.2	100.6	100.7	100.0	99.3	101.6	106.0	97.1	101.4
02	98.7	99.9	99.2	99.4	98.3	99.5	102.6	96.7	98.1
03	99.9	103.4	101.2	103.4	102.3	103.3	98.6	100.3	120.5
03.1~11月	99.7	102.9	101.0	103.0	101.3	102.5	97.1	100.1	120.5
04.1~6	102.4	109.4	103.6	109.5	126.7	116.7	119.7	111.6	92.6
04.1~9	103.0	110.9	104.1	110.9	128.4	118.8	122.9	112.9	96.3
03.1	99.4	102.2	100.4	102.4	99.5	100.0	95.9	99.8	124.2
03.6	98.7	99.8	100.3	100.4	100.5	100.5	90.5	99.8	97.1
03.10	100.3	105.1	101.8	105.1	103.2	108.1	105.3	101.9	116.0
03.12	101.9	108.6	103.2	108.6	113.3	112.1	114.7	102.5	120.5
04.1	101.7	107.8	103.2	108.0	114.5	114.6	115.7	105.9	100.6
04.6	104.1	114.3	105.0	114.0	132.0	122.1	130.3	118.5	110.2
04.9	104.3	113.1	105.2	113.0	131.7	122.4	127.2	113.9	101.0

資料 『中国統計年鑑』各年版、月次『中国経済統計快報』

(注) 93年の消費者物価の内訳は小売物価指数である。また、飲料・タバコも小売物価指数。

も止まらず、6月になると前年同月比32%も上昇した。04年1~9月期でみると、食糧は28.4%、食品全般は10.9%の大幅上昇となっている。これによって、全体の消費者物価は4.1%上昇した。

こうした今回の食糧価格の上昇に対しては、インフレを引き起こしかねないという不安の声がある。しかし一方、今まで低すぎた価格が市場の適正価格に向かい、農民の栽培意欲の向上につながる、と評価する声も強い。96年に比べ、02年の食糧価格は約3割も低下したことから、03年末から食糧価格が上昇したにもかかわらず、依然として96年の水準には達していないためである。また、現在の食糧在庫は約2億トン<sup>(注1)</sup>あると言われているため、94年のような食糧

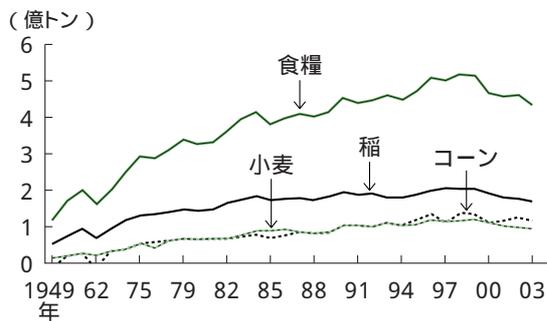
価格の暴騰はないとみられる。実際にも、04年9月になると、食糧の消費者価格上昇率は31.7%と6月の32.0%に比べて0.3ポイント低下した。

この食糧価格上昇の要因については、国内経済の好景気による各種工業原料価格の全面的な上昇に連動して値上がりしたこと、同様に輸送能

力の不足と物流システムの不備による輸送の遅れと輸送コストの上昇、植物油加工企業の搾油能力の大幅増による原料大豆の争奪などが挙げられる。だが、何よりも重要なのは近年の食糧減産による供給不足の問題だと言われている。

b 市場価格の低迷による食糧の連年減産  
中国の食糧生産量は、99年から減少に転じ、03年に4億3,067万トンとピーク時の98年の5億1,230万トンに比べ15.9%も減少した(第1図)。中国の年間の食糧需要量は約4億8千万トンから5億トンの間と推計されているため、食糧の生産量が需要を下回った年は、00年以降4年もあった。この期間は輸入も抑えられたため、不足部分

第1図 中国の食糧生産量の変化



資料 『中国統計年鑑』等

は備蓄の取り崩しに頼っていた。

食糧生産が連続して減少している最大の要因は、食糧価格が連続して低下し、農家の食糧生産意欲が損なわれたことである。これまでの10年間、中国は「食糧の価格暴騰 増産 供給過剰 価格下落 減産 供給不足」というサイクルを繰り返してきた。

92年ごろから食糧の消費者価格が大幅に上昇した。食糧価格を安定させるために、中国は94～96年の間に政府の食糧契約買付価格を約80%引き上げ、その後市場価格より高い保護価格（目標価格）で政策的に食糧の買付を続けた。それと同時に、各省の食糧増産を図る食糧の「省長責任制」という強制的な行政手段も取り入れた。

この価格支持政策および行政手段により、食糧生産は95年から98年まで連続4年の増産となった。また、95年から増産に転換したにもかかわらず、同年食糧の輸入は約2千万トンと史上最大規模に拡大し、96年も引き続き1千万トン以上の輸入を行った。

その結果、食糧の供給は需要を大幅に上

回り、国内の食糧市場価格は97年から03年半ばまで下落の一途をたどった。こうした穀物およびその他農産物価格の連続低下は、農家の穀物作りの利益と意欲を大きく損ない、食糧生産の連年減少につながった。

(注1)「胡錦濤：『四傾斜』扶助糧食主産区」(2004)、中国農業科技信息网04年3月17日

### (3) 2004年の力強い食糧増産策

食糧の増産に関して、中国政府は04年に入ってから、作付面積は1億ha以上を確保すること、単位面積当たり収穫量は1ha当たり4,545kg（前年比165kg増）以上を確保すること、生産量は4億5,500万トンを確保すること、という三つの目標を掲げた。

こうした目標の達成に向けて、中国はいくつかの重要な措置を採り入れた。食糧生産農家に対して、直接支払いを導入する、食糧生産地での農業税の減免を強化する、厳格な耕地の保護制度を実施し、耕地の質を高める、優良品種の使用に対する補助を強化する、農業生産資材の価格を安定させる、重要食糧に対して最低買付価格制度を実施するといった諸施策である。

今回の食糧増産措置の特徴について、まず第一は、直接支払いの実施を通して明確なメッセージを農家に伝え、農家の食糧栽培意欲を高めたことが挙げられる。直接支払いについては後述する。第二は、全国ではなく、食糧生産地に絞って効率的に行うことである。中央財政による直接支払いは、

中国食糧生産量の約7割，食糧流通量の約8割を占める中部地域13の食糧主要生産省・自治区に集中して行われた。農業税の減免措置も中部の食糧生産地で強化された。この2点はいずれも94～99年までの食糧増産措置とは異なる。

「厳格な耕地の保護制度を実施する」措置が打ち出された背景には，97～03年の7年間に中国の耕地面積が1億ムー（約666万ha，日本の01年の総耕地面積は476万ha）

減少したという深刻な事情があった。96年に19.51億ムー（1.3億ha）あった耕地面積は，各種開発区の急増により，03年に18.51億ムー（1.23億ha）へと激減した。これに対し，04年上期から半年間，耕地の非耕地転用に関する審査を停止したと同時に，開発区に対する整理を強化した。04年上期で，全国で3分の2以上に当たる4,735の開発区が撤廃され，新開発区面積の68%に当たる5万8千ha以上が減らされ，169haの開発区面積を耕地に戻して農産物を作るようになった。<sup>(注2)</sup>

これらの措置が奏効し，04年の食糧生産量は前年比約6%の増産になる可能性が出てきた。<sup>(注3)</sup>

(注2)「回良玉：政府措施顕効 食糧生産出現重要転機」(2004)，新華社ネット04年8月27日，「我国上半年核減開発区4735箇」(2004)，人民日報04年7月20日

(注3)(注2)に同じ

#### (4) 食糧貿易戦略の転換

中国の食糧貿易は，97～03年の間，大豆

第2表 品目別の食糧輸出入動向

(単位 万トン)

	コメ		小麦	トウモロコシ		大豆		食用植物油
	輸入	輸出	輸入	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入
1985年	31	102	541	9	634	-	114	4
90	6	33	1 253	37	340	-	94	112
95	164	5	1 159	518	11	29	38	353
96	76	27	825	44	16	111	19	264
97	33	94	186	0	661	288	19	286
98	24	375	149	25	469	319	17	206
99	17	271	45	7	431	432	20	208
00	24	295	88	-	1 047	1 042	21	179
01	27	186	69	4	600	1 394	25	165
02	24	199	63	1	1 167	1 132	28	319
03	26	262	45	1未満	1 639	2 142	27	436
04.1～6	38	75	273	1未満	163	894	20	335

資料 『中国統計年鑑』各年，月次『中国海関統計』

を除けば，大幅な出超となっている。WTOに加盟したこの2年間もこうしたスタンスが変わらなかった(第2表)。

近年の食糧輸入減の主な要因は，アメリカ等の穀物減産により国際穀物相場が大幅に上昇したことに対し，中国国内の穀物相場が逆に下落したためである。一方，トウモロコシとコメの大規模な輸出は，国内相場が低迷している上に在庫が豊富にあり，それにWTO加盟前の輸出補助金，加盟後の輸送費と税制の優遇が行われたことによるものである。

こうした輸入抑制，輸出促進の食糧貿易戦略は，04年に明らかな方向転換がみられた。そもそも，国の外貨不足の問題が解決された以上，助成金をつけて輸出することが，財政力の乏しい途上国の中国にとって適当かどうかの疑問があった。穀物を直接に輸出するより，畜産物等の形で輸出したほうが中国にとって有益になるものとみられる。また，穀物，特にトウモロコシは現

在，飼料の原料にとどまらず，医薬品およびエタノール燃料の原料として需要が急速に増えつつある。

04年上期，中国は6年ぶりに穀物の純輸入国となり，昨年同期の748万トンの純輸出から73万トンの純輸入に転じた。個別にみると，トウモロコシの輸出は165万トンと前年同期比75.6%減，コメは75万トンと同35%減といずれも大幅なダウンとなっている。それとは対照的に，コメの輸入は同111.7%増，小麦は1,538.3%増と驚異的な増加をみせている。

もちろん，大豆は違う。04年上期は，国際相場の暴騰，ブラジル産大豆の品質の問題などにより，輸入のスペースは一時緩やかになったが，それでも894万トンを入力し，前年同期比11.9%減にとどまった。

## 2 食糧生産農家への直接支払い

### (1) 直接支払いを導入したきっかけ

農家への直接支払いは，農家人口の少ない国力の強い先進諸国が実施している農家所得支持制度である。農家人口がまだ約6割を占める途上国の中国も，先進国の経験を参考にして，部分的に農家への直接支払制度を導入することになった。

実は，直接支払いのテストは，02年から安徽省，吉林省，湖北省，湖南省，河南省の一部の市と県で行われ始めた。03年に安徽省の全域にテストが広げられ，他の省もテストの範囲を拡大した。さらに，04年に西部地域の一部の省・自治区を除けば，全

国大部分の地域でテストを展開するようになった。

中国が，直接支払いを導入したのは，食糧流通体制の改革を促進するためであった。04年に，中国は農政の懸案の一つである食糧流通体制の全面的市場化改革に踏み切った。食糧生産農家の生産意欲と所得を守るために，食糧流通段階の利益が農家に及ばない流通体制の改革が避けて通れなくなったのである。

食糧の需給バランスの角度から，中国は食糧生産地，消費地，需給バランスの取れた地域という三つのエリアに分けられている。食糧生産地は供給過剰の省・自治区を指し，黒龍江，吉林，遼寧，内モンゴル，河北，江蘇，安徽，江西，山東，河南，湖北，湖南，四川という中部地域の13の省・自治区である。この13の食糧生産省・自治区は，中国の耕地面積の65%，食糧生産量の70%を占め，流通している食糧の80%を提供している<sup>(注4)</sup>。食糧消費地は，需要オーバーの省・市を指し，主として浙江省，上海市，広東省，福建省，海南省，江蘇省，北京市，天津市などの沿海地域をいう。需給バランスの取れた地域は，新疆，チベット，青海省，陝西，甘肅，寧夏，雲南，貴州，広西等を含む西部地域をいう。

三回目になる今回の食糧流通体制改革は，食糧の生産地に絞って実行している。食糧生産地においても，食糧の買付と販売における国有食糧企業の独占を破り，民間企業の参入を認めると同時に，食糧価格の形成は市場の需給状況にゆだねることを目

指している。実は、この食糧流通体制の改革は既に01年から、浙江省、上海市、広東省、福建省、海南省、江蘇省、北京市、天津市という沿海の8つの消費地で行われてきた。04年に、消費地でのテストの経験を踏まえて、食糧の生産地に及ぶ全面的な食糧の買付と販売体制の市場化改革に突入したのである。04年6月4日に国务院令として今回の改革方針を定める「食糧流通管理条例」が公表され、即日実施されることになった。<sup>(注5)</sup>

この「食糧流通管理条例」は、初めて直接支払いの導入に言及した。「国务院と地方政府は、食糧リスク基金制度を設立・整備する。食糧リスク基金は主として、食糧生産農家への直接支払い、食糧の備蓄、食糧市場の安定等に使う」と第二十七条に定められた。

(注4)「杜青林：着力構建食糧生産的長効機制」(2004),『求是』雑誌(04年10月)

(注5)それと同時に、98年6月6日の国务院令「食糧買付条例」と、98年8月5日の国务院令「食糧買付と販売の違法行為の処罰措置」は廃止された。新華ネット、04年6月4日

## (2) 直接支払いと食糧流通体制改革の関係

では、直接支払いは食糧流通体制の改革とどういう関係があるか。

中国は、食糧の市場価格が低迷していた98年から、年間数百億元の補助金を出して、食糧生産農家の生産意欲と所得を守るために、市場価格より高い「保護価格」(目標価格)で食糧の買付をしていた。98年の食糧市場価格の低迷は、92~93年の国内食糧

価格の高騰を解消するために94~96年の買付価格の引上げと強制的行政手段を使って食糧の増産を図ってきた結果、大增産後に自然に発生したものである。

98年からの政府による「保護価格」での食糧買付は、中国のはじめての農業補助だと言える。<sup>(注6)</sup>しかし、この保護価格での買付は、中国の食糧流通体制の問題により、補助金がほとんど農家に行かずに、流通段階の非効率な国有食糧企業への補助になってしまった。

それは、いわゆる補助効率が低いという問題である。食糧生産地では、04年まで食糧流通体制の市場化改革を行わずに、政府による食管制度を実施してきた。食糧の買付、保存と販売は国有食糧企業に委託して、買付資金や倉庫代、管理費等は、全部政府が支払うことになっていた。国有食糧企業は食糧を買付して倉庫に入れば、政府の支払いになっている倉庫代や管理費等を稼ぐことができる。その関係で、国有食糧企業は、倉庫に食糧をため込むことに熱心で、販売には熱心ではなかった。結果として、食糧の在庫水準が高い状況が続き、そのうち変質して食用として使えなくなったものが多くなり、食管赤字も大きく積み上がってきた。さらに、国有食糧企業の市場シェアも低下をたどってきた。

また、市場価格より高い「保護価格」での買付についても、国有食糧企業は農家の食糧の品質を低く評価したりする等、何らかの方法で農家に支払うべき補助の大部分を手元にとどめるようにしていたと言われ

る。もともと、「保護価格」での買付は、どれくらい補助しているか、市場価格がどれくらいになっているかを分けずに一体化した価格になっている。このため、農家にとって、本当に補助されているか、またどれくらい補助されているかは不明であった。

言いかえれば、独占状態にある国有食糧企業へのコントロールが十分に機能しなかった等の要因により、政府の補助は実際に主として国有食糧企業への補助になってしまい、農家が得られるものがわずかにとどまっていた。国が100元の補助を行った場合、農家が得られたものはそのうちの14元(注7)しかないという調査結果がある。安徽省は毎年40億元の財政資金を食糧買付に助成していたが、そのうち農家に入ったのはわずか10分の1の4億元だけであった。(注8)

こうした非効率な食糧流通体制の改革を促進するために、また助成の効率を改善して農家の所得を引き上げるために、国有食糧企業の独占的状況を改革すると同時に、補助額を明確に示す必要があった。それで04年に生産地の食糧流通体制の改革とともに、農家への直接支払いを実施することになった。言いかえれば、実質的にはほとんど国有食糧企業に入った食糧への補助を農家に回して、国有食糧企業を自立させる改革である。

(注6) 80年代から、政府に売り出す食糧に対して、一定の比率で市場価格より低い値段の化学肥料を農家に提供していた。これは、補助のようにみえるが、当時は食糧統制の時代であり、食糧の価格が低く抑えられたため、実質の補助ではない。

(注7) 「全面放開糧食收購市場：事関全局的的重大

改革」(2004),徐京躍,新華ネット04年6月3日  
(注8) 「農業補貼的政策轉型与具体操作」(2004),  
國務院研究室副局長郭瑋 04年8月16日

### (3) 直接支払いの資金源

直接支払いは、現在、中国の財政予算科目に入っていない。直接支払いの資金は「食糧リスク基金」を使っている。「食糧リスク基金」はそもそも政府が備蓄と市場調整のために買付した食糧の保管に関する費用、いわば流通段階の各種費用と損失を補填するための資金であった。04年の食糧流通体制の改革によって、「食糧リスク基金」に直接支払いの機能が追加された。しかし、「食糧リスク基金」の規模が小さいこと、中央政府の拠出比率が40%と低いこと等は問題となっている。

中央財政は、04年に直接支払いの資金として116億元を出したが、全国にばらまくのではなく、そのうちの103億元が中部地域の13の食糧主要生産省・自治区に集中的に向けられた。04年9月30日まで、中部地域の13の省・自治区は既に102.86億元の直接支払いを行い、全国29の省・自治区はトータルで予定の支払総額の96%に当たる112億元を支払った。(注9) 財政部の調査では、全国6億人に近い食糧栽培農家はこの政策の恩恵を受け、13の食糧生産省・自治区の13,892万戸の農家は1戸当たり平均74元の増収、1ha当たり300元の助成になっている。(注10)  
(注11)

今年の直接支払いは、食糧消費地と需給バランスの取れた地域にはわずかししか支払わなかったが、これらの地域は地方財政で行ってよいことになっている。沿海地域は

第3表 2004年食糧直接支払いの地域差

省 (自治区,直轄市)	支払総額 (億元)	支払基準 (元/ムー,元/kg)	支払いの食糧品種	支払い範囲 (面積または人口規模,比例)
北京	1.1	50~60元/ムー	小麦,コーン	すべての食糧生産者
天津	0.1	10元/ムー	小麦,水稲,大豆	すべての食糧生産者
河北	6.03		小麦,コーン	栽培面積の80%
山西	1.1	・小麦:10元/ムー ・コーン:5元/ムー	小麦,コーン,大豆	すべての食糧生産者
内モンゴル	5.0	0.06元/kg	コーン,小麦,水稲	5つの食糧主要地
遼寧	5.08	18.82元/ムー	コーン,小麦,水稲,高粱,雑穀	すべての食糧生産者
吉林	13.69	0.083元/kg	コーン,水稲,大豆	すべての食糧生産者
黒龍江	18.52	15元/ムー	水稲,大豆,小麦,コーン	すべての食糧生産者
上海	1.0	60~80元/ムー	水稲	すべての食糧生産者
江蘇	6.12	20元/ムー	水稲	省の財政は契約栽培面積に
浙江	0.2	10元/ムー	水稲,菜たね	実際の栽培面積
安徽	6.91	・小麦:0.11元/kg ・中晩稲:0.09元/kg	小麦,中晩稲	すべての食糧生産者
福建	0.16	0.08元/kg	水稲	契約の食糧栽培農家
江西	4.8	0.08元/kg	水稲	契約の食糧栽培農家
山東	7.29		小麦	主要食糧生産県
河南	11.6	12.3元/ムー	小麦,水稲	主要食糧生産県
湖北	5.66	・早稲:10元/ムー ・中稲:15元/ムー	水稲,小麦,コーン	すべての食糧生産者
湖南	4.34	11元/ムー	水稲	すべての食糧生産者
広東	1.0			大規模食糧生産農家
重慶	0.25	10元/ムー	水稲	2か所の実験基地に限る
四川	5.0	0.13元/kg	水稲,小麦,コーン	すべての食糧生産者
貴州	0.25	5元/ムー	ハイブリッド米	32の市,県
陝西	1.49	0.033元/kg	小麦,コーン,水稲	28の主要食糧生産県
甘肅	1.0	2.47元/ムー	制限なし	すべての農家
寧夏	0.32	10元/ムー		主要生産市,県
新疆	2.0	0.2元/kg	小麦	小麦販売者に限る

資料 「我国糧食直接補貼的地区差異及其存在的合理性」(『中国農村經濟』2004年8月号)

(注)1 表の中には広西、海南、雲南、チベット、青海省等省・自治区が入っていないが、これらの省・自治区はまだ直接支払いを実施していない。

2 吉林省の支払額は以下のデータから計算した。

公開資料により、吉林省食糧総合生産量は2,250万トンであり、そのうち売り出す食糧は約1,850万トンである。この1,850万トンから雑穀雑豆200万トンを差し引いてから、1,650万トンの三大穀物の商品量となる。1kg当たり0.083元の支払基準であるため、吉林省の支払総額は少なくとも13.69億元となる。

3 1ムーは、6.66a、0.066(1/15)haである。

財政力が豊かであるため、支払額が多い。西部地域は財政力が弱いため、直接支払いを行っても支払額はわずかにとどまっております、まだ実行していないところもある(第3表)。

(注9)「財政部長金人慶：糧食直補，政策到農民滿意」(2004)，『人民日報』04年10月14日

(注10)(注9)に同じ

(注11)「多予少取」：中国重視糧食安全」(2004)，中国經濟時報04年10月12日

#### (4) 食糧生産をターゲットに

直接支払いは、農家の所得を支持しながら食糧流通体制の改革を促進するために動き出したが、03年末から国内食糧価格の上昇により食糧供給に対する懸念が強まってきたため、現在では、食糧の増産が直接支払いの最大の目的になっている。これは、生産と切り離れた農家の所得支持という他の先進国の直接支払いとは異なる。

現在の直接支払いはまだテストの段階であり、全国一律の方法はない。各省は省内の状況によって方法を定めるが、大きく分けると主として3種類ある。

第一は、農家が国有食糧企業に売り渡した食糧の種類および量にしたがって、買付価格に一定の額を上乗せして支払う方法である。第二は、食糧または指定品種の食糧の生産量または栽培面積に対して一定の額を補助する方法である。食糧を作らない農家は補助が得られない。第三は、食糧生産と関係なく、農地の面積、課税面積または課税額に比例してすべての農家に均等的に助成する方法である。

現段階、河南省や江西省と安徽省は、第三の方法を使っているが、他の大部分の省・自治区は第一か第二の方法を実施している。<sup>(注12)</sup>

第一の方法のねらいは、以下のとおりである。改革前の一本化した保護価格を市場価格と市場価格以外の補填価格という二本の価格に分け、農家から食糧を買い付けるとき市場価格で買い付けるが、同時に市場価格に上乗せした価格の差額を補填する。

これは実質的に改革前の「保護価格」という価格支持制度とあまり変わらないが、変わったのはどれくらい補填したか明確に農家に示した点である。これにより、価格の形成は市場の需給にゆだねる一方、食糧生産を支持するという政府のメッセージも農家に伝えるため、補助の効率が高められるとみられる。

しかし、この方法は国有食糧企業に売り渡すという条件が付いている。これは、その他の流通企業を不公平に扱うだけではなく、国有食糧企業の独占的地位を維持することになり、流通段階の利益を農家に分けるという食糧流通体制の改革を先に伸ばしてしまう可能性がある。たとえば、この方法を実施している湖北省は一部の地域で、国有食糧企業に売り渡した食糧は補助を含めても、市場で売る価格とあまり変わらないか、市場価格より低いという状況が発生している。<sup>(注13)</sup>

第二の方法は、食糧を増産させるという政策の意図を明確に農家に伝え、効率的なやり方だと評価されている一方、反論も少なくない。食糧の生産量や栽培面積を常に把握する必要があるため、実行コストが高い。食糧増産だけを刺激することは、資源条件に基づく農業構造調整を妨げるだけではなく、「豊作 食糧市場価格の下落 農家の食糧販売難と収入減」というわなに再び陥ってしまうリスクを蓄積することになる。

第三の方法は、食糧生産と関係なく、全農家に支払っており、所得支持という先進

国の直接支払いに近いものであり、公平、明瞭、実行コストが比較的安いというように評価されている。一方、1戸当たりの支払額がさらに小さくなる問題、農産物を作らなくてももらえるというモラルハザードの問題、農家人口が多く財政力の弱い中国にはこうした全農家向けの所得支持がまだ早い、等の指摘がある。

(注12)「農業補貼的政策転型与具体操作」(国务院研究室副局长郭璋)によると、第一の方法を実施している省・自治区は、河北省、新疆、湖北省、浙江省、四川省、貴州省などがある。第二の方法を実施している省は、江蘇省、広東省、湖南省等省があり、河南省、江西省と安徽省は第三の方法を実施している。

(注13)「農業補貼的政策転型与具体操作」(2004)、国务院研究室副局长郭璋04年8月16日

#### (5) 直接支払いの抱えている課題

##### a 基準がない

直接支払いは、財政の予算科目に入っておらず、合理的な支払基準もない。つまり、支払う必要に応じて予算を確定するという事ではない。食糧生産地は食糧リスク基金の中央拠出分を使うことになっているので、中央が拠出した金額によって支払いの基準を作っている。中央の拠出金は食糧生産農家の数からみれば、ごくわずかである。今後、増えるかどうか不明である。

##### b 地方保護主義

地方財政を使う北京や上海等沿海地域の省・市は、他の省より数倍もの高い支払いを行っている。これは、地域格差を拡大しているだけではなく、食糧生産とその他の農産物の収益率を大幅に変えてしまってい

る。現実に、環境保護のため補助金をもらって植林したところも、その補助金が食糧生産の直接支払額に及ばないため、木を伐採して食糧の栽培に転じた農家も現れた。

北京や上海等沿海地域は、もともと食糧の消費地であるが、過度な食糧生産の刺激によってこれらの消費地でも食糧が増産されている。これは、比較優位に基づく農業の構造調整と全国统一市場の形成に不利に働くということだけではなく、来年の供給過剰による価格の下落、農家の豊作貧乏というリスクをもたらす、食糧の生産と市場の変動幅を一層拡大することになる。

##### c 固定した支持制度になるかどうか

04年の国内食糧市場価格は、前年より約3割高くなっているにもかかわらず、直接支払いは依然として実施された。これは、直接支払いは、価格と関係ない固定支払いになっていることを意味する。ただし、これは、03年末からの供給逼迫と農家の所得低迷状況を改善するために実施したものであり、今後固定した制度になるかどうかについては不明である。WTO加盟により、農産物の関税が大幅に引き下げられ、またASEANとのFTAも迫ってきている。開放した状況の下では、国内の農産物価格の上昇を維持することは難しく、農家の生産意欲の維持と所得低迷を改善するために固定した直接支払いは必要だとみられる。この場合、財源をどう確保するかが問題である。

d 価格支持制度を維持するかどうか

直接支払いは、市場価格より高い「保護価格」での買付に取って代わって実行するものだという考えがある。しかし、現段階、直接支払いは金額が小さいため、中央財政が集中的に支出した中部13の省・自治区でも、食糧生産農家1戸当たり74元しかない。この金額は、農家の所得支持には不足だと言わざるを得ない。逆に、豊作による食糧市場価格の下落は農家への打撃がよほど甚大である。

この場合、市場価格より高い目標価格での買付、いわば価格支持制度が欠かせないとみられる。価格支持制度はWTOにおいて削減対象となる黄の政策であるが、WTO加盟時、中国の国内農業助成の上限が農業生産額の8.5%と定めたため、この枠内なら問題ない。問題は、こうした制度を実施する時、国有食糧企業に独占させることを慎重に考えるべきである。もちろん、市場価格の暴落を防ぐために、過度な食糧生産を刺激する政策はそもそも避けるべきである。

e 価格下落と市場変動幅拡大のリスク

現在の直接支払いは、北京や上海等沿海地域の極端な食糧生産刺激策が象徴するように、既に農家の所得支持ではなく、食糧増産を第一の目的にしている。これは、03年末からの国内食糧価格の上昇により食糧を増産しなければならないという認識、また中国の財政力が弱いため、限られた財源は最も重要な農産物の食糧生産に集中すべ

きという考え方に起因している。

しかし、これらの考え方は、中国はいつたいどれぐらいの食糧が不足しているか、食糧増産後の市場がどう反応するか、農家の所得にどのような影響をもたらすか等について考えていないようである。次第に強化された増産措置により、04年の食糧生産は少なくとも前年より6%以上の増産になるのがほぼ確実となり、また輸出減と輸入増という貿易戦略の転換も同時に行われている。今年の国内の食糧供給が大幅に増える可能性が高まってきた。

こうした状況になると、食糧の市場価格が一転して下落していくことが容易に想像できる。食糧市場価格の下落による農家の収入減は、この直接支払額よりはるかに大きくなる可能性がある。これまで農家は何度も「豊作貧乏」を経験してきた。

こうなった場合、可能性のあることは、98年から実施した市場価格より高い保護価格での食糧買付の再開である。その場合、「中央備蓄食糧管理公司」が実行することになるが、その支店数および倉庫数が限られるため、最終的にはやはり普通の国有食糧企業に委託して買い付けることが考えられる。これは、そもそも改革に抵抗してきた国有食糧企業が一番望んでいたことである。こうなると、これまで大量に発生してきた農家に対する不公平な取り扱いが再開し、改革は計画通りに進まないリスクがないとは言い切れない。

### 3 農業税の減免に伴う 農村行政体制の改革

#### (1) 依然として差別的税金が課されている中国農業

世界のほとんどの国は、農業に対して専門の税を徴収していない。農家への徴税はその他のサラリーマンと同様に所得税等だけで、農産物への徴税はほかの工業製品と同様に流通段階での消費税だけである。また、先進諸国はいずれ優遇税制等の措置で農業と農家に手厚い助成を行っている。

しかし、中国は依然として「農業税」という名前で、農家に対してほかより重い税金を課している。00～03年の第一段階の農村税金費用制度改革（税費改革）まで、農家には税金のほかに多様な名目の費用を徴収していた<sup>(注14)</sup>。これは、もともと低い農家の所得をさらに押し下げ、都市住民との所得格差を大幅に拡大させただけでなく、中国の農産物の生産コストを相対的に押し上げ、その国際競争力を弱め、海外からの農産物の輸入増と中国農産物の輸出競争力の低下を助長している。

(注14) 00年からの税費改革まで農家に課している税金と費用の負担については、阮蔚(2003)「WTO加盟1年目の中国農業の動き」本誌03年3月号を参照。

#### (2) 第一段階の税費改革のプロセス

農家の負担を軽減させるために、中国は00年から農家の税金と費用の負担制度を改革するようになった。この改革はこれまで

二段階に分けて進めてきている。第一段階は00～03年の間に行われた。

改革の主旨は、制度外の費用徴収を廃止することであるが、やり方としては、農業税の税率引上げの形で廃止された費用の収入を一部カバーし、また中央財政からも一部補填を行う。改革後の農業税率は、以前の農地平年生産量の3%から7%へ引き上げられ、それに村民委員会の経費に当たる部分として農業税の2割以内を加え、トータルで8.4%以内に統一した。それと同時に、農業特産税も8%に引き下げた。

この改革の実験は、まず00年に安徽省等で始まったが、中央財政の地方政府に対する移転支出の不足等により01年にいったんストップした。02年に中央政府は165億元の移転支出を増やし、河北、内モンゴル、黒龍江、吉林、青海、寧夏等全国16の省・市・自治区に拡大して実験を再開した。それに、早期開始した安徽省、江蘇省(01年)、浙江省と上海市(二者とも中央財政に頼らない自費改革)を入れると、20の省・市・自治区になった。そして、03年に、移転支出を305億元を増やして全国で実験されることとなった。

#### (3) 第一段階の税費改革の問題点

##### a 実質的に固定の農地税の性格が強い

改革後の農業税は、農地の平年の総生産量にしたがって徴税している。この総生産量には農家が販売するものもあれば、自家消費のものおよび種子なども含まれる。言い換えれば、同年の粗収入から生産コスト

を全く引かずに徴税されることになる。その結果、農産物の販売価格低下により赤字になっているにもかかわらず、借金して税金を払う農家も出ている。

世界各国では、農業に対する徴税は、農産物の流通過程で行うか、農家の所得に対して行う。中国現行の農業税は、農産物の流通過程での消費税でもないし、農家の所得に対する徴税でもなく、実質的に固定的な農地税の色合いが強い。特に、農業税の徴税基準のなかには、生活に必要な基礎控除はないし、医療費や年金等の控除もない。また、生産に必要なすべてのコストも控除されない。

#### b 実質の税率が高い

上述したように、改革後の農業税率は8.4%（村民委員会の附加1.4%を含む）になった。中国は約3億3千万人の農業労働力を抱えているため、農業労働力一人当たりの耕地面積は日本の3分の1にすぎない0.39haである。結果として、農家の生産された穀物の商品化率は約40%にとどまっている。これに基づき7%の税率で計算すると、実質の農業税率は17.5%になる。また、企業の場合、原材料や設備などを購入するとき、流通段階の税金を差し引くことになっているが、農家は化学肥料や農薬、種子などを購入する場合、税金の控除はできない。これを考慮すると、農産物への税率は実際には約21%にもなると中国国家税務局副局長の許善達<sup>(注15)</sup>は指摘している。中国で工業品に徴収している流通段階の増値税はい

ま17%と農産物への実質税率より低い。

#### c 税金の負担が不公平

改革後の農業税制は、確かに農家へのむやみな費用徴収をなくして、全体として農家への負担を軽減した。各種サンプル調査などにより、02年に税费改革がなされている地域の農家一人当たりの負担は、改革前と比べ平均して約40%、金額的には約40元<sup>(注16)</sup>の軽減となった。しかし一方、この農業税制は、農村内部、また農家とサラリーマンとの間に二重の不公平を生じている。

前者の農村内部の税制不公平については、改革前の農家負担は一部が農地の面積によって徴収され、一部が頭数で割って徴収されていた。改革後は、農地を請け負って生産している農家だけが負担することになった。これにより、家族の人数が多く農地が少ない農家は、その負担が軽減されたが、家族の人数が少なく農地が多い農家は、負担が重くなった。つまり、改革後の農業税制は、兼業農家の負担を軽減したものの、専業農家の負担を相対的に加重した。

後者の農家とサラリーマン間の税制不公平については、サラリーマンの所得税は800元を超えた部分、また都市部の個人経営者に徴収する増値税は月間の販売額が600~2,000元を超えた部分に対して、累進税が課されるが、農業税はこうした免除額を一切設けておらず、自家消費の分も種子等再生産用の分も、また凶作の場合でも、農地の平年の生産量にしたがって全額徴収される。これは、税収の公平原則と全く相

反している。

(注15)「農業税制改革目標確定」(2003), 中国農網03年2月11日

(注16)「2002年の農村税費改革テストの成果, 問題と提言について」(2003), 『中国経済時報』03年2月2日

#### (4) 第二段階の農業税制改革

上述したように, 中国は農業に課す税金が実質的に依然として農業以外の産業より重い。真に農家の負担を軽減するには, まず, 農業を差別する税制を廃止し, 農村部と都市部の税制を統一することが欠かせない。

そこで, 04年に中国は第二段階の農業税制改革に突入した。方針としては, 04年から農業税を毎年平均1ポイントずつ引き下げ, 5年以内に農業税を廃止させる。また, 04年から, 農業特産税(葉タバコを除く)を廃止する。

04年の改革内容を少し詳しくみると, 以下ようになる。食糧生産地の農家のインセンティブを引き出すために, 黒龍江省と吉林省の二つの省で農業税廃止の改革を実験する, 河北, 内モンゴル, 遼寧, 江蘇, 安徽, 江西, 山東, 河南, 湖北, 湖南, 四川という中部地域の11の食糧生産省・自治区で, 農業税の税率を3ポイント引き下げ, その他の地区では農業税の税率を1ポイント引き下げる。また, 上述した葉タバコを除く農業特産税を廃止する。

食糧生産地の農業税減免による地方財政の不足を補うために, 04年に中央財政は510億元の移転支出(地方交付金)を充てた。<sup>(注17)</sup>

04年の改革ではすでに大きな成果が現れ

<sup>(注18)</sup>ている。まず, 農業税を廃止した省・市は, 吉林省と黒龍江省のほかに, 北京市と天津市がある。上海市は, 農民に対して(農業関連企業を除く)農業税を免除した。また, 16の省にわたる268の県は農業税を免除した。全国の農業税は, 今年1~8月の統計では145.9億元と前年同期より62.63億元(30.04%)減, つまり, 農家の税金負担は前年同期より3割減少した。通年では, 農家の税金負担は280億元(うち農業特産税60億元)の軽減になるとみられ, また, 通年の農業税は約240億元になるとみられる。

将来的には農家だけに徴収する農業税を廃止してから, 農家に対して, 都市住民と同様の所得税を徴収することが考えられる。また, 農業税を廃止してから, 農産物に対して, 工業製品と同様な流通段階の増徴税を課すことが想定される。そのなかで, 農業を助成する角度からの, 減免や控除など各種優遇措置が望まれる。

(注17)「我国今年減輕農民農業税収負担280億元」(2004), 新華ネット03年10月20日

(注18)「中央作出決定取消除煙葉外的所有農業特産税」(2004), 新華ネット04年10月22日, 「農村税費改革使我国農民減負達30%以上」(2004), 新華ネット04年10月21日

#### (5) 農業税の廃止に伴う農村行政体制の改革

農家に重い税金負担を強い最大理由は二つある。一つは中国の各段階の行政に課せられている機能とその財政基盤のアンバランス, もう一つは農家によって養われる公務員が多すぎることである。農業税制改革を成功させるには, この二つの改革が

避けて通れない。一つ目の問題については、拙稿「WTO加盟1年目の中国農業の動き」(本誌03年3月号)に述べたため省略するが、ここでは、二つ目の農村行政体制について少し詳しく考察してみる。

#### a 農村行政体制の改革

農業税が廃止されたら、農村行政体制も改革せざるを得ない。農村行政体制の改革は、簡単にいうと、末端の郷鎮政府の大幅な統廃合により財政資金で養う人の数を減らすことである。郷鎮政府は83年に崩壊した人民公社から転換してきたものであり、郷鎮政府の独立した財政も83年以降、各地の郷鎮政府内で作られてきたのである。その後、郷鎮政府のなかで給料をもらう人の数は急速に膨張してきた。

中国で一人の官吏を養うのに必要な人員数は、漢の時代は約8千人、唐の時代は約3千人、清の時代は約1千人であったが、80年代の半ばになると67人に縮小してしま(注19)った。98年になると40人に縮小した。さらに現在(注20)は約30人になったとも言われる。急速に増えた「官吏」の大部分は郷鎮政府に属している。

農家からのさまざまな公的徴収により得た資金の相当部分は、この膨大な郷鎮政府の運営費用に充てられている。第4表は税費改革によって変化した郷鎮政府の税収項目であるが、02年の税費改革までさまざまな名目の税と費用が徴収されていた。02年

第4表 郷鎮政府の税収項目の変化  
(農業税廃止の改革を行っている黒龍江省、吉林省のケース)

2002年の税費改革まで	2002年の税費改革後	2004年3月 農業税廃止後
農業税 農業特産税 と畜税 工商業税収 郷鎮「五統」(注1) 村「三提留」(注2) 「黒地」収入(注3) 教育費徴収 政府性基金 各種制度外費用徴収 その他...	農業税 農業税附加 農業特産税 工商業税収 「黒地」収入	工商業税収 葉タバコ特産税

資料 各種資料から筆者作成

- (注)1 「五統」とは、郷鎮政府が徴収する教育費、道路建設費、計画出産管理費など5種類の費用を指す。  
2 「三提」とは、村民委員会が徴収する公的積立金、公益金、行政管理費を指す。村民委員会が行う各種行政サービス(集団所有の土地・財産の管理、保健・環境衛生事業、計画出産の管理、治安維持、橋梁・道路の整備など)のための費用である。  
3 「黒地」とは、農業税が国の財政収入に入っていない農地を指す。その土地を使用している農家は農業税を払っているが、その税金は国の財政収入に入らずに、郷鎮政府や村民委員会の運営費に充てられていた。

後に大幅に簡素化したが、それでもトータル8.4%の農業税、8%の農業特産税が課せられていた。

郷鎮企業などが発達していない中部地域の大半の農村エリアでは、工商業税収がわずかなだけで、郷鎮政府の税収の大半は農業関連税だと言われる。農業税と農業特産税が廃止されたら、郷鎮政府の財政は崩壊することになる。また、これまで約6割の郷鎮幹部の仕事は農業関連税金の徴収であるため、農業税が廃止されたら、この人たちの仕事もなくなる(注21)。そこで、郷鎮政府の大幅な縮小および統廃合が自然に求められる。そうしないと、農家への負担増に跳ね返るのは時間の問題である。

#### b 黒龍江省の例

ここでは、農業税の全面的廃止をテストしている黒龍江省を例にして、その郷鎮政

府の改革状況をみてみる。<sup>(注22)</sup>

黒龍江省は、04年6～8月に4つの県を選んで、先行して改革のテストを行い、経験のある程度蓄積してから、9～12月に134の県に広げてテストを行っている。05年1～3月までその改革を完成させる計画である。

改革の中身は主として、組織と人員を削減して郷鎮政府を大幅に簡素化すること、農村の小中学校の教師を減らして、農村の義務教育の責任を県政府に譲ること、郷鎮の財政と税務所を廃止して県財政局直轄の農村財政所を設けること、である。

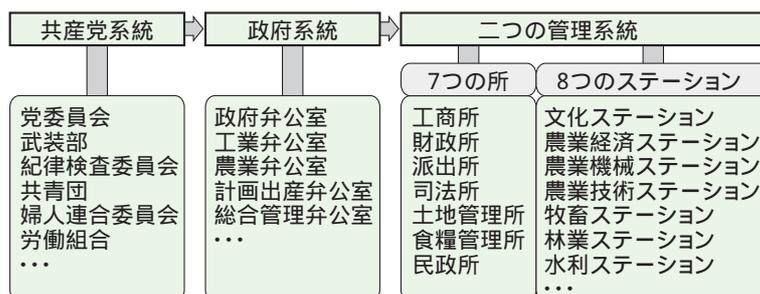
中国の郷鎮政府は、第2図が示すように、いくら小さくてもほとんど三つの系統を備えている。共産党系統、政府系統、二重の管理系統である。こうした煩雑な組織図は、実は中央政府と省政府に対応して設けざるをえなかったものである。中央と省政府には、関連の部署が全部そろっているためである。

黒龍江省は、これら三つの膨大な系統を統廃合して、多くても三つのサービスセンターしか設けないという改革のプランを出

している。どういう三つのサービスセンターを設けるかは、各郷鎮の自主意思の選択による。たとえば、黒龍江省の克山県では、管轄内の郷鎮政府は「平安弁公室」「経済弁公室」「サービス弁公室」を設けている。富錦市と双城市は、「農業技術総合サービスセンター」「農村经济管理サービスセンター」と「畜産獣医サービスセンター」を設立している。蘭西県はもっとも大胆な改革を行っている。管轄内の郷鎮では、中間管理組織を完全に撤廃して、11～13の総合ポスト（兼任）を設けているだけである。たとえば、蘭西県の北安郷では、郷鎮政府は全部で18人からなり、そのうちの5人は郷政府の責任者と管理者であり、残りは党委秘書、組織委員、宣伝委員、共青団書記、婦女主任、政府秘書、人事科員、民政科員、計画出産科員、統計科員、交通と郷鎮建設科員、土地科員、教育・文化・衛生科員という13のポストだけである。

この農業税廃止に伴う農村行政体制の改革を推進していくには、黒龍江省は04年12月末まで郷鎮政府レベルでトータル1.8万の人員を削減しなければならない。改革をスムーズに進めるに、削減されるこの1.8

第2図 郷鎮政権の構成



万人に対して、3年間給料が支払われることになっている。一人当たり給料を年間1万元と少なく見積もっても、年間1.8億元、3年間5.4億元の改革コストになる。年間の財政総収入は247億元しかない黒龍江省にとっては、大きな負担だと言わざるを得ない。現在、農業税の廃止による減収分は、中央財政から移転されている。

(注19)『中国第三次人口センサス資料分析』(1987), 中国財政経済出版社

(注20)「推開配 改革要有周密政策設計」韓俊 (『財經』週刊, 04年10月4日号), 53頁。

(注21)「郷権之変」常紅暁 (『財經』週刊, 04年10月4日号) 42頁。

(注22)「郷権之变」常紅暁 (『財經』週刊, 04年10月4日号)

#### (6) 農村行政体制と関連する改革

農業税制改革を成功させるには、まず、農村の義務教育の問題を徹底的に改革する必要がある。今年からの改革では、もともと郷鎮政府にあった義務教育の責任・権限は、県政府に移譲された。しかし、中国の県政府の財源も大半は農業税に依存しており、財源が大変不足している。要するに、農村の義務教育の資金は中央財政と省政府財政に支出させなければ、農業税制改革と農村行政改革は成功しない。

もうひとつは、中央と省政府レベルの行政改革である。中央政府の行政部門が多く、しかも末端の郷鎮政府まで同じ構成を求めているというのが、中国行政体制の現状である。中国全体の行政改革が求められる。

最後に、中国は「中央 省 市 県 郷鎮」という世界で最も多い5段階の行政体制を具備しているが、こうした5段階の行

政体制が本当に必要かという問題がある。少なくとも郷鎮レベルでは、県政府の派出所だけで十分だという見方が多い。その代わりに、将来的に郷鎮では農家の協同組合等組織を作って、自治的対応を図っていくことが健全な姿であるかもしれない。もちろん、広い中国ではいきなり郷鎮政府を撤廃することは難しい。しかしながら、現実には郷鎮の統廃合は急速に進んでいる。郷鎮政府の数は、03年に3.8万と00年の4.37万に比べ1割以上も減った。

### 結びに変えて

04年の農政は、農家の所得増と食糧増産を求めて、改革を加速した。農業税減免の改革は、農家の負担を減らすことを通して農家の所得増に等しい貢献をしているだけではなく、郷鎮政府の大幅簡素化など農村行政体制の改革につながり、大いに評価できる。

一方の直接支払いは、明らかな食糧増産の効果をもたらしている。こうした場合、むしろ懸念すべきことは、豊作後の食糧市場価格の下落である。これまで中国は何度も「食糧市場価格の上昇 増産 豊作 市場価格の下落 農家の食糧販売難と収入減」というサイクルを経験してきたが、今回も再び同じわなに陥るのか。食糧市場価格の下落による農家の収入減は、直接支払額よりはるかに大きくなる可能性がある。そして、食糧増産と農家所得増の同時達成を求める政策の妥当性が問われる。現在の

中国では、二つの目標が相反して作用しがちであることを冷静に受け止めてからの効率的な政策が求められる。少なくとも、今年のような過度な食糧生産の刺激策は見直す必要がある。

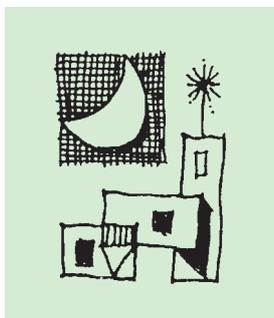
<主な参考文献>

- ・李成貴（2004）「糧食直接補貼不能代替價格支持」『中国農村經濟』8月号
- ・趙德余，顧海英（2004）「我国糧食直接補貼的地区差異及其存在的合理性」『中国農村經濟』8月号

- ・郭璋（國務院研究室副局長）（2004）「農業補貼的政策轉型与具体操作」，中国農網 8月16日
- ・『中国第三次人口センサス資料分析』（1987）中国財政經濟出版社
- ・常紅曉（2004）「鄉權之变」『財經』週刊10月4日号
- ・中国社会科学院農村發展研究所（2004）『2003～2004年中国農村經濟形勢分析与予測』社会科学文献出版社

（副主任研究員

阮蔚（Ruan Wei）・リャンウェイ）





## 平成16年度第1回農協信用事業動向調査結果

### はじめに

農協信用事業動向調査(以下「動向調査」)は、全国の資金観測農協の協力を得て、年2回実施しているアンケート調査である。

このほど平成16年度第1回調査結果(6月実施)のとりまとめを行ったので、その概要を紹介する。今回の調査では、個人預貯金等への取組み、自己居住用住宅資金と賃貸住宅等建設資金の動向等についてとりあげた。

### 1 対象農協の概要

動向調査の対象となった農協は、全国の信用事業を営む農協から地域別組合数等を勘案して選ばれた389農協である(2004年6月現在)。今回の調査では、そのうちの366農協(集計農協)から回答が得られ、集

計率は94.1%であった。

集計農協の1組合当たり平均の貯金、貸出金残高は、ともに全農協平均の1.5倍となっており、集計農協は、やや規模の大きな農協が多い(第1表)。そのため、集計農協が全農協に占める割合は、農協数では39.8%であるが、貯金残高では58.9%と半分以上を占めている。

また、貯金、貸出金残高の伸び率を比較すると、全農協の03年9月と04年3月の前年比伸び率は、貯金が1.8%、2.1%、貸出金が0.4%、0.1%であるのに対し、集計農協は貯金が1.6%、1.9%、貸出金が0.4%、0.3%であった。水準に多少の差はあるが、伸び率の動きは同様の傾向を示しており、おおまかな資金動向をみる際の代表性はあると考えられる。

### 2 個人預貯金等の動向

銀行等での投資信託や外貨預金の販売開始から数年が経過し、市場性金融商品の販売に力を入れる金融機関が増えているといわれる。ここでは、農協の取組姿勢と、農協からみて管内の他業態が

第1表 集計農協と全農協との比較  
— 2004年3月末 —

(単位 百万円, %)

	1 農協当たり残高		(A) / (B)	年度間増加率			
	集計農協 (A)	全農協 (B)		03年9月末		04年3月末	
				集計農協	全農協	集計農協	全農協
貯金	125 065	82 673	1.5	1.6	1.8	1.9	2.1
貸出金	34 598	23 381	1.5	0.4	0.4	0.3	0.1
貯貸率	27.7	28.3					

個人預貯金や市場性金融商品に対してどのように取り組んでいるかについて質問した。

個人貯金への取組みについては、ほとんど(97.2%)の農協が「積極的」「かなり積極的」と「やや積極的」の合計、以下同じ)と回答した。なかでも、「かなり積極的」を選択する農協が66.4%と多い。農協の個人貯金の前年比伸び率(02年度末,03年度末,04年度末の3期分の個人貯金残高を回答した258農協を集計)は,03年3月末の1.9%から04年3月には2.1%へと上昇している。このことから、ほぼすべての農協は個人貯金に積極的に取り組んでおり、伸び率も農協全体としては上昇していることが分かる。

農協の個人貯金と競合する金融機関としては(2つまで選択可能),「地銀」(67.8%),「郵便局」(63.5%)の選択割合が高かった。以下,信金(47.4%),都銀(13.5%),信組(11.7%),労金(2.0%)の順であった。

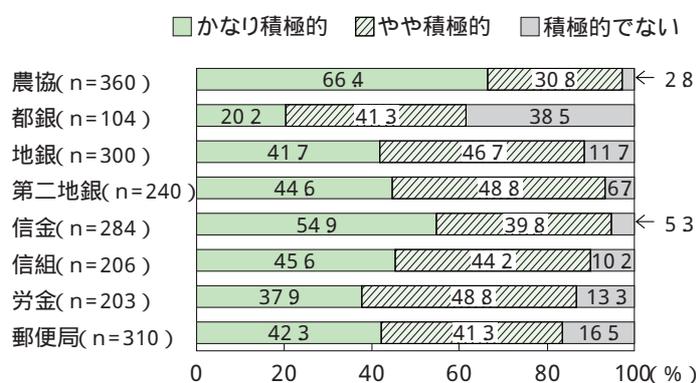
これら競合金融機関の個人預金への取組姿勢に関して,都銀以外の業態については8割以上の農協が「積極的」だとみている(第1図)。(注1)

それでは,市場性金融商品への取組姿勢はどうであろうか。農協の場合,投資信託については

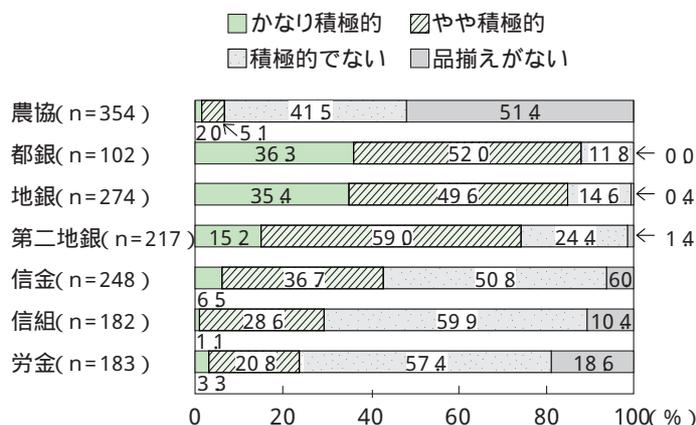
51.4%(第2図),外貨預金は61.1%,個人向け国債は37.2%の組合が「品揃えがない」を選択し,そもそも商品自体を取り扱っていないケースが多い。また,取扱いは行っていないという農協は非常に少ない。

一方,農協の個人貯金の競合先として最も多く選択された地銀に関しては,投資信託への取組みが積極的だと回答する割合が85.0%と,都銀に次いで高かった。外貨預金と個人向け国債についても約7割の農協が「積極的」に取り組んでいるとみている。地銀に関しては,個人預金も市場性金融商

第1図 農協からみた個人預貯金に対する取組姿勢



第2図 農協からみた投資信託に対する取組姿勢



品も両方とも積極的に取り組んでいると回答する農協が多い。

地銀と並び、競合先として選択割合が高い郵便局は、現在のところ投資信託や外貨預金は扱っていない。個人向け国債に関しては、77.2%の農協が管内の郵便局が積極的に取り組んでいると回答した。

つまり、農協の個人貯金の有力な競合先である地銀や郵便局では、個人預金だけでなく投資信託や個人向け国債にも積極的に取り組んでいるとみている農協が多い。預金よりも市場性金融商品に力を入れているとみている農協の割合が高い都銀とは対照的である。

先にみたように、農協では市場性金融商品を扱っていないか、扱っていても積極的でないことが多い。ただし、非常に数は少ないものの、いずれかの市場性金融商品に積極的に取り組んでいる農協も存在している。その状況を詳しくみると、都市部の貯金残高規模の大きい農協が多い。また、管内の他業態が預金、市場性金融商品に積極的に取り組んでいると回答しており、他金融機関との競合のなかで、農協の市場性金融商品への取組みが積極的になっているとも考えられる。

(注1)ここでは、管内に該当する金融機関がないというケースを除いて集計を行った。

### 3 貸出金用途別残高の動向

自己居住用住宅資金、賃貸住宅等建設資金の状況について詳しくみる前に、貸出金

全体の概況をみておきたい。

集計農協全体の04年3月末の貸出金の伸び率は0.3%で03年9月の0.4%からはやや上昇した。個別農協の伸び率の分布をみると、「3~0%未満」の農協が23.1%、「0~3%未満」が21.9%を占めた。残高が前年比減少している農協の割合は、03年9月の60.1%から04年3月末には52.7%へと低下した。

農協の貸出金残高を資金用途別にみると、04年3月末に前年比増加した資金は、自己居住用住宅資金、賃貸住宅等建設資金、県市町村・公社公団であった。自己居住用住宅資金の伸び率は前年から大きく上昇した。それ以外の農林公庫資金、農業資金、農外事業資金、生活資金は、前年比減少が続いている。

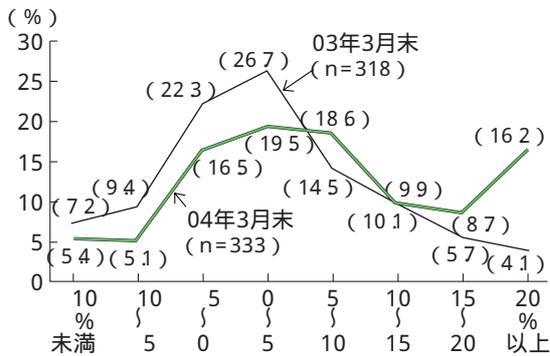
### 4 自己居住用住宅資金の動向

先述のとおり、自己居住用住宅資金（以下、自己住宅資金）は前年比増加が続いており、特に04年3月末の伸び率は8.5%と高かった。

個別の農協の前年比伸び率の分布をみると、04年3月末には、前年比20%以上残高が増加したという農協が16.2%を占めた（第3図）。昨年の調査に比べると、伸び率が20%以上という農協の割合が非常に高まった。また、残高が前年比減少している農協の割合は、03年3月末の38.9%から27.0%へと低下した。

貸出金の伸び率は昨年から今年にかけて

第3図 自己居住用住宅資金の伸び率分布



資料 03年3月末は平成15年度第1回調査のデータ

上昇する傾向がみられるが、こうした動きには、自己住宅資金の伸び率の上昇が影響しているとみられる。そこで、自己住宅資金の伸び率別に、貸出金全体の伸び率の分布と加重平均値をみた(第2表)。自己住宅資金の伸び率が低い層では、貸出金の伸び率も低い農協の割合が高いが、自己住宅資金の伸び率が高くなるにつれて、貸出金の伸び率が高い農協の割合が高まる。また、加重平均値は、自己住宅資金の伸び率が5%未満の各層ではマイナスであったが、自己住宅資金の伸び率が高い層ほど貸出金

全体の伸び率の加重平均値も高い。このことから、個別の農協では自己住宅資金の増加が貸出金増加にもつながったとみられる。

さらに、自己住宅資金の貸出状況を詳しくみると、03年度の自己住宅資金の実行額は1組合平均14億6,900万円で、そのうち「あんしん計画」が34.1%を占めた。あんしん計画は、全国統一商品として03年5月から順次販売を開始した商品で、調査の時点では、回答農協の約4分の3が取り扱っていた。

あんしん計画は、他金融機関からの借換えにも対応できる商品であり、実際に借換えに利用される割合も高い。今回の調査では、03年度中の自己住宅資金の実行件数のうち他金融機関からの借換えが占める割合は平均31.7%であった。このうち、あんしん計画が借換えで利用された割合は50.2%と、全体の平均よりも高かった。特に、住宅資金の前年比伸び率が高い農協ほど、あんしん計画が借換えで利用される割合が高

第2表 自己居住用住宅資金と貸出金の伸び率の関係(2004年3月末)

(単位 組合, %)

自己住宅資金の伸び率	回答組合数	貸出金の伸び率の分布								加重平均値
		10%未満	10~5	5~0	0~5	5~10	10~15	15~20	20%以上	
10%未満	17	11.8	35.3	23.5	17.6	0.0	11.8	0.0	0.0	3.3
10~5	16	6.3	37.5	18.8	25.0	6.3	0.0	0.0	6.3	1.9
5~0	51	3.9	23.5	43.1	15.7	9.8	3.9	0.0	0.0	2.4
0~5	64	1.6	10.9	50.0	31.3	4.7	0.0	1.6	0.0	1.6
5~10	60	0.0	16.7	40.0	33.3	8.3	1.7	0.0	0.0	0.3
10~15	30	3.3	6.7	40.0	30.0	6.7	6.7	3.3	3.3	1.4
15~20	27	7.4	7.4	11.1	48.1	18.5	3.7	0.0	3.7	1.6
20%以上	52	1.9	5.8	17.3	32.7	19.2	11.5	1.9	9.6	4.9

(注) 網掛けは、もっとも分布割合が高いカテゴリー。

いという傾向が見られた。

以上のことを総合すると、03年度の農協の自己居住用住宅資金は、あんしん計画の導入効果もあって大きく増加し、貸出金の伸び率低下に歯止めをかける要因となったと考えられる。

## 5 賃貸住宅等建設資金の動向

自己住宅資金とならび、農協の貸出金のうちの大きな割合を占めるのは賃貸住宅等建設資金（以下、賃貸住宅資金）である。ただし、賃貸住宅に対する需要は地域差があり、すべての農協で貸出を行っているわけではない。今回の調査では、調査対象の366農協のうち、賃貸住宅資金の残高がある農協の割合は81.7%、03年度中に実行額があったのは62.0%であった。

残高がある農協について、前年比伸び率の分布をみると、5～0%が28.2%、5%未満が23.8%を占め、半数以上の農協では前年比マイナスであった。したがって、農協全体としてみると残高は増加しているが、個別の農協の状況を見ると、貸出を行っている農協の半数以上で残高が前年比減少している。

03年度に賃貸住宅資金の新規貸出を行った農協に対して、賃貸住宅資金への取組姿勢を質問したところ、56.2%の農協が「利用者からの要望があれば受ける」を選択した（第3表）。「積極的」の選択割合は39.3%、「あまり増やさない方向」は4.5%<sup>（注2）</sup>を占めた。ただし、特定市や中核都市等の

第3表 賃貸住宅等建設資金への取組姿勢

（単位 組合、%）

	回答組合数	積極的	利用者からの要望があれば受ける	あまり増やさない方向	
全体	242	39.3	56.2	4.5	
地帯	特定市	47	74.5	25.5	0.0
	中核都市	47	51.1	42.6	6.4
	都市的農村	125	26.4	68.0	5.6
	農村	22	13.6	81.8	4.5
	過疎地域	1	0.0	100.0	0.0

都市部では「利用者からの要望があれば受ける」よりも「積極的」を選択する農協の方が多く、地域によって回答状況には差がある。

地域による差は、農協と他金融機関との競合状況にも現れている。組合員向けの賃貸住宅資金について、他金融機関と農協との関係として、51.9%の農協が「他民間金融機関が農協組合員（新規建設分）に積極的に融資を行っている」、30.3%が「めだつたうごきはない」を選択した（第4表）。

回答の選択割合は地帯別に大きく異なり、特定市や中核都市では「他民間金融機関が積極的」、「既往貸出について借換えが進んでいる」を選択する割合が高かった。一方、都市的農村、農村地帯では「めだつた動きはない」の選択割合が高かった。都市部では他金融機関との競合が激しいが、農村部では動きが少ないと考えられる。

農協の組合員の賃貸住宅の建設目的は、多くが相続税対策である。都市部では、後継者のいない農家等を中心に、相続税の負担を軽減するために賃貸住宅を建設するケースが多く、こうした組合員のニーズに対応するため、資産管理事業を行っている農

第4表 組合員向け賃貸住宅等建設資金について他金融機関との関係(複数回答)

(単位 組合, %)

		回答組合数	他民間金融機関が農協組合員新規建設分に積極的に融資を行っている	既往貸出について農協から他民間金融機関への借換えが進んでいる	組合員の新規建設に関しては農協がほとんど対応しており他民間金融機関の利用は少ない	既往分について他民間金融機関から農協への借換えが進んでいる	めだった動きはない	その他
全体		243	519	230	173	78	300	45
地帯	特定市	48	70.8	39.6	20.8	12.5	10.4	6.3
	中核都市	47	63.8	38.3	14.9	12.8	14.9	4.3
	都市的農村	125	44.0	13.6	19.2	4.8	37.6	4.0
	農村	22	31.8	9.1	4.5	4.5	59.1	4.5
	過疎地域	1	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0

協も多い。そのため、都市部で賃貸住宅等建設資金の貸出に積極的と回答する農協の割合が高いが、他の金融機関も農協の組合員に対するアプローチを積極的に行っており、農協との競合関係が強いことがうかがわれる。

残高の今後の見通しとしては、53.1%が「横ばい」、32.1%が「減少する」、14.8%が「増加する」を選択した。減少の理由としては、賃貸住宅に対する需要が少ない、または供給が過剰といった賃貸住宅に対する需給環境を指摘するケースが多かった。一方、相続税対策としてまだ建設需要があり、残高の増加がみこまれるという農協もあった。

(注2) 地帯区分は、農中総研独自の区分。特定市は「特定市街化区域農地」を有する市、過疎地域は「過疎地域活性化特別措置法の適用を受ける市町村」。上記に該当する市町村を除き、中核都市は県庁所在地または人口が20万人以上、都市的農村は人口3～20万人、農村は3万人未満。区分は、市町村単位だが、農協管内に複数の市町村を含む場合は、より大きな経済規模に対応する区分を採用する(特定市、中核都市、都市的農村、農村、過疎地域の順に優先)。

## 6 まとめ

以上の調査結果からは、農協の個人貯金と競合先の他金融機関では、預金だけでなく、市場性金融商品にも積極的に取り組んでいる。これに対して農協では、取扱いを行っていないかったり、扱っていてもそれほど積極的ではないことが多い。補完的に行ったヒアリング調査では、利用者の関心がほとんどないというケースもあるが、徐々に関心が高まってきているというケースもあり、地域によって利用者のニーズも異なっていると考えられる。今後、利用者のニーズが高まり、管内の他の金融機関との競合が強まれば、農協の取組姿勢も変化していく可能性もあろう。

貸出金については、03年度に導入したあんしん計画の効果もあって自己住宅資金が大きく増加した農協も多かった。自己住宅資金の増加によって、農協貸出金の伸び率の低下にも歯止めがかかったとみられる。

一方、賃貸住宅資金は、賃貸住宅に対す

る需要に地域差があり、03年度中に貸出を行った農協は約6割であった。組合員は相続税対策として賃貸住宅を建設するケースが多いため、特に都市部の農協で積極的に取り組んでいる。しかし、都市部では他業

態からの組合員へのアプローチも多く、競合関係は強い。賃貸住宅の需給環境の悪化もあり、今後残高はそれほど増える状況にはないという結果が得られた。

(副主任研究員 重頭ユカリ・しげとうゆかり)

## 農協の運用比率と地域差，貯金規模

### 1 はじめに

本稿は地域差と貯金規模が農協の各種運用比率に及ぼす影響の程度を調べるものである。

本誌2004年9月号「農協の資金運用構成とその分布」では、農協の資金運用構成が地域によって異なることを示した。また貯金規模による影響も示唆された。しかしこれら2つの要因による影響は重複する傾向にあり、<sup>(注1)</sup> 本来に両方の要因が影響しているのか、それぞれの要因の影響はどの程度かといった点は不明である。実はこうした問題は農協の資金動向を分析する際にしばしば発生しており、その解決は従来からの課題である。

そこで本稿では複数の要因を統合した統計分析により、個々の運用比率に対する各要因の影響を定量的に明らかにする。これは農協の運用を決定する基礎的な要因を整理することにもなる。

(注1)たとえば都市部には大規模な農協が多い。

### 2 要因分析の枠組み

分析対象データは全国919農協の04年3月末残高，出所は農協残高試算表である。

目的変数は、農協の資金運用のおもな内訳残高を貯金残高で除した運用比率（貯貸率，系統預け金比率，系統外預け金比率，貯証率）である。全農協の平均値はそれぞれ30.0%，67.6%，0.6%，3.8%である。

地域差を表す説明変数には、県区分と農中総研独自の地域区分（第2表を参照）を用いる。両者はともに農業や地域経済等の経営環境を代表している。また農協系統組織や行政は県単位となっているので、県区

分はそれらの違いも反映している。

貯金規模を表す説明変数には、貯金残高の常用対数を用いる。貯金残高は信用事業の経営規模を表している。対数を用いるのは分布の形を整えるためである。

分析にはこれらの変数に適した統計手法である共分散分析を用いる。本分析の目的変数（運用比率）は数量データである。また説明変数はカテゴリーデータ（県区分，地域区分）と数量データ（貯金残高）の両方を含む。共分散分析は、このような組み合わせのもとで目的変数の変動に対する各説明変数の寄与を調べる<sup>(注2)</sup>ことができる。

(注2)本稿は全国共通の傾向に関心があるので、各説明変数の影響のうち、他の説明変数に左右されない部分（いわゆる主効果）を調べる。

### 3 共分散分析の結果

各運用比率に対してそれぞれ共分散分析を適用した結果を第1表に示した。

有意確率が5%未満の説明変数は、目的変数との間に相関がある、つまり影響があるとみなせる。この基準によると、県区分と貯金残高はすべての運用比率に対していずれも影響がある。それに対して地域区分は貯貸率と系統預け金比率に対してのみ影響がある。

<sup>(注3)</sup> 各説明変数の影響の大きさを比較するには寄与率を用いる。これはすべての説明変数により説明される目的変数の変動を100%とした各説明変数の構成比である。いずれの運用比率においても県区分の寄与率が7~9割程度あり、県区分の影響が大きいことがわかる。県区分以外では、貯貸率と系統預け金比率における地域区分，系統外

第1表 共分散分析の結果

		モデル(目的変数)				
		貯貸率	系統預 け金比 率	系統外 預け金 比率	貯証率	
説明変数	F値	県区分	6.2	9.7	2.3	6.8
		地帯区分	16.5	9.0	0.3	2.0
		貯金残高	14.1	4.0	32.1	51.0
	有意 確率 P	県区分	0.0	0.0	0.0	0.0
		地帯区分	0.0	0.0	86.5	8.7
		貯金残高 (回帰係数)	0.0 (-4.14)	4.6 (-2.05)	0.0 (-0.97)	0.0 (2.59)
	寄与率	県区分	78.0	91.8	76.4	86.0
		地帯区分	18.1	7.4	-	-
		貯金残高	3.9	0.8	23.6	14.0
	修正済決定係数		0.28	0.33	0.10	0.34

- (注) 1 目的変数はいずれも対貯金残高比率(%)。  
 2 県区分と地帯区分は固定因子、貯金残高は共変量。  
 3 地帯区分は農中総研の定義による。  
 4 貯金残高は常用対数(Log<sub>10</sub>)を使用。  
 5 寄与率は目的変数の偏差平方和のうち説明変数により説明される部分全体を100%とした各説明変数の構成比。なお水準5%で有意な説明変数のみを用いた。

取り除いたことによって初めて明らかになった。

他方、貯金残高は数量データなので回帰係数(第1表)により影響の向きがわかる。<sup>(注4)</sup>貯金残高の大きな農協は貯証率が高く、他の運用比率が低い傾向にある。これは貯金残高の大きな農協では有価証券の運用体制が整備されているためではないかと思われる。

この共分散分析モデル全体の説明力は修正済決定係数によりわかる。これは目的変数の変動を1として、そのうちモデルにより説明される部分の割合を表す。値はいずれの運用比率についても0.5を下回っているの、説明されない割合の方が大きい。

- (注3) ただし説明変数間に相関があるので厳密な比較はできない。  
 (注4) 回帰係数が正(負)であればその説明変数と目的変数の間には正(負)の相関がある。

第2表 地帯別平均値の全国平均値からの差

(単位 ポイント)

		推計値		(参考)原数値	
		貯貸率	系統預 け金比 率	貯貸率	系統預 け金比 率
都市部 ↑ ↓ 農村部	特定市	7.2	4.3	1.1	0.7
	中核都市	5.6	4.0	6.5	5.3
	都市的農村	1.5	0.2	1.7	0.7
	農村	4.8	3.0	2.7	2.6
	過疎地域	6.4	5.1	2.9	1.5

(注) 推計値は他の説明変数による影響を除いた値。

預け金比率と貯証率における貯金残高が、いずれも寄与率1~2割程度を占めている。

ここで地帯区分と貯金残高による運用比率の格差傾向を確認する。各説明変数の正味の影響を把握できるよう、本分析では他の説明変数による影響を取り除いてある。まず地帯ごとに運用比率の平均値格差をみると(第2表)、都市部ほど貯貸率が高く、かつ系統預け金比率が低い傾向が見てとれる。この傾向は県区分と貯金による影響を

#### 4 まとめ

以上、地域差と貯金規模の両方が農協の運用比率に独自の影響を及ぼしていることを示した。説明変数のうちでは県区分の影響が大きい、地帯区分と貯金残高の影響についても明確な傾向がみられる。

しかしその一方、本分析の説明力は必ずしも高くない。これは運用比率を決定する要因がほかにもあることを示唆している。例えば県内の傾向が各県によって異なる場合や、各農協の運用姿勢といったものが考えられよう。

また本分析は県区分を説明変数に含むので、本分析の説明力があまり高くないことは、各県内のばらつきが大きいことを意味している。これは個別農協データによる分析が重要であることを改めて示すものである。

(主任研究員 平澤明彦・ひらさわあきひこ)

# 統計資料

## 目次

1. 農林中央金庫 資金概況 (海外勘定を除く) .....	(91)
2. 農林中央金庫 団体別・科目別・預金残高 (海外勘定を除く) .....	(91)
3. 農林中央金庫 団体別・科目別・貸出金残高 (海外勘定を除く) .....	(91)
4. 農林中央金庫 主要勘定 (海外勘定を除く) .....	(92)
5. 信用農業協同組合連合会 主要勘定 .....	(92)
6. 農業協同組合 主要勘定 .....	(92)
7. 信用漁業協同組合連合会 主要勘定 .....	(94)
8. 漁業協同組合 主要勘定 .....	(94)
9. 金融機関別預貯金残高 .....	(95)
10. 金融機関別貸出金残高 .....	(96)

統計資料照会先 農林中金総合研究所調査第一部

TEL 03(3243)7351

FAX 03(3270)2658

### 利用上の注意 (本誌全般にわたる統計数値)

- 1 数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
- 2 表中の記号の用法は次のとおりである。  
「0」単位未満の数字 「 」皆無または該当数字なし  
「...」数字未詳 「 」負数または減少

## 1. 農林中央金庫資金概況

(単位 百万円)

年月日	預金	発行債券	その他	現金預け金	有価証券	貸出金	その他	貸借共通計
1999. 9	31,415,164	7,154,846	11,229,552	4,124,762	15,777,227	18,804,689	11,092,884	49,799,562
2000. 9	32,710,622	6,681,118	10,469,972	900,268	19,125,774	21,933,178	7,902,492	49,861,712
2001. 9	37,260,470	6,252,839	10,672,336	2,184,560	21,878,804	24,943,234	5,179,047	54,185,645
2002. 9	38,277,942	5,798,306	9,874,640	1,143,684	23,520,480	22,338,020	6,948,704	53,950,888
2003. 9	38,530,713	5,344,532	15,362,426	1,782,600	34,434,098	15,244,461	7,776,512	59,237,671
2004. 4	39,324,406	5,173,333	14,080,352	1,692,536	32,880,237	16,589,445	7,415,873	58,578,091
5	38,980,966	5,142,263	14,028,011	2,164,127	32,882,042	16,400,655	6,704,416	58,151,240
6	38,600,684	5,103,376	14,564,660	1,850,074	33,897,756	16,110,719	6,410,171	58,268,720
7	38,241,997	5,068,132	14,485,948	1,915,067	34,138,283	15,475,626	6,267,101	57,796,077
8	38,253,381	5,034,791	13,693,108	2,270,870	33,699,378	14,181,335	6,829,697	56,981,280
9	38,654,959	4,976,290	15,411,804	2,375,246	35,869,161	14,084,349	6,714,297	59,043,053

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

## 2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2004年9月末現在

(単位 百万円)

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	31,142,906	9,033	1,021,940	98	126,927	-	32,300,903
水産団体	1,123,941	-	111,869	7	12,045	-	1,247,862
森林団体	2,232	9	3,637	59	146	-	6,083
その他会員	1,952	-	2,485	-	0	-	4,437
会員計	32,271,031	9,042	1,139,931	164	139,118	-	33,559,285
会員以外の者計	757,305	82,389	425,854	120,261	3,677,040	32,825	5,095,674
<b>合計</b>	<b>33,028,336</b>	<b>91,431</b>	<b>1,565,785</b>	<b>120,425</b>	<b>3,816,158</b>	<b>32,825</b>	<b>38,654,960</b>

(注) 1 金額は単位未満を四捨五入しているので、内訳と一致しないことがある。 2 上記表は、国内店分。  
3 海外支店分は、別段預金(会員以外の者) 1,098,826百万円。

## 3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2004年9月末現在

(単位 百万円)

団体別	証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計	
系統団体等	農業団体	75,308	8,631	177,118	0	261,058
	開拓団体	589	92	-	-	681
	水産団体	69,777	22,571	37,047	-	129,396
	森林団体	9,160	9,854	2,629	41	21,684
	その他会員	111	400	60	-	571
	会員小計	154,945	41,548	216,854	41	413,389
	その他系統団体等小計	274,913	39,059	168,039	364	482,375
計	429,858	80,607	384,893	405	895,764	
関連産業	2,380,132	115,897	2,039,512	32,425	4,567,965	
その他	8,391,626	21,731	206,953	311	8,620,620	
<b>合計</b>	<b>11,201,616</b>	<b>218,235</b>	<b>2,631,358</b>	<b>33,141</b>	<b>14,084,349</b>	

(貸方)

## 4. 農 林 中 央 金

年月末	預 金			譲渡性預金	発行債券	
	当座性	定期性	計			
2004.	4	5,944,608	33,379,798	39,324,406	85,000	5,173,333
	5	6,006,010	32,974,956	38,980,966	255,830	5,142,263
	6	6,138,598	32,462,086	38,600,684	207,500	5,103,376
	7	5,829,439	32,412,558	38,241,997	165,130	5,068,132
	8	5,657,586	32,595,795	38,253,381	135,600	5,034,791
	9	5,600,499	33,054,460	38,654,959	176,780	4,976,290
2003.	9	5,260,932	33,269,781	38,530,713	17,810	5,344,532

(借方)

年月末	現金	預け金	有 価 証 券		商品有価証券	買入手形	手形貸付	
			計	うち国債				
2004.	4	112,563	1,579,972	32,880,237	13,834,614	125,598	150,000	238,961
	5	170,450	1,993,676	32,882,042	13,019,763	121,141	440,200	234,267
	6	91,541	1,758,532	33,897,756	13,595,294	145,719	-	229,653
	7	110,325	1,804,741	34,138,283	13,437,600	17,540	-	234,160
	8	116,450	2,154,418	33,699,378	13,107,810	30,059	86,300	227,537
	9	134,472	2,240,773	35,869,161	12,814,302	27,876	-	218,234
2003.	9	148,771	1,633,829	34,434,098	14,810,640	166,805	263,800	334,213

(注) 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。  
3 預金のうち定期性は定期預金。

## 5. 信 用 農 業 協 同 組

年月末	貸 方					
	貯 金		譲渡性貯金	借入金	出資金	
計	うち定期性					
2004.	4	49,167,677	47,772,152	171,888	74,697	1,053,456
	5	49,240,445	47,864,758	200,781	74,695	1,053,457
	6	49,984,941	48,280,733	217,901	74,695	1,055,771
	7	49,991,506	48,374,316	216,231	74,694	1,076,860
	8	50,150,345	48,502,219	212,648	74,692	1,129,274
	9	50,029,753	48,473,618	220,698	68,691	1,151,400
2003.	9	49,917,101	48,482,223	149,920	44,073	1,053,208

(注) 1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。  
3 1994年4月からコールローンは、金融機関貸付から分離。

## 6. 農 業 協 同 組

年月末	貸 金			借 入 金		
	当座性	定期性	計	計	うち信用借入金	
2004.	3	21,819,558	54,156,894	75,976,452	601,202	434,925
	4	22,141,847	54,175,729	76,317,576	616,117	449,742
	5	21,955,664	54,348,899	76,304,563	621,649	452,792
	6	22,431,119	54,812,209	77,243,328	607,835	438,706
	7	22,093,960	55,068,545	77,162,505	623,505	453,322
	8	22,254,807	55,056,065	77,310,872	628,047	453,536
2003.	8	21,124,535	54,577,806	75,702,341	662,987	498,564

(注) 1 貯金のうち当座性は当座・普通・購買・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。  
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

# 庫 主 要 勘 定

(単位 百万円)

コ ー ル マ ネ ー	食糧代金受託金・ 受 託 金	資 本 金	そ の 他	貸 方 合 計
1,168,002	2,123,625	1,224,999	9,478,726	58,578,091
173,728	2,356,346	1,224,999	10,017,108	58,151,240
194,630	3,101,346	1,224,999	9,836,185	58,268,720
248,355	3,091,719	1,224,999	9,755,745	57,796,077
209,563	3,265,741	1,224,999	8,857,205	56,981,280
136,383	2,795,649	1,224,999	11,077,993	59,043,053
826,688	1,533,356	1,224,999	11,759,573	59,237,671

貸 出 金				コ ー ル ー ン	食糧代金 概算払金	そ の 他	借 方 合 計
証 書 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計				
13,590,855	2,724,764	34,863	16,589,445	422,108	-	6,718,168	58,578,091
13,389,701	2,743,038	33,647	16,400,655	499,684	-	5,643,392	58,151,240
13,130,434	2,716,442	34,189	16,110,719	410,193	-	5,854,260	58,268,720
12,371,259	2,835,057	35,149	15,475,626	396,974	-	5,852,588	57,796,077
11,163,801	2,759,107	30,890	14,181,335	613,682	-	6,099,658	56,981,280
11,201,615	2,631,357	33,140	14,084,349	397,991	-	6,288,431	59,043,053
12,127,818	2,739,568	42,861	15,244,461	598,824	-	6,747,083	59,237,671

# 合 連 合 会 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借			方			
	預 け 金		コ ー ル ロ ー ン	金 銭 の 信 託	有 価 証 券	貸 出 金	
	計	う ち 系 統				計	う ち 金 融 機 関 貸 付 金
50,351	29,773,999	29,659,096	0	339,234	14,946,978	5,700,143	887,505
49,772	29,822,946	29,676,345	0	340,950	15,061,651	5,744,009	887,662
52,972	30,053,731	29,914,006	0	342,950	15,600,583	5,707,538	887,781
48,256	29,833,494	29,683,662	0	343,450	15,763,122	5,776,825	892,057
53,461	30,243,498	30,119,271	0	339,494	15,545,798	5,729,751	892,825
53,572	30,236,377	30,125,580	10,000	339,493	15,295,946	5,887,058	904,186
55,466	30,278,630	30,173,245	0	337,752	15,233,522	5,639,992	709,075

# 合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借			方			報 告 組 合 数
	預 け 金		有 価 証 券 ・ 金 銭 の 信 託		貸 出 金		
	計	う ち 系 統	計	う ち 国 債	計	う ち 農 林 公 庫 貸 付 金	
367,631	51,958,141	51,728,963	4,044,216	1,510,820	21,487,105	342,799	919
385,029	52,000,086	51,782,794	4,222,643	1,645,648	21,439,885	341,387	912
395,300	51,883,500	51,652,128	4,244,014	1,641,731	21,440,635	343,416	912
388,431	52,597,371	52,368,338	4,482,645	1,833,477	21,419,078	343,708	911
376,206	52,570,251	52,351,221	4,561,778	1,884,738	21,445,795	343,975	909
389,809	52,734,275	52,515,051	4,387,050	1,766,418	21,477,647	343,932	909
359,273	51,698,980	51,482,426	3,922,205	1,460,053	21,436,890	370,460	939

## 7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方				借 方					
	貯 金		借 用 金	出 資 金	現 金	預 け 金		有 価 証 券	貸 出 金	
	計	うち定期性				計	うち系統			
2004. 6	2,202,245	1,644,714	51,129	64,217	14,325	1,339,598	1,300,284	162,797	759,306	
7	2,191,500	1,636,178	50,536	64,346	14,898	1,324,238	1,283,829	163,278	761,572	
8	2,181,173	1,631,886	50,552	64,400	14,792	1,314,960	1,278,122	161,018	762,887	
9	2,169,970	1,617,133	50,552	63,299	14,259	1,310,779	1,273,890	157,342	759,365	
2003. 9	2,234,084	1,700,937	55,407	62,650	13,150	1,348,101	1,309,279	171,121	775,256	

(注) 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

## 8. 漁業協同組合主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方					借 方							報 告 組 合 数
	貯 金		借 入 金		払込済 出資金	現 金	預 け 金		有 価 証 券	貸 出 金			
	計	うち定期性	計	うち信用 借入金			計	うち系統		計	うち農林 公庫資金		
2004. 4	1,057,284	663,989	290,290	217,667	133,938	6,529	961,567	935,668	14,245	367,844	12,288	388	
5	1,049,043	657,164	288,998	216,568	134,253	8,168	956,487	928,220	13,685	360,979	12,356	387	
6	1,054,567	658,733	288,820	215,305	133,090	8,503	953,568	926,184	14,110	362,963	12,429	386	
7	1,051,352	653,657	290,090	213,861	132,870	8,091	951,300	923,795	13,981	361,096	12,289	385	
2003. 7	1,126,842	707,311	317,107	242,297	139,510	8,824	1,004,508	962,436	16,542	400,190	16,374	441	

(注) 1 水加工協を含む。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。  
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。



## 10. 金融機関別貸出金残高

(単位 億円, %)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	郵 便 局	
残           高	2001. 3	214,983	48,879	2,114,602	1,357,090	465,931	662,124	133,612	8,192	
	2002. 3	212,565	48,514	2,011,581	1,359,479	444,432	639,808	119,082	7,006	
	2003. 3	210,091	47,118	2,042,331	1,352,121	429,093	626,349	91,512	6,376	
	2003. 9	209,642	49,309	1,961,442	1,344,846	416,293	625,429	91,511 P	6,088	
	10	209,690	50,062	1,929,937	1,335,110	414,745	623,437	91,409 P	6,036	
	11	209,921	49,592	1,952,699	1,339,627	417,515	626,850	91,770 P	6,200	
	12	208,569	50,307	1,961,443	1,352,525	423,716	633,012	92,384 P	5,541	
	2004. 1	207,992	50,002	1,941,503	1,345,570	420,015	627,636	91,927 P	5,588	
	2	208,374	49,556	1,920,332	1,347,466	419,573	626,364	91,897 P	5,524	
	3	209,725	49,201	1,925,972	1,351,650	420,089	622,363	91,234 P	5,763	
	4	209,260	48,126	1,879,841	1,336,670	414,585	617,118	90,688 P	5,690	
5	209,241	48,563	1,881,836	1,325,168	412,773	614,367	90,416 P	5,852		
6	209,022	48,197	1,879,375	1,323,701	412,896	615,319	90,456 P	5,500		
7	209,280	48,847	1,887,141	1,330,885	414,914	619,713	90,910 P	5,370		
8	209,593	48,370	1,890,979	1,319,535	411,889	616,347	90,721 P	5,353		
9 P	209,678	49,829	P 1,925,745	P 1,330,792	P 416,935	622,105	P 91,400	P 5,481		
前           同           月           比           増           減           率	2001. 3	0.3	10.9	0.6	1.2	7.9	3.7	6.2	16.2	
	2002. 3	1.1	0.7	4.9	0.2	4.6	3.4	10.9	14.5	
	2003. 3	1.2	2.9	1.5	0.5	3.5	2.1	23.2	9.0	
	2003. 9	0.4	0.8	5.5	0.6	4.3	0.7	5.2 P	11.2	
	10	0.2	3.0	7.5	0.4	4.4	0.5	4.9 P	11.4	
	11	0.0	2.8	7.1	0.3	4.2	0.5	4.7 P	11.0	
	12	0.0	3.4	6.9	0.2	4.1	0.8	0.7 P	10.4	
	2004. 1	0.1	3.4	6.9	0.4	3.6	0.2	0.3 P	10.4	
	2	0.1	3.8	6.9	0.4	3.6	0.2	0.3 P	10.8	
	3	0.2	4.4	5.7	0.0	2.1	0.6	0.3 P	9.6	
	4	0.1	4.1	6.2	0.1	0.2	0.6	0.2 P	9.1	
5	0.2	4.2	5.3	0.7	0.2	1.2	0.4 P	7.4		
6	0.3	3.5	4.9	0.5	0.1	0.7	0.1 P	8.9		
7	0.2	2.9	3.0	0.3	0.1	0.2	0.1 P	9.2		
8	0.1	1.8	3.3	1.5	0.9	1.2	0.4 P	8.4		
9 P	P 0.0	1.1 P	P 1.8	P 1.0	P 0.2	0.5 P	P 0.1	P 10.0		

(注) 1 表9(注)に同じ。ただし郵便局の確定値は、ホームページによる。  
2 貸出金には金融機関貸付金、コールローンは含まない。

# 農 林 金 融 第 57 卷 総 目 次

(2004年1～12月)

論 調 情 勢 組合金融の動き  
談 話 室 本 棚

## 2004年テーマ

- 2004年1月号 2004年度の日本経済と組合金融の展望
- 2月号 農政の将来方向と生産・流通
- 3月号 川下から農業を考える
- 4月号 地域・協同組織の再生と金融機関経営
- 5月号 農業と貿易
- 6月号 農協信用事業とその社会的役割
- 7月号 東アジアの農業とFTA
- 8月号 転換期にある金融政策と金融機関経営
- 9月号 食の見直しと農業
- 10月号 事業環境の変化と農協の対応
- 11月号 食の安全・安心
- 12月号 変化のなかの農業・農政

## 今月の窓

- 1月号 協同組織金融機関の協同組織性(取締役調査第二部長 鈴木利徳)
- 2月号 教育雑感(基礎研究部長 石田信隆)
- 3月号 帰れ、「農業は生命産業」へ(常務取締役 蔦谷栄一)
- 4月号 メガバンクの個人リテール戦略の新展開  
(取締役調査第二部長 鈴木利徳)
- 5月号 FTAと農業(基礎研究部長 石田信隆)
- 6月号 お金とのつきあい(調査第一部長 佐々木隆)
- 7月号 イ・ギョンヘ氏のこと(基礎研究部長 石田信隆)
- 8月号 三菱東京グループとUFJの統合(取締役調査第二部長 鈴木利徳)
- 9月号 「規模拡大」と「株式会社」への幻想(基礎研究部長 石田信隆)
- 10月号 地域に根ざした存在として(取締役調査第一部長 佐々木隆)
- 11月号 明日への構想(基礎研究部長 石田信隆)
- 12月号 大統領選挙と「民意」(基礎研究部長 石田信隆)

## 論 調

## 2004年度の内外経済金融の展望

デフレは残るが、世界景気拡大を背景に緩やかな成長継続 ..... 調査第二部... 1 (2)

## 2004年度の組合金融の展望

普通預貯金等のペイオフ凍結解除を前に ..... 重頭ユカリ... 1 (16)

地方債の信用力 ..... 丹羽由夏... 1 (28)

## 直接支払いと多面的機能，環境

水田，草地等地域資源と地域営農重視の日本型直接支払い ..... 蔦谷栄一... 2 (2)

外食・中食産業の米需要 ..... 藤野信之... 2 (20)

マグロの流通と魚価形成 ..... 出村雅晴... 2 (40)

## 実需を起点とした野菜供給の課題

野菜の業務用需要への対応 ..... 鴻巣 正... 3 (2)

食教育と地産地消型学校給食の意義と課題 ..... 根岸久子... 3 (14)

## 地球温暖化問題における森林・林業の役割と現状

森林の環境保全機能の具体例としての森林環境税に触れながら ... 秋山孝臣... 3 (32)

## 地域経済の低迷と再生に向けた金融機関のあり方

地域再生への金融機関と農協系統の役割を探る ..... 荒巻浩明... 4 (2)

## 米国クレジット・ユニオンの経営戦略

協同組織金融機関の優位性 ..... 永井敏彦... 4 (20)

生保・簡保・JA共済の業務運営の特色 ..... 丹羽由夏... 4 (35)

NAFTAと北米地域における畜産物貿易の構造変化 ..... 大江徹男... 5 (2)

## 途上国における信用農協の発展条件

インド・ケーララ州の教訓 ..... 須田敏彦... 5 (16)

## 農村農協の経営悪化構造

地域間比較から ..... 新潟大学農学部教授 青柳 斉... 5 (40)

## ヨーロッパにおけるソーシャル・ファイナンス

社会的な利益追求を目標にする金融機関 ..... 重頭ユカリ... 6 (2)

地域別にみた農協と他業態の個人預貯金動向分析 ..... 長谷川晃生... 6 (18)

韓国農業の現状と日韓FTA ..... 石田信隆... 7 (2)

国際化のなかの韓国食品産業 ..... 藤野信之... 7 (21)

日・タイ FTA 交渉における農業問題		
アジア地域の経済連携と日本農業	清水徹朗	7 (42)
タイのプロイラー産業		
FTA 交渉と鳥インフルエンザ問題のなかで	東洋大学国際地域学部講師 山本博史	7 (62)
デフレ脱却観測の高まりと金融政策運営	南 武志	8 (2)
賃金と物価下落		
企業の人件費抑制の動向	田口さつき	8 (16)
金融機関経営の現状と運用行動の展望	渡部喜智	8 (23)
健康からの食生活見直し		
人間の食能力, 食原理を踏まえた食生活を	蔦谷栄一	9 (2)
青果物取引の相対化と価格形成の課題		
卸売市場流通の諸原則を考える	鴻巣 正	9 (22)
2003年度の農協金融の回顧	長谷川晃生	10 (2)
2002年度の農協経営の動向		
組織・事業の現況と変化への対応	斉藤由理子	10 (14)
野菜流通における契約出荷と市場出荷	小野沢康晴	10 (28)
アメリカにおける BSE 発生と日米政府の対応	大江徹男	11 (2)
穀物自給率の基礎的要因と日本の位置		
耕地, 所得, 人口の157か国比較分析	平澤明彦	11 (14)
イタリアの有機農業, そして地域社会農業		
ローカルからのグローバル化への対抗	蔦谷栄一	11 (36)
漁業系廃棄物処理の現状と課題		
魚類残滓のリサイクルを主体に	出村雅晴	11 (54)
貿易交渉と農業		
新しい貿易ルールの確立を求めて	石田信隆	12 (2)
世界の米需給構造とその変化		
日本・アジアの食料安全保障を考える	清水徹朗	12 (17)
株式会社の農業参入		
事例にみる現状とその可能性及び意義について	室屋有宏	12 (38)
再び改革を加速した中国農政		
食糧増産, 直接支払い, 農村行政体制改革を中心に	阮 蔚	12 (61)

## 情 勢

稲作農業の実態と今後の見通し .....	清水徹朗... 2	( 55 )
平成15年度第2回農協信用事業動向調査結果 .....	長谷川晃生... 5	( 58 )
地域住民の金融機関の選択について		
地域住民アンケート調査結果にみる農協利用パターン(1) .....	尾高恵美... 6	( 28 )
組織再編のなかの漁協信用事業		
第22回漁協信用事業アンケート調査結果 .....	小野沢康晴... 6	( 34 )
最近の森林組合の動向		
第16回森林組合アンケート調査結果 .....	(財)農村金融研究会調査研究部長 林 省一... 6	( 42 )
販売農家の農業関連事業の利用について		
地域住民アンケート調査結果にみる農協利用パターン(2) .....	尾高恵美... 8	( 34 )
平成16年度第1回農協信用事業動向調査結果 .....	重頭ユカリ...12	( 81 )

## 組合金融の動き

2003年度上期の農協貯金動向 .....	長谷川晃生... 1	( 44 )
近年のJAの貯金財源の動向 .....	本田敏裕... 2	( 70 )
新規参入銀行の最近の動向 .....	重頭ユカリ... 3	( 52 )
個人預貯金の地域別動向 .....	長谷川晃生... 4	( 48 )
家計部門の金融資産の動向 .....	重頭ユカリ... 5	( 64 )
農協の他部門運用額の動向 .....	本田敏裕... 6	( 48 )
2003年度下期における個人預貯金の動向 .....	小針美和... 7	( 76 )
農協利用者の住宅ローン選択 .....	栗栖祐子... 8	( 40 )
農協の資金運用構成とその分布 .....	平澤明彦... 9	( 34 )
個人情報保護法とJAの対応について .....	本田敏裕...10	( 48 )
2003年度の農協の自己住宅資金動向 .....	栗栖祐子...11	( 70 )
農協の運用比率と地域差,貯金規模 .....	平澤明彦...12	( 88 )

## 談話室

バイオテクノロジー .....	(株)農林中金総合研究所特別顧問	堤 英隆... 1	(26)
気がついてみたらオーガニック検査員 .....	(有)リーファース代表取締役	水野葉子... 2	(38)
「常識」「知識」「情報」の怪しさ・危うさ .....	農林中央金庫専務理事	能見公一... 3	(30)
「アジア環境協力」をどう発展させるか .....「日本環境会議」事務局長・一橋大学大学院経済学研究科教授		寺西俊一... 4	(18)
桜 さくら 始まりの春 .....雪印乳業株式会社社外取締役・前全国消費者団体連絡会事務局長		日和佐信子... 5	(38)
キューバ ~情熱の音楽と有機農業 .....	(株)農林中金総合研究所代表取締役社長	栗林直幸... 6	(26)
似て非なる日韓の農業 .....	農業ジャーナリスト	青山浩子... 7	(40)
金融機関の創造性 .....	北海道大学経済学研究科教授	濱田康行... 8	(14)
農業は輝く未来産業 .....	朝日新聞編集委員	村田泰夫... 9	(20)
国際化・少子高齢化のベクトル .....	東京農業大学教授	日暮賢司...10	(26)
利己的諸個人を前提としたアダム・スミスの「共感」と今日の「協同」 .....山梨学院大学教授		堀越芳昭...11	(34)
有機農産物運動で日本は後進国 .....	日本大学生物資源科学部教授	大賀圭治...12	(36)

## 本 棚

藤井絢子・ 菜の花プロジェクトネットワーク 編著 『菜の花エコ革命』.....		蔦谷栄一... 4	(46)
---	--	-----------	------